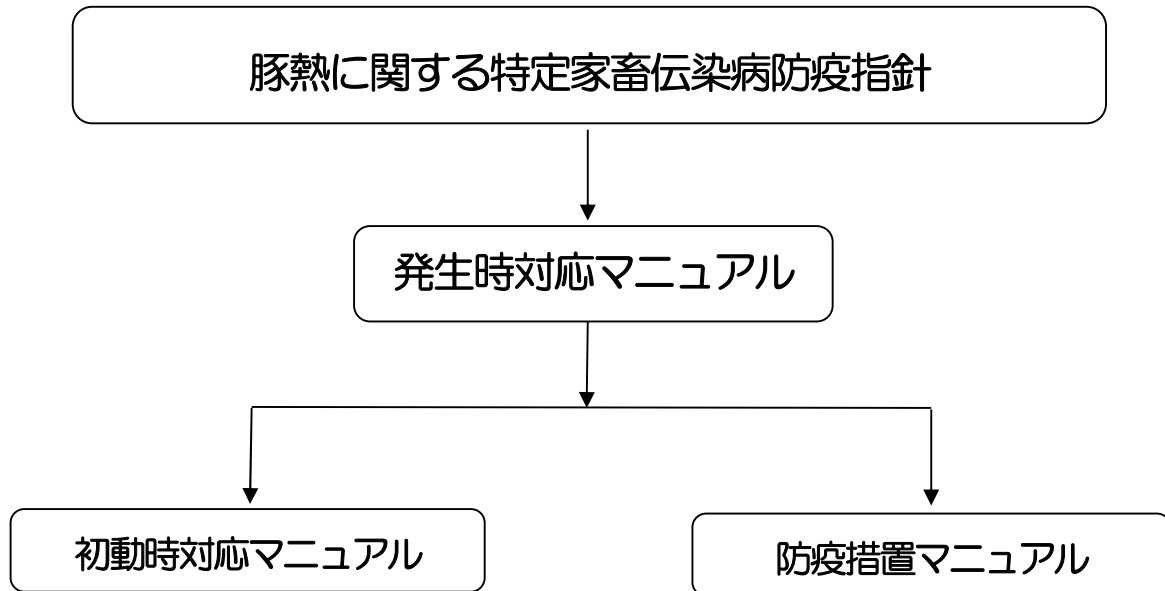


豚熱
発生時対応マニュアル

令和6年4月

千葉県

豚熱発生時対応マニュアルの体系



豚熱が発生した場合、国の「豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針（以下「防疫指針」）」に基づき、防疫措置が実施される。

「発生時対応マニュアル」は、防疫指針に基づき、千葉県における豚熱発生時の対応を記載したもので、内容は、異常の通報から対策本部が設置されるまでの初動段階の対応を記した「初動時対応マニュアル」と対策本部設置後の対応を記した「防疫措置マニュアル」で構成される。

初動時対応マニュアル

～ 異常発見通報から対策本部立ち上げまで ～

《家畜保健衛生所・畜産課の行動》

※本県は令和2年2月17日から県内全域でワクチンを接種しており、
ワクチン接種地域においては発生農場を中心とした
半径3kmの移動制限区域及び半径10kmの搬出制限区域を
設定しないため、周辺農場に対する発生状況確認検査
及び清浄性確認検査並びに消毒ポイントの設置は行わない。

目次

《初動時対応マニュアル》

第1	発生段階	1
1	監視体制の強化	3
2	防疫体制の強化	3
3	防疫措置の実施	4
第2	第1段階の畜産課（衛生）・家保の対応	6
1	畜産課（衛生）	6
	（1）通報～家保出発	6
	（2）農場立入り・病性鑑定	6
2	現地家保	9
	（1）通報～家保出発	11
	（2）農場立入り・病性鑑定	11
3	中央家保佐倉	14
第3	第2段階の畜産課（衛生）・家保の対応（発生の疑い）	15
1	畜産課（衛生）	15
2	畜産課内体制	18
3	農林水産部長・次長	21
4	事務局員及び連絡員	21
5	現地家保	22
第4	対策本部体制（患畜決定）	30
1	畜産課	30
2	県対策本部事務局	30
第5	後方支援班の初動対応	44
1	サブステーションの設営準備	44
2	サブステーションの設営	45
第6	周辺対策班の初動対応	47
1	移動・搬出制限区域設定	48
2	移動・搬出制限農家への対応準備	48
3	集合施設自粛要請	48
4	疫学関連家畜対応	48
5	病性鑑定対応	48
第7	消毒ポイントの初動対応	49
第8	対策本部関連資料等	55

第１ 発生段階

かつて、日本において豚熱は全国的にまん延していたが、生ワクチンの普及により平成１９年４月に清浄国となった。しかし、平成３０年９月、２６年ぶりに国内の農場で豚熱の感染が確認され、その後全国に発生が拡大し、現在も散発的な発生が確認されている。本県は令和２年２月より飼養豚全頭にワクチン接種を実施しているが、野生いのししによる伝播も懸念される中、本県への豚熱ウイルスの侵入リスクは高い状況にある。このことから、万が一県内に侵入した場合の対応について、４段階のレベルに分けて対応する。

レベルⅠ

国内での発生はないが、近隣諸国で発生している状況。

海外の発生状況を把握し、国内への侵入防止対策を行い、国内で発生した場合に速やかに防疫対応できるよう準備する。

レベルⅡ

本県以外の国内農場で発生している状況。

隣接都県の野生いのししで感染が確認される状況。

本県へのウイルスの侵入を防止するため、連絡体制の強化、飼養衛生管理基準の徹底強化及び疫学関連農場の調査等の防疫体制の強化を行う。

レベルⅢ

県内において野生いのししの感染が確認される状況。

豚等の移動、畜産関係車両の移動により県内農場へのウイルスの侵入を防止するため、必要に応じて消毒ポイントの設置及び県内畜産農家への移動の自粛指導等を行う。疫学関連農場の調査は、速やかに行う。

レベルⅣ

本県の農場で発生した場合。

本マニュアルにより、速やかに防疫措置を実施する。

発生段階別の対応

	レベル				実施機関					
	I	II	III	IV	畜産課	家畜保健衛生所	県他部局	市町村	関係機関	関係団体
	近隣諸国で発生	国内で発生	隣接県で発生	本県で発生						
(1) 監視体制の強化										
ア 飼養衛生管理の指導	○	○	○	○	○	○				
イ 情報収集・提供	○	○	○	○	○	○				
ウ 異常家畜の早期通報	○	○	○	○	○	○				
エ 疫学関連農場の調査		○	○	○	○	○				
オ 県民への情報提供		○	○	○	○					
(2) 防疫体制の強化										
ア 防疫資材の確認・確保	○	○	○	○	○	○				
イ 発生時の人員確保	○	○	○	○	○	○	○	○	△	△
ウ 農場、埋却地の把握	○	○	○	○	○	○	△	○		
エ 対策本部の設置			○	○	○	○	○	○	△	△
オ 消毒ポイントの設置			○	○	○	○	○	○	△	△
カ 制限区域内の検査			○	○	○	○		○	△	△
(3) 防疫措置の実施										
ア 殺処分・埋却等				○	○	○	○	○	○	△

○：主体、△：協力

1 監視体制の強化

(1) 飼養衛生管理の指導（レベルⅠ～Ⅳ）

家畜保健衛生所（以下、家保）は、家畜の飼養者に対して、飼養衛生管理基準の遵守の徹底を行う。

肉類を含む可能性がある食品残さ等利用資源（食品製造副産物等、余剰食品、調理残さ及び食べ残し）について、適切な処理（攪拌しながら摂氏90℃以上60分間以上またはこれと同等以上の効果を有する方法で加熱処理を行い、かつ、加熱後の飼料が加熱前の原材料等により交差汚染しないよう必要な措置等）が行われているか、確認及び注意喚起する。併せて、野性動物から病原体の侵入を防止するよう対策を指示し、発生国への渡航の自粛、発生国からの来訪者の制限等を指導する。

(2) 情報収集・提供（レベルⅠ～Ⅳ）

畜産課及び家保は、近隣諸国や国内での発生状況を収集・整理し、速やかに家畜飼養者及び畜産関係者へ情報を提供する。

また、あわせて現場における豚熱の侵入防止に努めるよう指示する。

(3) 異常家畜の早期通報（レベルⅠ～Ⅳ）

家保は、家畜の飼養者に対して、家畜の健康状態を把握し、異常家畜が認められた場合には速やかに獣医師又は家保に通報するよう指導する。

(4) 疫学関連農場の調査（レベルⅡ～Ⅳ）

畜産課は、発生農場に関する情報を収集し、疫学関連農場等の情報を家保に提供する。家保は、その情報に基づき、疫学関連農場について情報を整理し、状況に応じて電話での聞き取り調査、農場への立入調査及び臨床検査等を行い、異常家畜の有無を確認する。

(5) 県民への情報提供（レベルⅡ～Ⅳ）

畜産課は、必要に応じて、発生県へ旅行等する県民に対して、発生状況及びウイルスの侵入防止に努めるよう県ホームページや県民だより、リーフレット等を用いて周知する。

2 防疫体制の強化

(1) 防疫資材の確認・確保（レベルⅠ～Ⅳ）

畜産課及び家保は、発生時に備え、検査材料の採材用具、殺処分や消毒ポイント等に係る防疫資材を確保し、速やかに対応できるように準備する。

(2) 発生時の人員確保（レベルⅠ～Ⅳ）

畜産課は、発生時に備えて、県職員 1,000 名（うち農林水産部職員 600 名）を防疫活動従事者として選定し、必要となった場合には招集する。さらに人員が必要な場合は、関係機関・団体、国や他県及び自衛隊等の応援を仰ぐこととする。

家保は、事前に農場ごとの防疫計画を策定し、防疫作業に必要な人員数を畜産課に速やかに報告する。

(3) 農場、埋却地の把握（レベルⅠ～Ⅳ）

家保は、業務管理システム及び防疫マップシステムにより管内の農場位置、畜種、飼養頭数、サブステーション候補地、埋却地等の情報を整理・管理し、発生時には速やかに関係機関に提供できるようにしておくこと。

(4) 対策本部の設置（レベルⅢ～Ⅳ）

本県で発生した場合は、千葉県急性悪性家畜伝染病対策本部（以下、県対策本部という。）及び現地対策本部を設置し、速やかに防疫措置にあたる。

(5) 消毒ポイントの設置（レベルⅢ～Ⅳ）

本県で発生した場合は、必要に応じて消毒ポイントを設置する。また、隣接県での発生の場合であっても、発生地域と本県との交通の状況等を検討し、必要に応じて消毒ポイントを設置する。

なお、本県は全域がワクチン接種地域であるため制限区域は設定されないが、制限区域に係る消毒ポイントは必要に応じて設置することができる。

(6) 制限区域内の検査（レベルⅢ～Ⅳ）

患畜の判定後、原則として 24 時間以内に発生状況確認検査を該当する農場に対して行う。また、移動制限区域内の全ての発生農場の防疫措置の完了後 17 日が経過した後に清浄性確認検査を行う。

なお、本県は全域がワクチン接種地域であるため制限区域は設定されず、当該検査は実施しない。

3 防疫措置の実施

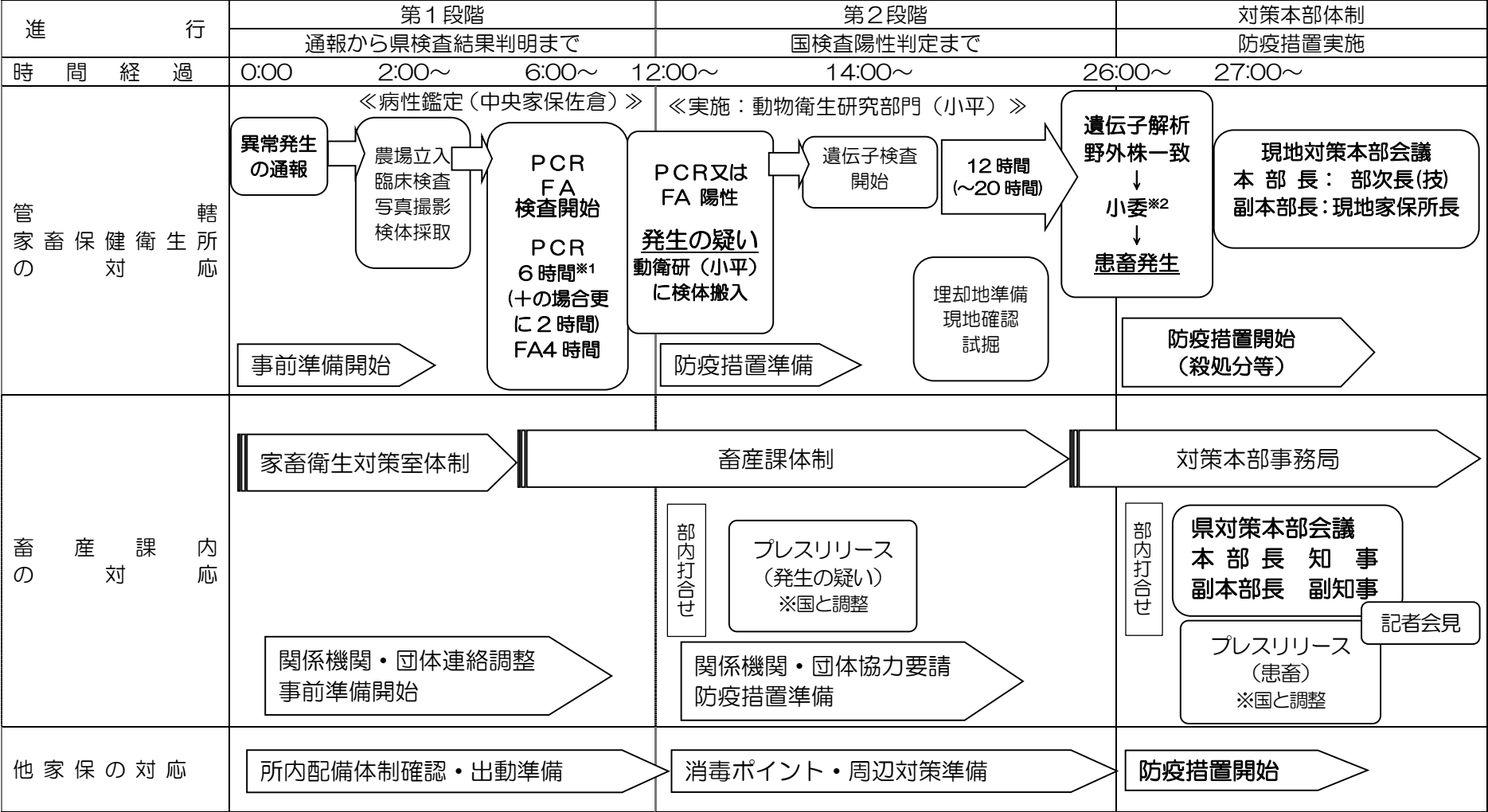
殺処分・焼埋却等（レベルⅣ）

発生農場における殺処分・焼埋却・消毒等については、本マニュアルに従って、国、県、市町村及び関係団体が連携・協力して、迅速かつ的確に実施する。

レベルⅣとなった場合の初動時の対応は、通報を受けた段階から県における遺伝子検査結果判明までを第 1 段階、国における遺伝子検査等の結果判明までを第 2 段階とする。

さらに、発生（患畜決定）をもって県対策本部及び現地対策本部を立ち上げ、防疫措置を開始する。

図：病性鑑定と対策本部立ち上げまでの動き（豚熱）



※1：6時間でオールパスチPCR検査結果判明。陽性の時点で動衛研へ検体搬入開始（平行して制限酵素によるBVDVとの鑑別実施）
※2：食料・農業・農村政策審議会家畜衛生部会牛豚等疾病小委員会

第2 第1段階の畜産課（衛生）・家保の対応

1 畜産課（衛生）

（1）通報～家保出発

畜産課家畜衛生対策室（以下、畜産課（衛生））は、獣医師又は農場主等から異常家畜等の通報又は届出のあった農場を管轄する家保（以下、現地家保という。）から、「異常豚の届出を受けた際の報告」（防疫指針別記様式4）様式1の報告を受け、以下の点を確認する。

- ①直ちに家畜防疫員を現地の農場に派遣すること。
- ②通報者等に対し当該農場の家畜及び家畜の死体の移動自粛等の指示をすること。
- ③家畜防疫員は、農場到着後、異常家畜及び同居家畜に対する体温測定をはじめとした徹底した臨床検査を行うこと。その際、異常家畜を含む家畜等の群の状況についてデジタルカメラで撮影すること。
- ④家畜防疫員は臨床検査が終了し次第、症状に関する報告及び写真を現地家保へ送信すること。
現地家保は内容を確認後、写真及び「異常豚が所在する農場等に関する疫学情報」（防疫指針別記様式5）様式2をできあがった順に畜産課（衛生）へ報告すること。

畜産課（衛生）は、農林水産省消費・安全局動物衛生課（以下、動物衛生課という。）に「異常豚の届出を受けた際の報告」（防疫指針別記様式4）様式1を報告するとともに、全家畜保健衛生所長（以下、家保所長）に家畜防疫員の待機、緊急連絡網及び防疫資材等の調達計画の点検を指示する。

また、現地家保所長に対し、制限区域の家畜飼養状況等の衛生関連情報を整理し、当該農場との関連場所（家畜の移動、人や車の出入り、共通の糞尿処理施設利用等）について、情報管理に配慮しつつ調査を開始するよう指示する。

なお、発生が強く疑われる場合は、部長レク資料「豚熱の（疑似）患畜の確認について」様式73により農林水産部長、次長に報告、県対策本部事務局員及び連絡調整会議連絡担当（以下、事務局員及び連絡調整担当という。）及び関係機関へ異常家畜発生の連絡を行う。

（2）農場立入り・病性鑑定

ア 動物衛生課への報告と現地家保への指示

畜産課（衛生）は、現地家保の連絡調整担当から病性鑑定班の出発時刻、農場到着予定時刻の電話報告を受け、記録する。

家畜防疫員による徹底した臨床検査（体温測定を含む。）の結果、豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針（令和2年7月1日農林水産大臣公表）に示されている特定症状のいずれかの症状を確認した場合には、「異常豚が所在する農場等に関する疫学情報」（防疫指針別記様式5）様式2の情報を添えて、直ちに動物衛生課に報告する。その際、異常豚を含む豚等の群の状況についてデジタルカメラ等で撮影した写真も報告する。

報告から豚熱ウイルスの感染を疑う場合には、写真、症状、同居する豚等の状況等の情報を添えて、直ちに動物衛生課に報告し、動物衛生課と協議の上、直ちに次の措置を講じるよう現地家保へ指示する。

- ①症状を呈する豚等及びそれと同居する豚等の血液（血清及び抗凝固剤添加血液）を採取し、これを豚等の死体又は豚熱ウイルスの感染が疑われる豚等とともに中央家畜保健衛生所佐倉庁舎（以下、中央家保佐倉）へ運搬すること。
- ②中央家保佐倉において当該豚等の死体又は豚熱ウイルスの感染が疑われる豚等から、病性鑑定（豚熱及び類症鑑別）に必要な検体（扁桃、腎臓及び脾臓を必ず含める。）を採材すること。
- ③採材した検体を用い血液検査（白血球数測定、好中球の核の左方移動の確認）、抗原検査（PCR検査、蛍光抗体法（FA）、ウイルス分離検査、）、血清抗体検査（エライザ法（ELISA）、中和試験）を行い、その結果を畜産課（衛生）に電話等により報告すること。

現地家保から下記の報告を受け取り、確認がとれた項目から以下の様式で動物衛生課に報告する。

・通報時

様式1：異常豚の届出を受けた際の報告

様式2：異常豚が所在する農場等に関する疫学情報（現地調査票）

様式4：防疫計画（事前調査票）

・農場立入時

異常豚等の写真

様式1：異常豚の届出を受けた際の報告

様式2：異常豚が所在する農場等に関する疫学情報（現地調査票）

・病性鑑定後

様式4：防疫計画（事前調査票）

別記様式：防疫措置スケジュール

別記様式：動員要請人数

臨床検査等の結果、豚熱ウイルスの感染を疑い、動物衛生課に報告した場合、農場の家畜の所有者に対し、想定される防疫措置について十分に説明するとともに、動物衛生課と協議の上、直ちに次の措置を現地家保に指示する。

①当該農場の次のものの移動を制限する。

- a 生きた家畜
- b 採取された精液及び受精卵
- c 豚等の死体
- d 豚等の排せつ物等
- e 敷料、飼料及び家畜飼養器具

②当該農場への関係者以外の者の立入りを制限する。

③当該農場の出入口並びに当該農場で使用している衣類及び飼養器具を消毒する。

また、当該農場に関する過去28日間における以下の疫学情報を、動物衛生課へ報告する。

①豚等の移動履歴

②当該農場に出入りした、次の人及び車両の移動範囲

ア 作業者、獣医師、家畜人工授精師等複数の農場の衛生管理区域内で作業を行った者

イ 家畜運搬車両、飼料運搬車両、死亡畜回収車両、堆肥運搬車両等複数の農場の衛生管理区域に立ち入った車両

③堆肥の出荷先

④精液及び受精卵の出荷先

⑤給与飼料の情報

イ 陽性判定に備えた準備

陽性判定時に備え、結果が出るまでに下記の内容を整理し、動物衛生課に報告する。

①当該農場における畜舎等の配置

（農場内の建物の配置、農場内外の道幅、テントの設営場所、資材置き場等を含む。）

②周辺農場における豚等の飼養状況

③豚等のと殺等の防疫措置に必要な人員及び資材の確保

（国または他の都道府県等からの人員及び資材の支援の要否を含む。）

④患畜及び疑似患畜の死体の埋却地等の確保

（国の保有する移動式レンダリング装置の利用の有無を含む。）

⑤消毒ポイントの設置場所

ウ 関係機関への連絡

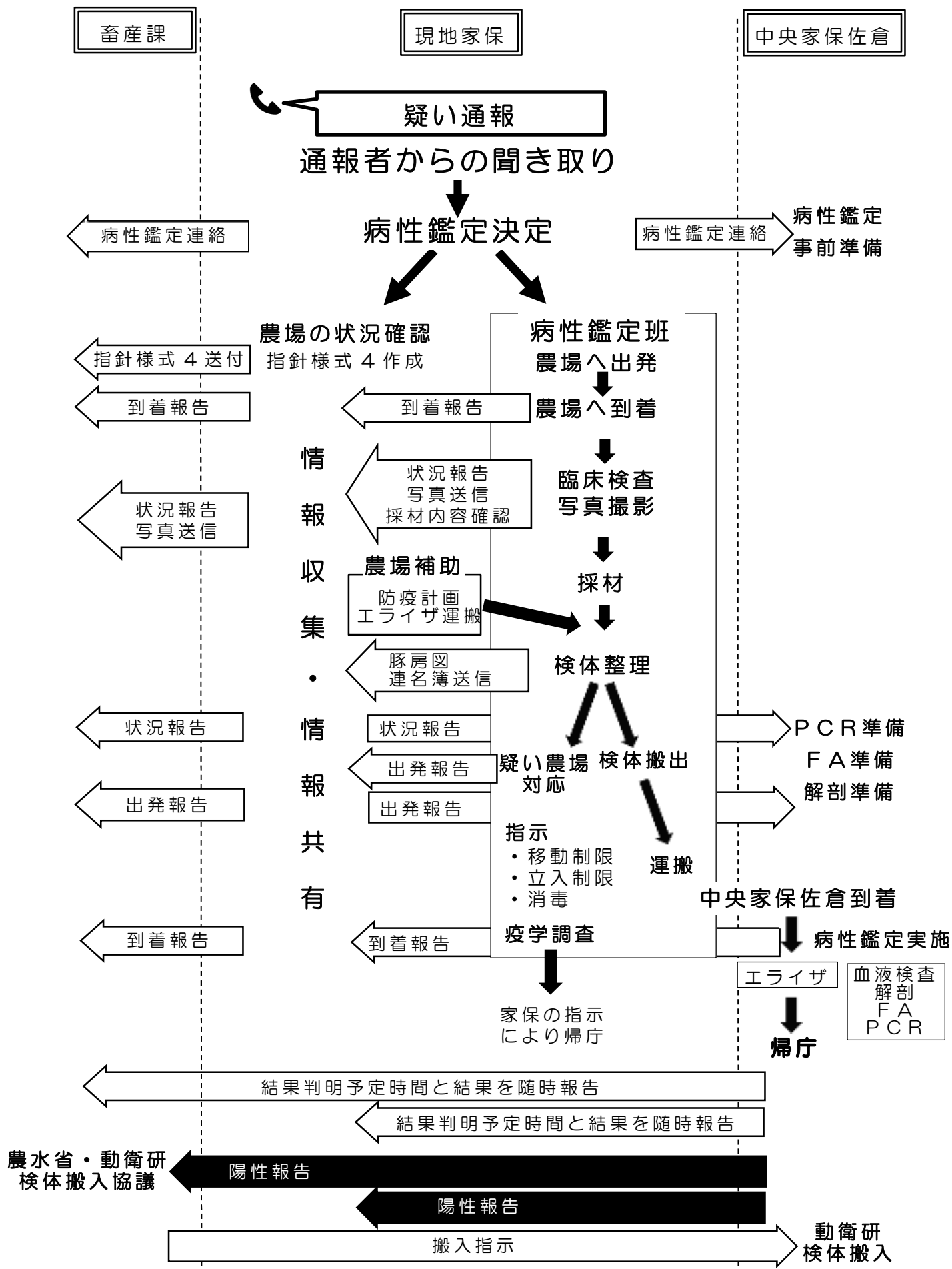
豚熱が強く疑われる場合は、防疫措置を円滑に進めるため関係機関に連絡を入れる。

- (一社) 千葉県建設業協会 (運搬、埋却等作業)
- (一社) 千葉県塗装工業会 (消毒ポイント作業)
- (一社) 千葉県トラック協会 (物資の運搬)
- (一社) 千葉県ペストコントロール協会 (消毒ポイント作業)
- (一社) 千葉県警備業協会 (車両の誘導)
- (一社) 千葉県産業資源循環協会 (運搬、焼却作業)
- (公社) 千葉県獣医師会 (防疫作業)
- 千葉県農業共済組合
- 千葉県動物薬品器材協会 (消毒薬等の調達)
- NPO 法人コメリ災害対策センター (防疫資材の調達)
- 自衛隊 (防疫作業)
- 県警本部

2 現地家保

現地家保の準備体制と事務分掌

場所	担当名	責任者	事務分掌	班員配置（人）	
				第1段階	第2段階
現地家保	連絡調整	現地家保次長	1 病性鑑定班への指示 2 先遣隊の派遣と連絡調整、対応協議 3 畜産課（衛生）への報告・連絡調整と対応協議 4 他家保との連絡調整 5 市町村、関係機関・団体等との連絡調整 ・緊急連絡先の確認 ・消毒ポイント、サブステーション、自衛隊宿営地、埋却に関する調整 6 資機材等の確保 7 現地対策本部立ち上げ準備 8 防疫措置完了までの家畜防疫員の配置計画の作成、勤務台帳の管理	3	2
発生疑い農場	病性鑑定担当（病性鑑定班）	現地家保防疫課主任	1 病性鑑定の実施 ・当該豚及び群としての症状確認、写真撮影 ・体温測定、採血、記録 ・疫学情報の確認（豚の導入・出荷状況・ステージ毎の疾病の経過、発生数・疫学関連農場の有無） ・出荷自粛の要請（検査結果が出るまで） ・写真の送付、報告 ・解剖用の死亡豚（衰弱豚）の搬送（検査実施機関：中央家保佐倉） 2 緊急消毒（搬送担当、従業員等が実施） 農場入口、敷地境界 3 防疫措置実施のための準備（作業動線の確保等） 4 防疫計画の基礎調査	3 （うち搬送1）	0
	先遣隊	現地家保防疫主幹・課長	1 防疫計画の確認、修正 ・防疫作業内容・手順・スケジュール ・防疫活動従事者の動員計画 2 初動防疫作業 ・資材受入れ、豚舎内外消毒、発症豚の殺処分	0	5 （現地家保2、他家保2、畜産課1）
	評価記録	現地家保家畜防疫員	1 豚、汚染物品の評価 2 証拠書類の収集、整理 3 豚舎、ロットごとの写真撮影・記録	—	2
	検体搬送班	中央家保佐倉課長	・検体の（国研）動物衛生研究部門への搬送	0	2
備蓄場所	資材	現地家保家畜防疫員	・物品搬出、在庫管理、不足物品の調達	0	1
合 計				6	12



(1) 通報～家保出発

ア 畜産課（衛生）へ電話により一報

異常豚発見の通報を受けた家畜防疫員は、「異常豚の届出を受けた際の報告」（防疫指針様式4）様式1により聞き取り調査を行う。聞き取りにより本病を疑う場合は、直ちに畜産課（衛生）に電話等により報告する。また、指針【留意事項③都道府県が行う指導に関する事項】の指導を行う。

イ 病性鑑定の実施

現地家保は、立入検査の必要性を判断した場合、直ちに農場に病性鑑定班を派遣する（病性鑑定の実施について詳細は次項）。

現地家保に在庁する職員は、病性鑑定担当が農場に到着するまでの間に農場と連絡をとり、「異常豚の届出を受けた際の報告」（防疫指針様式4）様式1を作成し、畜産課（衛生）に送付する。

ウ 農場管轄市町村（現地市町村）へ状況連絡※1

発生を強く疑う場合や、FA・PCR検査の結果が時間外になる場合は、FA・PCR検査判明前に現地市町村へ状況を連絡するとともに、以下について依頼する。

- ①サブステーションを設置する場所の選定、施設見取り図の手配
- ②自衛隊宿営地の選定
- ③サブステーションー農場間のバスの手配
- ④消毒ポイントを設置する場所の水源や地権者との調整
- ⑤市町村埋却地使用の可否、レンタル使用の確認、窓口と連絡先の確認

※1 市町村と同様、初動から協力を要請することになる、農場を管轄する農業事務所（以下、現地農業事務所）にも、早い段階で連絡する。

エ 現地家保次長は、「防疫計画（事前調査票）」様式4を準備し、病性鑑定担当に携行させる。病性鑑定担当と綿密に連絡を取り、畜産課（衛生）に逐次状況報告をする。

オ 現地家保次長は、病性鑑定担当から送られる防疫計画を確認の上、畜産課（衛生）に送付し、情報を共有するとともに、計画作成上の必要事項を予め確認し※2、指示を受ける。

※2 指針【留意事項④発生農場における防疫措置の実施に関する事項】を確認する。

カ 疫学情報として、企業、経営者、管理者が系列農場を有する場合は、疫学関連豚や交差汚染の有無、共同施設（堆肥、死亡獣畜）の有無を確認し、「疫学情報調査票」様式6により畜産課（衛生）へ報告する。

キ FA・PCR検査陽性時に速やかに関係機関や農場に連絡できるよう、連絡先の確認等を行う。

ク 現地对策本部設置場所を選定する※3。

※3 制限区域内農場は、周辺家保（p.15 参照）と畜産課（衛生）で調整し、最終決定する。

(2) 農場立入り・病性鑑定

ア 病性鑑定準備

ア) 病性鑑定実施の判断

現地家保は、病性鑑定を実施すべきと判断した場合、病性鑑定用資材を準備するとともに、疑い農場の位置や情報を確認する。また、通報者及び所有者等へ農場での待機と豚以外の動物を含む全ての動物について移動自粛等必要な事項を指示する（指針【留意事項③都道府県が行う指導に関する事項】参照）。

イ) 畜産課（衛生）へ報告

畜産課（衛生）へ豚熱を疑う病性鑑定を行うため、農場へ立ち入ることを電話等により報告する（現地家保在庁者は、2（1）イに従い「異常豚の届出を受けた際の報告」（防疫指針別記様式4）様式1を送付する）。

ウ) 疑い農場へ出発

現地家保の2名は、病性鑑定用資材を携行し、病性鑑定班として農場へ向かう。現地家保は出発時刻と到着予定時刻を畜産課（衛生）へ電話等により報告する。また、病性鑑定採材終了後の疫学調査補助のため、現地家保の1名が防疫計画等の参考資料を準備し、豚熱エライザキットを携行して別車両で農場へ向かう。

イ 病性鑑定

ア) 立入り準備

病性鑑定班は農場周辺に到着後、到着時刻を現地家保へ電話等により報告する。現地家保は畜産課（衛生）へ到着時刻を電話等により報告する。

病性鑑定班は感染防護具（防護服、マスク、ゴーグル、手袋等）を着用し、立入検査を実施する。

イ) 聞き取り調査

病性鑑定班は「異常豚の届出を受けた際の報告」（防疫指針別記様式 4）様式 1 で報告した内容について誤りがないかを確認する。異常豚の症状、飼養管理状況、農場と豚舎の配置及び死亡豚の見られた場所等を聞き取り、「異常豚が所在する農場等に関する疫学情報」（防疫指針別記様式 5）様式 2 1～7 を作成する。

- ・ 異常豚・死亡豚の収容場所や発生状況がわかるよう、経時的に図示する。
- ・ 必ず農場住所と自宅住所の両方を確認し、併記する。

ウ) 臨床検査

病性鑑定班は農場に立ち入り、群としての臨床症状を確認し、デジタルカメラで撮影する。臨床検査終了後、現地家保へ症状等を報告し、採材内容について確認する。また、撮影した写真を現地家保へメール送付する。

エ) 採材

病性鑑定班は、発症豚及び同居豚の体温測定および採血を実施する。検体採取した豚はスプレー等により個体が識別できるようにする。また採材連名簿には必ず個体ごとの臨床症状やおよび飼育場所（豚舎・豚房）を記録する。解剖検査用に死亡豚または衰弱豚複数頭を回収する。

ウ 移動制限及び消毒

病性鑑定班は、豚熱を疑う病性鑑定を実施することを農場に説明し、家畜伝染病予防法第32条第1項の規定に基づき、当該農場の次に掲げるものの移動を制限する。

- ① 生きた豚等
- ② 採取された精液及び受精卵
- ③ 豚等の死体
- ④ 豚等の排せつ物等
- ⑤ 敷料、飼料及び家畜飼養器具

また、当該農場への関係者以外の者の立入りを制限し、農場の出入口並びに使用している衣類及び飼養器具を消毒するよう指示する。

エ 材料の運搬

病性鑑定班は採取した検体を整理後、農場出発前に採材連名簿をデジタルカメラで撮影し、現地家保へメールで送信する。また「異常豚が所在する農場等に関する疫学情報」（防疫指針別記様式 5）様式 2 8 までを記入し、デジタルカメラで撮影したものを現地家保へメールで送信する。

病性鑑定班のうち1名は、病性鑑定材料をウイルスが飛散しないよう包み、十分に消毒後、農場から搬出する。農場を出発する前に、検体数、出発時刻及び到着予定時刻を現地家保へ連絡する。現地家保は情報を畜産課（衛生）および中央家保佐倉と共有する。

オ 疫学調査

材料運搬者以外の病性鑑定班 1 名と現地家保疫学調査補助者 1 名は、農場において「異常豚が所在する農場等に関する疫学情報」（防疫指針様式 5）様式 2 について、引き続き疫学調査を行う。調査から防疫指針に定められた疫学関連家畜を特定し、畜産課（衛生）に報告する。（「異常豚が所在する農場等に関する疫学情報」（防疫指針様式 5）様式 2）

カ 農場への指示

病性鑑定班 1 名と疫学調査補助者 1 名は、引き続き防疫計画の内容について現地確認する。患畜と判定された後、速やかに発生農場への外縁部及び豚舎周辺への消石灰の散布、ねずみ等対策のための粘着シート設置や殺鼠剤散布を行えるよう、必要な資材の確認を行う。農場へ必要な指示（上記ウ）を終了後、現地家保からの指示で帰庁する。

写真撮影（動画・静止画）と画像の送信、管理について

1 写真撮影について

- ① 病性鑑定担当は、病性鑑定実施時に必ず発生豚舎の状況、異常豚や死亡豚の症状について撮影し記録する。
- ② 評価担当は、評価に係るすべての証拠物品、書類を撮影、記録する。
- ③ 疫学調査担当は、調査に必要な写真等を撮影、記録する。
- ④ 畜産課記録担当は、初動時の計画段階で、農場作業の計画、農場や埋却地の状況、すべて防疫拠点を撮影し記録する。
防疫作業開始後は、作業の進捗状況や計画変更等を撮影し記録する。

2 画像の送信、管理について

- ① 病性鑑定記録については、個人情報を含むことから、先遣隊のうち帰庁するものが県対策本部、現地対策本部にデータを持ち帰る。
- ② 畜産課記録担当は、撮影した静止画と動画を畜産課あてに 1 日 2 回（11 時と 16 時が目安）送信する。また、殺処分や埋却等についてより良いものが撮影できたらその都度送信する（大容量データ送付）。
- ③ 病性鑑定記録以外のすべての映像記録は、撮影者が撮影当日に、サブステーションに設置した PC に、日付ごとに整理して一時保存する。データはサブステーションの運営責任者（待機家保次長）が管理する。県対策本部（畜産課）、現地対策本部（現地家保）以外の者はデータの持出は行わない。

3 中央家保佐倉

ア 病性鑑定事前準備

現場家保から豚熱を疑う病性鑑定依頼があった場合には病性鑑定の事前準備として試薬等の確認を行う。

イ 検査準備

現場家保から検体数及び搬入時間の連絡後、検査の準備を行う。生体又は死亡豚の搬入がある場合には（エ）・（オ）の準備を行う

ア）血液検査

- ・血球計算機を起動する

イ）コンベンショナルPCR準備

- ・搬入される検体数の情報を基に試薬及び消耗品の準備を行う

ウ）ELISA検査準備

- ・恒温機の温度を確認
- ・ヒートブロックの温度を確認

エ）解剖

- ・解剖用具等の準備

オ）蛍光抗体法

- ・クリオスタットの温度を確認（-25℃）
- ・ミクロトームの刃を交換
- ・使用器具の準備

ウ 検査

ア）血液検査（指針により実施）

イ）コンベンショナルPCR（指針により実施）

ウ）ELISA（指針により実施）

エ）解剖（指針により実施）

オ）FA（指針により実施）

エ 結果報告

検査結果が判明次第、順次現地家保及び畜産課（衛生）へ報告する。

オ 国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構動物衛生研究部門海外病研究拠点（以下、動衛研）へ搬入

ウのイ）ウ）オ）の検査で陽性となった場合には、発生の疑いとし、畜産課（衛生）、動物衛生課と協議した上で、遺伝子増幅産物、血清等必要な検体を動衛研に搬入する。

カ ワクチン接種農場における病性鑑定

ワクチン接種農場で病性鑑定を実施した場合、ワクチン株によりウのイ）ウ）オ）が陽性となる可能性があるため、動衛研において遺伝子解析を実施し野外株との一致を確認する。

第3 第2段階の畜産課（衛生）・家保の対応

（国による患畜判定まで：発生の疑い）

1 畜産課（衛生）

（1）検体搬入指示

中央家保佐倉での抗原検査又は血清抗体検査の結果が陽性の場合、畜産課（衛生）は、動物衛生課とあらかじめ協議した上で、臓器（扁桃・脾臓・腎臓）、血液等を検体として、動衛研に中央家保佐倉が、「病性鑑定依頼書」（防疫指針別記様式6）様式3を作成の上、搬入するよう指示する。

中央家保佐倉が動衛研に到着する予定時刻を確認する。

なお、動物衛生課が、検体を動衛研に送付する必要がないと判断した場合、また、検体を送付した場合であっても、農場における措置や陽性判定時に備えた準備を行う必要が無いと判断した場合、動物衛生課と協議の上、現地家保に以下の措置を指示する。

- （1）当該農場について、特定症状の確認から最長2週間、次の措置を講ずる。

 - ①飼養衛生管理基準の規定に基づき、特定症状が確認された場合の集荷及び移動の停止の遵守を指導すること。
 - ②当該農場の関係者以外の立入りを制限し、出入り口や当該農場で使用している衣服及び飼養器具の消毒を指導すること。
 - ③家畜の所有者及び民間獣医師の協力を得て、特定症状を呈している家畜及び当該患畜と同一の畜房内（1つの畜房につき1頭の家畜を飼養している場合は、当該家畜の畜房と隣接する畜房内）の家畜の臨床症状の有無、体温等を毎日確認すること。

（2）（1）③により、特定症状を呈している家畜の異状の変化を認めた場合又は、同一の畜房内（同上）の家畜に臨床症状を認めた場合には、直ちに第1段階からの対応をとる。

（3）一般病性鑑定のための検体は、原則として（1）の措置終了後に採材するが、直ちに実施する必要がある場合には、動物衛生課と協議の上実施し、その際は病原体の散逸防止に最新の注意を払う。

（2）各家保役割分担の設定

「発生の疑い」と判断された場合、畜産課全員を招集し、同時に、以下の考え方で各家保を「交代家保」「待機家保」「周辺家保」に設定する（別表参照）。

- ・現地家保の次に発生農場に近く、スムーズな周辺対応が可能な家保を「周辺家保」
- ・発生農場から遠く、周辺対応が困難な家保を「交代家保」
- ・その他の家保を「待機家保」

※現地対策本部立ち上げまでの家保の体制は、以下のとおり。

- ・各役割分担の責任者は所長、連絡調整は次長とする。
- ・現地家保次長は、全体の連絡調整を行う「連絡調整及び現地対策本部立ち上げ準備担当」、防疫課長（主幹）は、「防疫計画作成、先遣隊」の責任者（先遣隊長）、防疫課主任は、農場での病性鑑定を行う「病性鑑定班」の責任者とする。
- ・発生農場の防疫措置は、現地家保と交代家保とで交代して実施する。
- ・現地家保は農場前テントの設置を担当する。
- ・待機家保はサブステーションの設置を担当する。
- ・周辺家保は、原則発生農場の作業には従事しないものとする。
- ・中央家保佐倉の次長は、病性鑑定の連絡調整責任者とする。

(別表) 豚熱発生地域と各家保の役割

発生地域	分担（主な役割）			
	現地家保 (農場対応・農場 前テント設置)	交代家保 (農場対応)	待機家保 (SS 設置)	周辺家保 (周辺対策)
千葉	中央	北部	南部/東部	東部/南部
東葛飾	中央	南部	東部	北部
印旛	北部	南部	中央	東部
香取	北部	南部	中央	東部
海匝	東部	南部	中央	北部
山武	東部	南部	中央	北部
長生	東部	北部	中央	南部
夷隅	南部	北部	中央	東部
安房	南部	北部（中央）	東部（北部）	中央（東部）
君津	南部	北部（中央）	東部（北部）	中央（東部）

※（ ）は野性のいしでも陽性が確認された場合の役割分担

※別表は原則とし、発生農場の位置等を加味して畜産課が割り振る

(3) 県対策本部設置及び本部会議開催の準備

県対策本部設置及び本部会議開催の準備を進めると同時に、事務局員及び連絡調整担当へメールおよび電話による連絡を行う。

(4) 陽性判定時に備えた情報整理

防疫指針に示された以下の情報を整理する

- ① 農場における畜舎等の配置
- ② 周辺農場における豚等の飼養状況
- ③ 防疫措置に必要な人員及び資材の確保
- ④ 死体の埋却地の確保、移動式レンダリング装置の検討
- ⑤ 消毒ポイント設置場所の検討
- ⑥ 農場の所在する市町村、近隣都県及び関係機関への連絡

(5) 先遣隊の招集

精密な防疫計画の策定のため、農場に畜産課1名、家畜防疫員4名（現地家保防疫課長（主幹）2名、交代家保及び待機家保の防疫課長（主幹）、以下、先遣隊）の立入りを指示するとともに、選択肢として埋却が可能な場合、建設業協会及び農業事務所（基盤）による現地確認を依頼する。

畜産課から派遣される職員は現地と畜産課（衛生）との連絡係に徹するとともに、疫学調査担当として国から追って派遣される職員の対応に当たる。（高病原性鶏インフルエンザ発生時の先遣隊から人数を減じた理由は、発生の疑いから患畜確認までの時間に豚熱の方が猶予があるため）

(6) 現地家保以外の家保への指示

周辺家保に発生状況確認検査準備等周辺対策を、待機家保にサブステーション設置等の準備を指示する。

(7) ヒアリング調査

畜産課（衛生）の疫学調査担当は、国の調査チームの要請に基づき、病性鑑定担当者に追加のヒアリング調査を指示する。また、調査チームの立入調査日程等の手配を行う。現地でのヒアリング調査終了後の対応は畜産課（衛生）の疫学調

査担当者が行う。

以後の防疫対応は、家畜衛生対策室から畜産課体制に移行し、総務広報班、調整班、安全対策班、流通指導班、防疫指導班、後方支援班、埋却班を設置する。

＊なお、県内で豚熱が発生した場合は豚熱ワクチン接種を家畜防疫員として雇用している民間獣医師に全面的に協力を要請する。

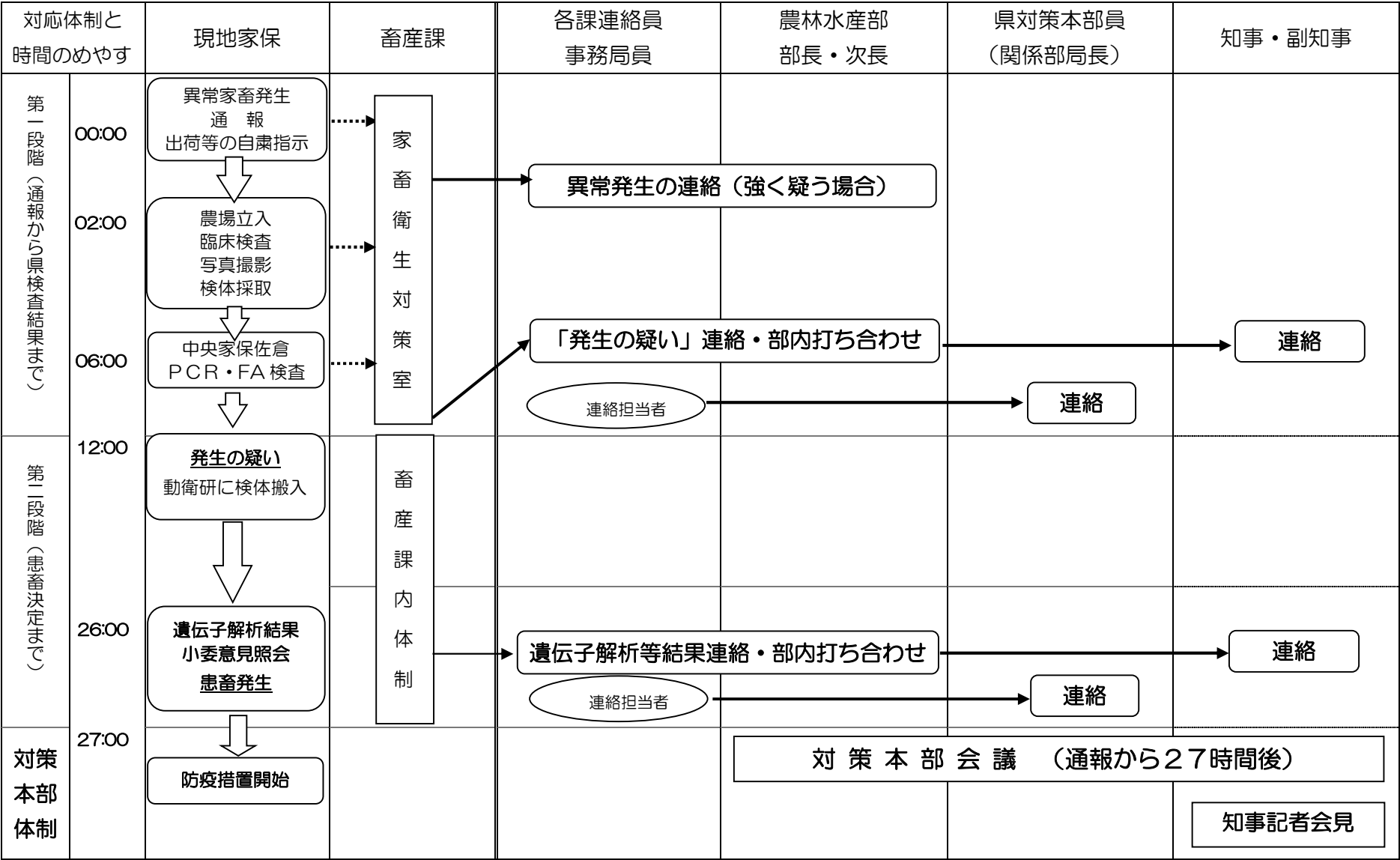
2 畜産課内体制

畜産課の準備体制と事務分掌

班及び 担当者	班長 (責任者)	事務分掌	班員配置(人)	
			第1段階	第2段階
総務広報班	副課長	1 議会・議員対応(情報提供, 問い合わせ対応) 2 県民・関係者、関係機関・団体等への周知、協力要請等 3 記者会見、プレスリリース原稿の調整 4 予算確保・支払い事務	家畜衛生 対策室 6名	4
調整班	企画経営室 主幹	1 対策本部設置・本部員会議の開催準備 2 関係各課連絡員との連絡・調整 3 市町村、関係機関、団体との連絡調整		8 (他部局 5名*)
防疫指導班	家畜衛生 対策室 主幹	1 国との連絡調整 2 他都道府県との連絡調整 3 防疫計画の決定 4 防疫対策に対する助言・指導 5 防疫資機材の調達 6 移動・搬出制限区域の告示準備 7 関係機関・団体との連絡調整		4
後方支援班	生産振興 班長	1 防疫活動従事者の動員要請 2 防疫活動従事者の食糧等手配 3 防疫活動従事者の宿泊、輸送 4 資機材・作業従事者の輸送用車輛手配		5
埋却班	環境飼料 班長	1 埋却用地の手配準備(選定・関係先との調整) 2 移動式レンダリング装置の手配準備(選定・関係先との調整) 3 重機・輸送車両等資機材手配準備 4 消毒ポイント設置準備		2
流通指導班 (安全対策班)	企画経営 室長	・ 連絡調整		2
合 計			6	25 (他5名*)

*総務ワークステーション、危機管理課、健康福祉政策課、農林水産政策課、県土整備政策課
必要に応じて関係各課連絡員との連絡・調整を行う。

検査の進行と知事、副知事、部局長等の行動



(1) 総務広報班

部長レク資料「豚熱の（疑似）患畜の確認について」様式 73 を作成し、農林水産部長へ報告する。

防疫措置用資材、機材の調達の手配をする。

防疫活動従事者の確保と健康管理について、後方支援班と連携して検討する。

防疫活動従事者の宿泊の確保を検討する。

プレスリリース、知事記者会見の準備を進める。

マスコミの取材に対応する。

(2) 調整班

事務局員及び連絡調整担当にメール及び電話で連絡し、連絡調整会議構成員への連絡及び待機を依頼する。

県警察本部及び自衛隊習志野駐屯地第一空挺団本部との連絡調整を行う。

県警本部に下記の連絡を行う。

- ・ 検査状況と検査結果予定時刻
- ・ 対策本部会議の開催時刻及び場所
- ・ 消毒ポイント設置情報等の発信予定時刻

(3) 防疫指導班

現地家保からの防疫計画及び消毒ポイント設置場所、周辺家保から周辺対策計画の報告を受け防疫計画を決定する。資材、機材確認と不足品目の手配を行う。

(4) 後方支援班

現地家保から報告のあった「人数計算表」様式 5 により豚熱防疫活動従事者の必要な要員数を確認し、総務広報班と第 1 陣の防疫措置要員の動員要請を開始する。

なお、自衛隊の応援が必要な場合は、調整班と連携して出動を要請する。

また、最初に農場に入るサブリーダー（SL）として、現地農業事務所を優先に人員の派遣を依頼する（SL は防疫作業開始 1 時間前に農場に入れるようにサブステーションに早めに集合し、農場へ移動後スタッフ打合わせを行う）。

防疫資材、機材等の準備及び防疫活動従事者の食糧等の手配を検討する。

サブステーションの設置及び防疫活動従事者の輸送について検討する。

(5) 埋却班

現地家保から殺処分家畜の埋却候補地の報告に基づき、埋却地の調整・確保を行う。また、埋却が不可能な場合は、その代替え方法（移動式レンダリング装置）についても検討する。

埋却作業に必要な大型重機を確認し、(一社)千葉県建設業協会に連絡し協力を要請する。

消毒ポイント運営に必要な資機材の確認、設置する場合に許認可等が必要なら関係機関との調整を行う。県警察本部への依頼については、調整班と連携して出動を要請する。

初動時の消毒作業については、発生農場周辺は県職員で対応するが、移動制限区域、搬出制限区域は、(一社)千葉県ペストコントロール協会、(一社)千葉県塗装工業

会へ協力を要請する。

3 農林水産部長・次長

農林水産部長は、知事、副知事に「発生の疑い」を報告し、待機を要請する。

また、次長は陽性判定に備え、現地対策本部へ向かう準備を始めるとともに、結果判明 1 時間前には現地家保へ赴いて状況を掌握し、当該市町村長に協力を要請する。

4 事務局員及び連絡員

事務局員は、畜産課各班の業務に協力し、県対策本部設置に向けて準備する。

連絡調整担当は、県対策本部員に連絡・報告する。

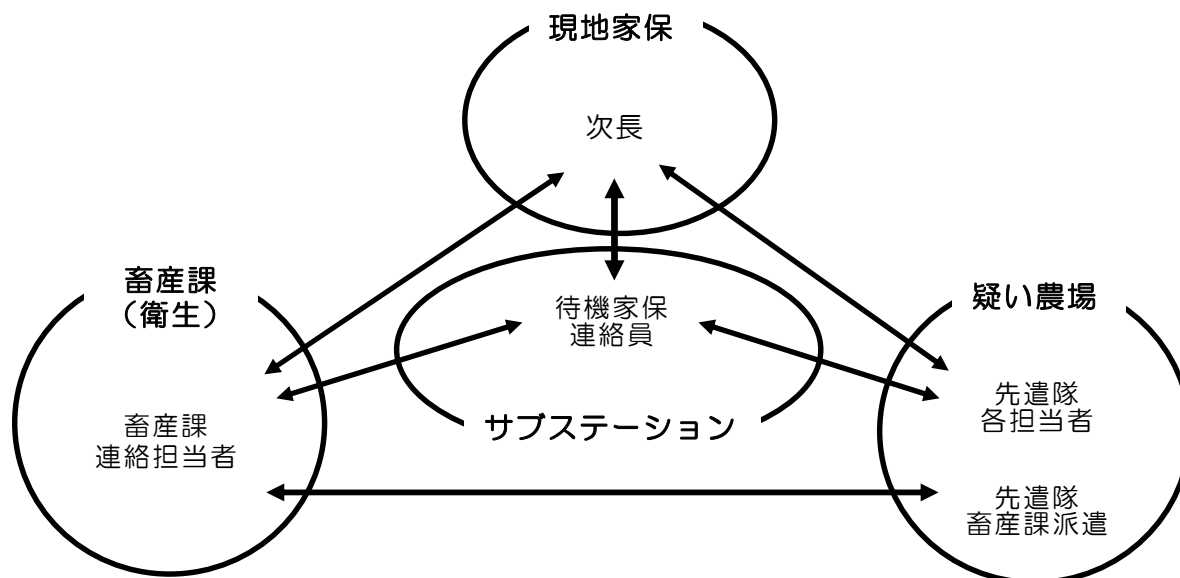
5 現地家保

初動対応メンバー

現地家保	病性鑑定担当 (2)	病鑑後の疫学調査・先遣隊 への情報引継ぎ・初動措置	
	評価担当(2)	評価のための記録・写真	
	現地家保防疫主幹 (課長)(1)	防疫計画作成および 先遣隊の責任者	先遣隊長
	先遣隊(1)	防疫計画の作成・ 防疫措置の準備	
その地の家保	先遣隊(2)		周辺家保以外各1名
現地農業事務所	農業事務所次長 (基盤)または 基盤整備課長	埋却地対応	埋却アドバイザー
畜産課(衛生)	先遣隊(1)	課との連絡調整・報告・記録	家畜衛生対策室

農業事務所	初日（１クール目） サブリーダー	防疫措置開始前にサブステーションに集合し、疑い農場へ移動・受入準備
-------	---------------------	-----------------------------------

初動対応の連絡体制



- (1) 畜産課（衛生）への報告、依頼、確認
 - ア 動衛研への搬入検体数、搬入予定時刻を電話により報告
 - イ 防疫計画立案にあたり、予め必要事項（ステージ別のと殺予定頭数、と殺の方法、死体処理方法、汚染物品（飼料、堆肥等）の処理方法、消毒面積その他）を畜産課（衛生）に確認
 - ウ 動員計画「人数計算表」様式5を報告
- (2) 現地市町村への連絡と確認、依頼事項
 - ア サブステーションの場所、見取り図、設営開始時間
 - イ 自衛隊宿营地
 - ウ 消毒ポイント
 - エ サブステーションー農場間のバスの確保
 - オ テントの確保（備蓄テント以外）
 - カ 移動式レンダリング装置使用の検討
 - キ 埋却場所の確認
 - ク 周辺道路遮断の人員確保
- (3) 初動防疫に必要な人員について、直ちに農場へ派遣するとともに、交代家保・待機家保・畜産課（衛生）に派遣を依頼

現地家保防疫主幹(課長)等 2 名 交代家保防疫主幹(課長)等 1 名 待機家保防疫主幹(課長)等 1 名 畜産課（衛生） 1 名	}	先遣隊
--	---	-----

写真・記録・評価担当：現地家保家畜防疫員 2 名（先遣隊と兼務可）
- (4) 備蓄場所へ担当家畜防疫員を派遣、担当者は畜産総合研究センター（以下、畜総研）職員へ搬出方法を指示

資機材を必要数量ずつ、使用順に搬送トラックに積み込む。この際、「在庫管理表」様式 18 に必要項目を記載し、搬出先へメールか F A X 等で連絡する。
- (5) 建設業協会支部、現地農業事務所（基盤整備）へ連絡

畜産課（衛生）から建設業協会本部へ連絡後、現地家保から該当支部と現地農業事務所次長（基盤）へ状況説明し、現地打ち合わせ時間を調整する。
- (6) 現地対策本部設置場所の決定

原則として現地対策本部は現地家保に設置するが、農場やサブステーションとの距離が遠い場合等、必要に応じ市町村等と調整の上、近隣施設に設置する。
- (7) 周辺家保および畜産課（衛生）へ連絡、畜産課は確認・調整後各所へ連絡
 - ア 現地対策本部の設置場所
 - イ サブステーションの場所と設営開始時間
 - ウ 疫学関連農場（判明次第随時）
 - エ 消毒ポイント設置場所

* 制限区域内の農場は、周辺家保と畜産課（衛生）で調査・確認する。

* 管内養豚場への発生状況連絡等は、発生の疑い時（中央家保佐倉検査陽性時）に、周辺対策班が実施する。
- (8) 防疫計画の決定

現地家保次長は、発生農場対策班長の防疫計画確認報告を受けて防疫計画を決定し、直ちに畜産課（衛生）に報告する。
- (9) 現地対策本部構成員への連絡

現地家保所長は、現地農業事務所（企画を通し基盤と普及両方に伝わるよう）、健康福祉センター、土木事務所及び周辺市町村に説明し、初動対応人員の派遣を要請する。他の構成員へ発生状況及び現地対策本部会議の時間と場所を連絡する。

（10）家畜防疫員の配置計画、勤務実績の作成

各家保次長は、防疫措置完了までの「人員計算表」様式 5 を作成次第、畜産課（衛生）に報告する。家畜防疫員の配置に変更があった場合は、その日のうちにまとめて畜産課（衛生）へ報告する。

（11）家畜防疫員宿泊場所の手配

農場防疫作業に繰り返し従事する予定の家畜防疫員等には、宿泊場所を手配する。併せて、建設業協会支部（または請負会社）および現地農業事務所（基盤）（埋却アドバイザー）へ、埋却地の状況確認のための人員派遣を依頼する。

病性鑑定班

（12）防疫作業基礎調査（防疫計画の作成）

病性鑑定を行った家畜防疫員は、帰庁後、以下の内容について可能な範囲で防疫作業の基礎資料を作成し、現地家保にて先遣隊（現地家保防疫主幹（課長））に引き継ぐ。

先遣隊は、作成した調査票をできる限り早い段階で手書きの農場周辺図、農場見取り図（衛生管理区域、消毒場所、テント配置など記載）とともに畜産課（衛生）及び現地家保に送付し情報を共有する。

ア 各豚舎の頭数（最優先）

イ 豚舎構造・特徴（入り口のサイズ、通路幅、搬出口）

ウ ふん尿の堆積状況・堆積量

エ 飼料タンクの容量、本数、飼料の残料

オ 敷地見取り図（拠点にできる施設、テント設営場所、資材一時保管場所、汚染ゾーンの境界、人や車の出入口、動噴設置場所等）

カ 通行遮断・出入り車両消毒器設置場所

キ 埋却候補地

ク 移動式レンダリング装置利用の有無と焼却物量

ケ 予定動員人数の増減（班数、1 班当たりの人数の変更とその理由）

コ 農場の協力体制（所有機械・機材、防疫作業に協力できる従業員）

（13）農場立入制限と消毒

病性鑑定を行った家畜防疫員は、農場の出入り口を 1 カ所に限定し、踏み込み消毒槽を設置する。必要に応じ従業員とともに畜舎周辺及び敷地境界（汚染エリア境界）に消石灰の散布を行う。消石灰の散布にあたっては、周囲の畑・水田・民家への飛散に配慮し、畜主と相談し散布場所を決定すること。また、自農場内に家畜運搬車や排せつ物運搬車があれば重点的に消毒する。なお、農場内の重機は防疫作業前に消毒すること。

（14）国の調査チーム対応

病性鑑定担当者は、国と連携して、と殺時に発症している豚等の場所や頭数を記録するとともに、当該豚等の病変部位を鮮明に撮影する。また、動物衛生課と畜産課（衛生）が協議した上で、発症していない豚等を含めて、飼養規模に応じた検査材料の採材を行う。（病性鑑定班が引き上げた後は、先遣隊もしくは防疫措置に入った家畜防疫員が対応する。）

ア と殺時の検体採取

農場に派遣された畜産課（衛生）の疫学調査担当者は、国の調査チームと連絡調整し、採取する検体を決定する。決定次第疑い農場へ検体採取の指示をする。

イ 検体の採取・郵送

病性鑑定担当者は、国の調査チームから指示された検体を採取する（指示される採材検体は血液等）。検体数が多く病性鑑定班および疫学調査補助者では対応しきれない場合は、現地家保もしくは交代家保から補助者を動員する。検体は、国の調査チーム立入り時に追加採取する検体とともに郵送する。

ウ ヒアリング調査

畜産課（衛生）の疫学調査担当者は、国の調査チームの要請に基づき、病性鑑定担当者に追加のヒアリング調査を指示する。また、調査チームの立入調査日程等の手配を行う。

調査終了後、病性鑑定担当は農場のFAX又はスマホメールにより現地家保及び畜産課（衛生）へ送付する。以後の国の調査チーム対応は畜産課（衛生）の疫学調査担当者に引き継ぐ。

先遣隊

（15）防疫計画（案）の決定

計画決定に先立ち、先遣隊はステージ別の殺処分予定頭数、殺処分方法、死体処理方法、消毒面積その他必要な事項について、あらかじめ現地家保、畜産課（衛生）に確認し、指示を受ける。

先遣隊は、基礎資料を基に、計画内容を再確認し、現地家保と畜産課（衛生）へ報告する。「防疫計画（事前調査票）」様式4準備の都合上、動員人数の増減と必要資材の数量について、優先的に報告すること。

*レンダリング処理を計画している場合は、移動式レンダリング装置の設置が可能かを現地家保に確認する

【参考】国への報告または協議を必要とする事案

- ①防疫措置全般に必要な人員確保計画の報告
- ②国及び他県の家畜防疫員派遣要請及び自衛隊派遣要請の協議
- ③死体または汚染物品の農場外への移動に関する協議
- ④死体または汚染物品の発酵消毒、封じ込め措置に関する協議

（16）埋却地の現地確認と試掘

先遣隊は、建設業協会支部員と現地農業事務所（基盤）（埋却アドバイザー）とともに、埋却地について現地で打ち合わせを行い、試掘を実施する。

（17）作業者の管理

先遣隊長は、作業のために疑い農場へ到着した人員について、所属・氏名・到着時刻を現地家保へ電話等により報告する。現地家保は到着時刻を含め、「受付状況取りまとめ」様式31に記録する。

評価

評価人は、家畜防疫員の評価担当者、市町村職員、畜産経験者の3名として年度初めに選定・依頼した者とし、家畜・汚染物品（飼料等）について、患畜確定時点

の評価を行う。防疫作業開始前の評価準備等は先遣隊が行う事ができる。

ア 家畜の頭数は最終的に処分した頭数とするため、死亡頭数の確認体制、記録の方法を決定し、「殺処分計数野帳」様式 14 を準備する。哺乳豚から出荷豚までは各豚畜舎の代表的な生体の体格がわかるよう写真撮影をする。繁殖豚は繁殖豚記録、その他は群毎の記録を確認すること。

イ アで作成した野帳は最終的に「殺処分豚集計表」様式 15 にまとめる。

ウ 飼料の残量を確認、記録し、写真撮影をする。農場内及び豚舎内の飼料の数量確認、記録及び撮影方法を決定し、「汚染物品計数野帳」様式 16 を準備する。

エ その他畜産資材（堆肥等）については、評価の対象となるか、現地家保（現地対策本部）と協議をする。評価の対象物は上記同様に整理する。

オ 後で評価の根拠となる各評価用紙、写真撮影したデジカメは、紛失しないよう農場内での保管に十分注意し、保管時は必ずビニール袋に入れる。ウイルスで汚染されている可能性があるため、農場外へ持ち出すときは十分に消毒する。

*p. 13 写真撮影（動画・静止画）と画像の送信、管理について、を参照

カ 畜主には、後日各伝票等を証拠書類として提出してもらう旨を伝える。

(18) 防疫作業の準備

先遣隊が作成した防疫計画を基に、防疫作業の準備を行う。

農場では、豚舎を中心とした汚染ゾーンと、農場入り口付近（資材等受入）のグレーゾーンに分かれて作業する。資材管理係長はグレーゾーン担当とし、備蓄荷下ろし補助者と協力して、農場入り口テント設置およびテント内の作業にあたる。

*評価担当者 1 名を資材受入担当とするが、評価が終了していない場合は先遣隊の 1 名が資材受入にあたる

ア 拠点の整備

疑い農場の拠点（班長詰所、休憩所、情報拠点）を整備する。農場に利用できる施設、スペースがない場合は入り口付近にテントを設営する。無線機を設置し、以後、疑い農場における情報・記録は拠点において管理し、休憩所の運営は、農場前テントにいる資材管理係長及び従事者受入係長（p.28 参照）が行う。

ア）農場前（内）休憩所の設営準備

設営準備は計 4 名とする。

初動対応メンバー

現地家保（１） その他家保（１）	現地家保防疫主幹、 課長（１）	発生疑い農場の初動対応メンバ ーと兼務
	先遣隊（１）	同上
現地市町村（２）	設置補助	資材搬入補助・整理

イ) 農場前（内）休憩所の運営

休憩所の運営は、農場前のテントの担当者が行う。

休憩所分担	所属	運営役割
総務・運営（２）	待機家保（１）	運営責任者
	もしくは現地農事（１）	連絡調整・記録・報告
従事者管理・ 資材管理（４）	現地農業事務所（１）	従事者対応、 資材受付・管理
	現地市町村（１）	
	周辺市町村（１）	
	作業補助者（１）	

イ 資材管理

疑い農場の入り口にテントを設営し、資材の一時保管場所とする。配送された資材は、後から容易に判別・管理できるよう、搬入物の種類、個数、発注先名を「資材受入・搬出簿」様式 17 に記入した上で、種類別に整理して荷下ろしする。他の地方自治体から提供された資材や、借用物は必ず写真撮影する。

殺処分に必要な資材（電殺器・注射器・薬剤・ポンペ・台車・丸ペール・ビニール袋・ペール・フレコンバック）は優先的に配送状況を確認し、到着時間、数量等に問題があれば、直ちに現地家保に連絡する。

なお、防疫措置の当初に必要な資材以外はサブステーションへ配送する。

ウ 埋却地準備

現地農業事務所（基盤）（埋却アドバイザー）、建設業協会担当者、先遣隊で埋却候補地の現地確認を行い、埋却地を決定するとともに、埋却溝の配置、掘削方法について検討する。

試掘を行い埋却可能と見通しが立ったら、現地家保と市町村担当者は埋却予定地の周辺住民への説明を行う。

現地家保は、試掘、住民説明の結果と決定した処分方法を畜産課（衛生）に報告する。

エ レンダリング処理の検討

移動式レンダリング装置が設置可能かの確認、又は設置可能な場所を選定する。また、農場周辺で大型ダンプの侵入が可能な経路を確認し報告する。農場内でのトラックの動線についても確認する。

発生農場対策班長は、殺処分の進捗状況を見ながらレンダリング作業を開始することとする。

オ 資材配置

農場敷地内配置図、作業動線図を基に、資機材を配置する（配置・準備が間に合わない場合、資材配置は第１クールの作業動員者の作業とする）。

カ 豚舎消毒及び衛生害虫、ネズミ等の駆除

豚舎消毒は、病性鑑定係の疫学調査終了後に行う。あらかじめ畜主に、配電盤を覆う等、漏電対策を講じるように依頼する。

病原体の拡散防止対策として、ねずみ等の捕獲のための粘着シート設置や殺鼠剤の散布等を行う。必要に応じて畜舎周囲の草刈りを行う。

キ 住民説明

埋却以外の防疫措置（消毒薬散布、重機、大型トラックによる騒音等）につ

いても、現地市町村と調整し、必要に応じて、近隣住民に説明を行う。

(19) スタッフミーティング

防疫活動従事者が交代するタイミングで必ず引継を行うこととし、発生農場対策班長、農業事務所 SL（連絡係、従事者受入係長、資材管理係長、計数係長）は農場入り口テントに招集し、以下についてミーティングを行う。

なお、防疫措置開始前から農場に入っていた者（先遣隊等）は、防疫措置開始後4時間程度は農場内にとどまり、後任者と十分な引継を行うこと。

ア 農場作業の役割分担

ア) 発生農場対策班長（家畜防疫員）…農場総括、傷病やトラブル対応

イ) 連絡係（農業事務所 SL）…連絡責任者、報告書作成

ウ) 計数係長（農業事務所 SL）…農場に1名配置、計数責任者

エ) 従事者受入係長（農業事務所 SL）…防疫活動従事者の農場内管理

オ) 着脱補助係（市町村職員）

カ) 資材管理係…防疫資材の受入・管理

資材管理：家畜防疫員→農業事務所 SL（資材管理係長）

構成員：市町村職員→県職員（作業員）

キ) 殺処分係…殺処分等防疫措置の作業

殺処分係長（家畜防疫員）…農場内統括

殺処分係（獣医師）

構成員：県職員

ク) 埋却係…家畜・汚染物品の埋却

埋却係長：家畜防疫員

構成員：農業事務所（基盤・埋却アドバイザー）、玉掛資格者（家畜防疫員）、県職員、協定団体

ケ) 焼却係…汚染物品の焼却

責任者：家畜防疫員

構成員：県職員、市町村職員（移動式レンダリング装置作業は行わない）

*役割を記載したビブス配布（下線部）

イ 全体の防疫計画

ア) 農場内作業動線

イ) 殺処分方法

ウ) ガスボンベ等、資材の交換・補給方法

エ) 評価方法（殺処分頭数のカウント、記録方法）

ウ 情報伝達・共有

ア) 指揮系統、情報伝達方法

イ) 定時連絡について（時間・内容・方法・報告者）

ウ) 防疫作業者の農場到着予定時間、人数

エ 作業内容

ア) 現在の作業進捗状況

イ) 第1クールの防疫作業者の作業予定内容

* 以下を必ず伝達すること

- ・安全管理及びトラブルがあった時の農場内連絡方法について
- ・発生農場対策班長等への報告・連絡・相談を徹底し、独断で県対策本部やサブステーションに連絡をとらないこと、発生農場対策班長の指示に従うことを徹底する
- ・発生農場対策班長、農業事務所 SL は常に作業状況を把握し、次の作業を予測して停滞させない

＊農場内にホワイトボードや農場見取り図等があればこれらを利用し説明する。

(20) と殺指示

動衛研から陽性の連絡があった時点で、発生農場対策班長は所有者へ結果を報告する。「と殺指示書」(防疫指針様式 8) 様式 19の内容を口頭で説明し、と殺を指示する。「と殺指示書」は、現地家保が所有者へ直接手渡しする)。

＊と殺指示書の主な内容

ア と殺を行う場所

イ と殺の方法

ウ 行政不服審査法により不服申し立てはできないこと

エ 指示に違反した場合、3年以下の懲役又は300万円以下の罰金

オ と殺された家畜には手当金及び特別手当金が交付されること

(発生を予防し、まん延を防止するために必要な措置を講じていない場合は交付できない場合があること)

第4 対策本部体制

（動衛研での遺伝子解析で野外株と一致、小委で患畜と判断：患畜決定後）

動物衛生課からの報告をもって発生（患畜決定）とし、知事を本部長とする県対策本部及び農林水産部次長（技）を本部長とする現地对策本部を設置し、農林水産省対策本部の決定した防疫方針に従い具体的な防疫措置を円滑に実行する。

1 畜産課

動物衛生課から当該家畜が患畜又は疑似患畜であると判断する旨の連絡を受けた場合には、速やかに、次の者に対し、その旨及び発生農場の所在地について、電話、FAX等により連絡する。

- ① 当該家畜の所有者
- ② 県内の市町村
- ③ 本県の獣医師会、生産者団体その関係団体、警察、自衛隊
- ④ 近隣の都県

また、家畜が患畜又は疑似患畜でないと判定する旨の連絡を受けた場合には、その旨を当該家畜の所有者に連絡するよう現地家保に指示する。また、届出に係る異状の原因の調査を行い、その結果について当該家畜の所有者に説明するとともに、動物衛生課に電話等により報告する。

患畜決定後は、農林水産省対策本部の決定した防疫方針に則した具体的な防疫措置を円滑に実行するため、速やかに、関係部局で構成する県対策本部を設置する。ただし、円滑・的確な防疫対応を行う上で特段の必要があるときは、病性の判定前に設置する。

2 県対策本部事務局

農林水産部長を事務局長とする県対策本部事務局（以下、事務局）は、県対策本部員に連絡し、県対策本部会議を開催する。

農林水産部長は、知事、副知事に患畜決定を報告し、県対策本部会議出席を要請する。

（1）県対策本部会議開催前

ア 総務広報班

動衛研の検査結果等を農林水産部長、次長に報告する。農林水産部長は、知事、副知事に報告する。

知事の「対策本部設置」「本部会議開催」の指示を受け、本部員及び連絡調整会議構成員に検査結果を連絡するとともに、本部会議の開催日時・場所を伝達し、出席確認を行う。

ア）報道対応

県対策本部開催通知を報道機関へ開催2時間前（最短でも1時間半前）までに行う。この調整は、動衛研の検査結果陽性判明後「県対策本部会議開催通知」により、報道広報課に連絡する。（情報の管理を徹底すること。）

県対策本部会議の冒頭には、報道機関を入れるため、席次表及び配布資料（「プレスリリース」「記者会見席次表」「知事コメント」）について、事前に報道広報課と協議し作成する。また、「知事コメント」を作成する場合は、秘書課と協議・調整する。

県対策本部会議終了後の記者会見時には、記者会見配布資料（「プレスリリー

ス」「記者会見席次表」「知事コメント」)を配布する。

記者会見の出席について、事務局次長(農林水産部次長)、畜産課長、畜産課家畜衛生対策室長と調整し、状況に応じて出席者を変更・検討する。

記者会見場所については、報道広報課が準備・対応する。

深夜・休日の報道機関への資料提供は、報道室から記者クラブ幹事社へ連絡後、畜産課又は事務局から、報道室設置FAXを用いて各報道機関に送付する。

イ) プレスリリース

プレスリリースは、事前に国と協議した上で、(疑似)患畜確定後、「豚熱の(疑似)患畜の確認について」様式73により実施する。

また、広報資料「家畜衛生だより」様式62及び参考資料「関係機関・団体向け協力要請用資料」様式72を作成する。

ウ) 県議会への対応

県議会議員のリストを事前に作成し、記者会見資料を事務局からFAXで送付する。国の患畜決定連絡をもって直ちにFAX送付するため、事前に作成しておくこと。

県対策本部設置後の県議会に対する説明資料について、全て総務広報班で作成すること。

エ) 市町村、関係団体への対応

記者会見終了後、県防災行政無線、FAX等を使用して、全ての市町村に記者会見資料等を送付する。

プレスリリース、豚熱Q&A、県対策本部会議資料等、可能な限り県ホームページに掲載する。県ホームページへの掲載手続きは、流通指導班が行う。

必要に応じて、豚熱Q&Aの内容について、「県民だより」や市町村広報誌、関係団体広報誌等に掲載を依頼する。

移動・搬出制限区域、消毒ポイント位置について、防疫指導班に確認し、資料をとりまとめ、流通指導班に県ホームページの掲載事務を依頼する。

イ 調整班

ア) 県対策本部の設置・運営

a 県対策本部会議の開催準備

- ・会場の確保・設営
 - ・本庁舎5階特別会議室(連絡調整会議と合同開催の場合あり)
 - ・管財課庁舎管理室と連絡の上、調整する。
 - ・マイク等必要な機材を調達する(机、イス等は5階大会議室から調達)。
 - ・会場の設営(ネームプレート、案内板等の作成設置、机・イスの設置)
- ・本部会議資料の作成
 - ・「第8 対策本部関連資料等」を参考に県対策本部会議資料を作成する。
- ・その他(時間外開催の場合)
 - ・管財課庁舎管理室、守衛本部(内線4600)と事前に調整し、外部人員リストを提出し裏口入口で出迎えをする。
 - ・20時以降は電気室(内線4666)にエレベーターの運行依頼をする。

b 県対策本部会議の開催

県対策本部会議は、患畜決定後、すみやかに開催する。

県対策本部会議は、発生が確定した段階で開催し、2回目以降の開催は、新

たな防疫対策の決定等の対策方針の重要な決定時に開催する。

- ・自衛隊に派遣要請を実施する場合
- ・国が新たな防疫対策を指示した場合
- ・移動制限解除後、全ての防疫措置が終了した場合
- ・その他必要な事項の決定

開催準備は以下のとおり進め、開催する。

【参集範囲】

- ・知事（挨拶・座長）、副知事、本部員、オブザーバー。
- ・農林水産部次長（進行）、環境生活部次長、健康福祉部長が指名する者、事務局員。

【資 料】

- ・「第8 対策本部関連資料等」を参考にした資料

c 連絡調整会議の開催

連絡調整会議は、県対策本部会議が開催され、新たな防疫対策が決定した場合に、発生情報の共有化と具体的な対策を関係部局に依頼するため、原則として県対策本部会議後、開催する。

連絡調整担当者には、「発生状況・対策進捗状況」などをとりまとめ、随時メールにて資料を配布し、情報の共有化を図る。

開催準備は以下のとおり進め、開催する。

【参集範囲】

- ・副知事（挨拶・座長）農林水産部事務次長（進行）、同技術次長、環境生活部次長、健康福祉部長が指定する者
- ・連絡調整会議構成員

【資 料】

- ・県内における豚熱の発生状況と県の対応状況
- ・新たな防疫対策等について
- ・各部局への依頼事項について

イ) 自衛隊の派遣に係る連絡・事務等

以下のような場合には、防衛省への自衛隊派遣要請を検討

- ・大規模農場での発生
- ・感染が拡大している状況

自衛隊派遣要請の手続きの際、事前に農林水産省から防衛省へ調整が必要であるため、動物衛生課へ状況説明と派遣要請方針を連絡する。

自衛隊派遣手続き関係の資料を作成し、県対策本部会議を開催して自衛隊派遣要請を決定する。

自衛隊派遣要請は、防災危機管理部危機管理課を通じて行う。

ウ) 県警本部、警察署との連絡体制等

a 県警本部との連絡体制（県対策本部→県警本部）

家保から消毒ポイント候補地の連絡があった場合、消毒ポイントを決定し下記の事項を実施。

- ・消毒ポイント情報・交通遮断情報の県警本部へのメール送信
- ・消毒ポイント設置場所、交通遮断箇所について県警本部から家保への助言動衛研での遺伝子解析結果を受け、下記の依頼をする。
- ・県警本部に対しての警察官の派遣要請

（消毒ポイントへの動員、通行遮断箇所におけるパトロール・広報等）

・現地対策本部会議への出席（オブザーバー）。

上記の消毒ポイント、通行遮断箇所の情報を、県警本部を通じて提供する。

また、必要に応じて道路使用許可等を相談する。

ウ 防疫指導班

防疫措置について国及び他都県と連絡調整を行う。

現地家保との窓口として、防疫計画を作成し、現地対策本部の防疫対策に対する連絡調整を行う。

ア) 農林水産省、他県との連絡調整

防疫措置について、県対策本部と農林水産省との全ての協議の窓口となる。

イ) 防疫計画の決定

現地家保から報告のあった防疫措置スケジュールについて調整を行う。

現地家保、待機家保等の動員体制について調整する。

発生農場防疫作業等に必要な人員の調整を行う。

防疫措置資材・機材の調整及び調達について、総務広報班、後方支援班と連携して行う。

現地家保から報告のあった移動・搬出制限区域の設定について調整を行う。

現地家保から報告のあった消毒ポイント、通行遮断候補地及び埋却候補地について調整班、埋却班と連携して調整する。

ウ) 法に基づく防疫措置の事務と資料の作成

家保の制限区域の設定の報告を受け、政策法務課と調整の上、移動制限区域及び搬出制限区域を設定し、県報登載事務を行う。

移動制限区域の概要地図を作成し、流通指導班にホームページ掲載を依頼する。

県対策本部会議の資料作成、会場設営、記者会見資料などの作成を総務広報班及び調整班と連携して行う。

エ 後方支援班

ア) サブステーションの施設確保

現地家保及び防疫指導班と調整の上、サブステーションを決定する。

サブステーションは、防疫活動従事者の集合場所であり、防疫資材・機材の中継基地であることから、発生農場に近く、広いスペースのある建物（公民館、体育館等）で駐車スペースが十分にある場所を選定する。

イ) 防疫活動従事者の確保

〈現地への防疫活動従事者等の動員の考え方〉

- ・各班を統括する人員は、原則として家畜防疫員又は農林水産部防疫活動従事者とする。

- ・獣医師は、県職員から動員し、増員が必要な場合は、千葉県農業共済組合、千葉県獣医師会、国、他の都道府県職員を要請する。

- ・獣医師以外の動員の優先順位は、県職員（農林水産部→その他の部局）、市町村職員、農協等関係 団体職員、その他とする。

- ・発生農場対策班、後方支援班への動員は、現地市町村及びその隣接市町村の居住者を優先し、一旦動員した人員は、周辺対策班には動員しない。

- ・周辺対策班には、発生農場市町村及びその隣接市町村を居住者とする人員は動員しないこととし、集合場所に近い居住者から動員する。

動員の手順

- ①現地対策本部より動員の不足報告（発生農場対策班、後方支援班、周辺対策班別）を受ける。
- ②防疫活動従事者名簿より各班の不足人員を選定する。それでも不足する場合は、関係部局、関係団体の優先順位により各部所属長へ依頼し選定する。
- ③各班別の人員補充名簿を作成し、家保に連絡する。

〈県外からの家畜防疫員の動員要請の考え方〉

- ・防疫計画で獣医師の増員が必要な場合又は続発して獣医師が不足する場合、県対策本部会議を開催し決定する。

動員の手順

- ①県外からの動員計画を現地対策本部と協議・作成し、県外からの動員について、防疫指導班を通じて動物衛生課へ依頼する。
- ②国から連絡のあった県外からの動員について、名簿を作成し、県外動員に係る宿泊場所、移動の手配等を総務広報班と連携して行う。

ウ) 防疫活動従事者の健康管理に関すること

総務ワークステーションと連携して、「豚熱防疫作業職員の選定基準」により従事者を選定し、防疫作業当日の健康状態についてサブステーションで調査を実施できるよう準備する。

エ) 防疫活動従事者の輸送に関すること

サブステーションに集合した防疫活動従事者の発生農場までの移動手段を確保する。

オ) 防疫活動従事者の食糧に関すること

防疫措置スケジュールに基づき、防疫活動従事者等の必要な食糧について手配し、配布手段を検討する。

カ) 防疫資機材等の調達と確保

防疫作業に必要な資材、重機等、消毒ポイントの必要機材については、現地対策本部から不足分の報告を受け、埋却班と分担し、調達先を決定する。（重機等機材については、主に埋却班の対応）

資機材の調達先が決定したら、「資材名」「数量」「規格」「性能」等が記載されたカタログなどの資料を添付して総務広報班に支出事務を依頼する。

資機材の調達先、納品時間・場所を現地家保に連絡する。

オ 埋却班

現地家保が選定した埋却地について調整を行うとともに埋却作業の計画を策定する。現地家保の消毒ポイントの運営を補佐する。

ア) 殺処分家畜、汚染物品等の埋却場所の選定と調整等

a 「発生の恐れ」の情報が畜産課に入った時点から、農場位置、飼養頭数を確認し、周辺公有地の候補リストより、殺処分畜の埋却候補地の選定を開始する。公有地は、下記の手順で3箇所以上選定しておく

- ・検討の優先順位は、①県有地 ②国有地
- ・発生地になるべく近い場所で、かつ周辺に畜産農家が少ない場所を選定する。
- ・埋却地の土質・地形等を考慮する。

b 現地対策本部より、埋却地選定が不可能な旨、連絡があった場合

- ・選定した公有地を現地対策本部と協議し決定する。
- ・選定された土地を管理する課及び管財課に協議・合議し、その旨、現地対策本部に連絡する。
- ・県有地での選定が不可能で、国有地を選定する場合、県有地と同様の協議を行い、農地・農村振興課（農地の場合）を通じて国に協議する。
- ・防疫服等の汚染物品の焼却について、焼却量、運搬ルート（案）を把握し、該当市町村と協議する。

イ）埋却等に必要な資材・機材の調達及び配備

現地家保から防疫作業に必要な資材、重機等の必要機材について、報告を受け、後方支援班と連携して、調達先を決定する。

調達先の決定後、「資材名」「数量」に加え、「規格」「性能」等が記載されたカタログなどの資料を添付し、総務広報班に支出事務を依頼する。

最終的な調達先、納品時間・場所を確認し、現地家保に連絡する。

埋却作業については、（一社）建設業協会に協力要請し、防疫作業に必要な重機（積み込み用ショベルローダー、運搬用トラックと掘削用バックホウ等）と重機オペレーター等を要請する。以後、発生地域を管轄する建設業協会支部と現地家保で調整する。

ウ）消毒ポイント等の設置準備

消毒ポイントは、おおむね発生農場周辺（1 km）に3か所、移動制限区域（3 km）に4か所、搬出制限区域（10 km）に4か所設置する。また、発生農場周辺の道路に通行遮断箇所を設ける。なお、本県は全域がワクチン接種地域であるため制限区域は設定されないことから、消毒ポイントは原則発生農場近隣にのみ設置する。

a 県土整備部との連絡・通報体制等（県土整備政策課・道路環境課→関係土木事務所等）

動衛研へ検査材料を送付後、県土整備政策課連絡担当に下記の連絡を行う。

- ・検査状況と検査結果予定時刻
- ・県対策本部会議等の開催予定時刻及び場所
- ・県土整備政策課連絡担当の参集、土木事務所職員の参集の指示
- ・消毒ポイント設置情報の発信予定時刻

b 家保から消毒ポイント候補地の連絡があった場合、消毒ポイント候補地を決定し、県土整備政策課連絡担当に、下記の連絡等を行う。

- ・消毒ポイント候補地情報のメール送信
- ・消毒ポイント候補地について、土木事務所から家保への助言依頼（県管理国道、県道）

c 動衛研での遺伝子解析結果を受け、下記の依頼をする。

- ・県対策本部等の出席依頼
- ・現地対策本部会議への出席依頼
- ・土木事務所の関係資材の確認の依頼

d 道路等の占用協議

- ・県管理国道、県道について、県土整備部と占用協議を行う。
- ・国道及び高速道路について、道路管理者と占用協議を行う。
- ・市町村道については、現地対策本部で使用協議を行う。

エ）消毒ポイントの設置、運営

a 消毒ポイントの設置

- ・各消毒ポイントは、周辺家保が責任者となり、農業事務所・市町村に動員を依頼し設置を開始する。
- ・畜産課は、（一社）千葉県ペストコントロール協会、（一社）千葉県塗装工業会等の委託業者に連絡し、併せて、備蓄場所や関係機関から必要資材の運搬を手配し、レンタルトイレ等の手配など、消毒ポイントの設置を進める。

b 消毒ポイントの運営

- ・消毒ポイントの設置が終了したら、運営担当者は畜総研に変更する。
- ・各消毒ポイントでは、ペストコントロール協会、千葉県塗装工業会等の委託業者が消毒業務を実施する。
- ・畜総研乳牛研究所（市原／嶺岡）が消毒薬や防疫服等資材の手配を担当、畜総研（本所）が委託業者からの業務報告を担当する。

c その他

委託業者からの業務報告については、畜総研でとりまとめ、畜産課に報告する。

オ) 通行遮断箇所への動員とパトロール

a 通行遮断場所への動員の考え方

- ・発生農場周辺の通行遮断箇所については、警察のパトロール・広報等を依頼する。
- ・通行遮断箇所への動員は、原則、市町村職員とする。

b 動員の手順

- ・通行遮断箇所の情報とともに現地対策本部より、通行遮断の動員計画の報告を受ける。
- ・動員について市町村職員等が不足の場合、県関係部局、関係団体との調整により動員の配置を決定する。
- ・市町村職員以外から動員する場合、対象者に①集合日時・場所②作業内容③防疫作業に入るまでの留意事項（防疫服の脱着）を通知する。

c その他

現地対策本部から不足資機材の調達について依頼があった場合は、総務広報班と協力して対応する。

カ 安全対策班

ア) 食品の安全性確保・風評被害防止対策

a 食品の安全性に関する相談対応等

国の患畜決定連絡をもって、衛生指導課あて、Q & A（相談マニュアル）をメールにて配布するとともに、相談窓口の設置を依頼する。また、消費者センターへQ & Aに基づく電話対応を依頼する。

b 風評被害防止のための広報活動

- ・各相談窓口（衛生指導課、各健康福祉センター）の電話番号を再確認するとともに、一覧表を作成し、流通指導班に報告する。（ホームページ掲載）
- ・相談窓口設置機関には、相談対応報告にて毎日、午後5時までに報告するよう依頼し、内容を取りまとめて流通指導班に報告する。
- ・原則として、事務局で相談対応とするが、専門的な知識を必要とする場合には、関係課の対応とする。
- ・相談対応報告の内容を随時把握し、「豚熱の食品に対する安全」「人への感染についての安全性」について、広報資料を随時作成し、総務広報班の

広報業務、流通指導班のホームページ掲載事務の支援を行う。

イ) と畜場対策

本県は全域がワクチン接種地域であるため、制限区域が設定されないことから、疑い発見場所がと畜場である場合を除いて、と畜場の閉鎖は行わない。

＜疑い発見場所がと畜場の場合＞

動衛研に検査材料を送付した時点で、以下の事項について連絡を行う。

a 食肉衛生検査所及び家保に対し、以下の協力要請を指示する。

- ・当該と畜場の従事者等場内全ての滞在者に対し、豚熱を前提としての作業の中止、場内外への出入りの制限、病性の判定まで待機すること。
- ・と畜場関係者、農場関係者、搬入業者等に対し、誤解（流言飛語の防止）や混乱を招かないよう十分説明を行い、獣畜の搬入を停止すること。
- ・場内や出入りする車両について消毒を実施すること。
- ・と畜場内からの枝肉等畜産物及びその他物品の搬出を停止すること。ただし、判明時に既に食用として合格していた枝肉の出荷等に係る業務は除く。
- ・と畜場からの排水の停止を行うこと。

b と畜場の閉鎖について、関係部局、と畜場、食肉衛生検査所及び家保等と協議を行うこと。

国の患畜決定連絡をもって、食肉衛生検査所及び家保に対し、以下について指示する。

- ・直ちに「と畜場」の閉鎖を行い、獣畜の搬入の禁止、係留中の獣畜のと殺及び移動を禁止し、消毒が終わるまで人の出入りを禁止すること。
- ・と畜場内及び周辺の消毒を行うこと。
- ・と畜場内からの畜産物等全ての物品搬出制限を指示、確認すること。
- ・と畜場からの排水の停止を確認すること。
- ・と殺前の生体は評価実施後に疑似患畜として殺処分を行うこと。（殺処分等の防疫作業は家畜防疫員が主体となって行うが、原則と畜場の防疫計画に基づいて実施する。

以上の防疫措置について、随時、実施状況を確認し、防疫指導班に報告する。

なお、豚熱発生を強く疑う場合には国の患畜決定を待たずに連絡することができる。

*参考：制限区域内のと畜場について

＜移動制限区域内のと畜場＞

動衛研に検査材料を送付した時点で、以下の事項について連絡を行う。（豚熱を強く疑う場合は送付の前に連絡することができる）

- ・と畜場に対し、疑い農場からと畜場への獣畜の搬入及び枝肉等の流通先について確認し、防疫指導班からの指示を待つこと。

国の患畜決定連絡をもって、食肉衛生検査所及び家保に対し、以下について指示する。

- ・直ちにと畜場の閉鎖を行い、獣畜の搬入の禁止、係留中の獣畜のと殺及び移動を禁止すること。
- ・と畜場内及び周辺の消毒を行うこと。
- ・と畜場内からの畜産物等全ての物品搬出制限を指示、確認すること。

＜搬出制限区域内のと畜場＞

動衛研に検査材料を送付した時点で、以下の事項について連絡を行う。

- ・と畜場に対し、疑い農場からと畜場への獣畜の搬入及び枝肉等の流通先について確認し、防疫指導班からの指示を待つこと。

国の患畜決定連絡をもって、以下の事項について連絡を行う。

- a と畜場、家保及び食肉衛生検査所に対し、と畜場の閉鎖はなく、開場できる旨の連絡をする。また家保及び食肉衛生検査所と情報共有を行う。
- b 食肉衛生検査所及び家保に対し、以下について指示する。
 - ・出入りする全車両、畜産関係者に対して出入り口で消毒を実施させ、場内についても消毒を実施させること。
 - ・移動制限区域内からの獣畜の搬入がないよう周知徹底し、確認を行うこと。
 - ・生体検査を厳重に実施するため、搬入時間等必要に応じて制限すること。

ウ) 発生時の制限区域内での化製場への防疫指導、協力要請

国の患畜決定連絡をもって、化製場に対し、以下の事項について協力要請を行う。

- ・化製場に入る全ての車両に対して、場内への出入り口で消毒を行うこと。
- ・その他、家畜防疫員の指示事項に協力すること。

以上の防疫措置について、随時、実施状況を確認し、防疫指導班に報告する。

なお、豚熱発生を強く疑う場合には国の患畜決定を待たずに連絡することができる。

エ) 動物取扱業者に対する指導・協力要請

a 動物取扱業者への情報提供と風評被害防止に対する協力要請

国の患畜決定連絡をもって、県内の動物取扱業者に対し、異常の発見時の対処方法、通報方法について、周知を図る広報資料を作成する。

県内全域の豚等を飼養する動物取扱業者に対する広報資料を可能な限り配布するよう、衛生指導課を通じて健康福祉センターに依頼する。

また、千葉市については経済農政局農政部農政課へ、船橋市及び柏市については担当部署に直接依頼する。

b 動物取扱業者への異常確認と防疫対策の徹底指導、閉園等協力

発生の翌日から、県内全ての動物園等の動物取扱業者に対し、電話調査により豚及びいのししの異常の有無について確認するとともに広報資料を送付し、防疫措置、通報体制について周知する。

なお、発生地3km以内の当該業者については、最優先で確認し、防疫指導班に報告する。発生地の半径10km以内の当該業者については、毎日の健康観察を実施し、異状があった場合は通報するよう指導する。

発生地の半径3km以内の動物園等展示業者について、初発生の周辺で続発があった場合、営業の自粛や人の出入り制限について、協力要請を行う。

また、千葉市については経済農政局農政部農政課へ、船橋市及び柏市については担当部署に直接依頼する。

オ) 学校に対する広報・指導・協力要請

a 飼育動物の観察徹底と異状の早期通報、異常動物の取扱方法等についての指導・協力要請

国の患畜決定連絡をもって、県内の学校に対し、①豚熱に関する正確な知識②異状の発見時の対処方法及び通報方法について、周知を図る広報資料を作成する。

b 作成した広報資料について、関係部署を通じて県内全ての学校に対し配付

するよう依頼する。

- ・公立の高校、中学校、小学校、幼稚園→教育庁保健**体育**課
- ・私立の高校、中学校、小学校、幼稚園→総務部学事課

b 豚等を飼育している学校への情報提供と防疫対策の指導

発生の翌日から、県内の豚等を飼養する学校に対し、電話調査により豚等の異状の有無について確認するとともに広報資料を送付し、防疫措置、通報体制について周知する。

なお、発生地3km以内の学校等については、最優先で確認し、防疫指導班に報告する。

発生地の半径10km以内の学校等については、毎日の健康観察を実施し、異状があった場合は通報するよう指導する。

学校関係者からの問合せは、原則的に安全対策班で対応し、県ホームページにQ & Aを掲載していることを併せて周知する。

c 感染拡大等の場合の登下校ルートの制限等の要請

発生農場付近（半径1km）の学校について、発生農場付近が主要な登下校ルートにあたる場合には、登下校ルートの変更とその生徒、児童の誘導について、学校に協力を要請する。

力) 発生農場での防疫活動従事者の健康管理等

防疫指導班に防疫活動従事者の集合場所、集合時間を確認する。

集合場所では、以下の業務を実施する。

- 総務ワークステーションは、防疫活動従事者の作業前の健康状況の把握を行う。その際は、健康調査票によって健康チェックを行い、体調不良者に対しては、状況に応じて、作業内容の変更もしくは中止について助言を行う。
- 体調不良等で作業内容の変更や当日、あるいは翌日以降休む必要がある作業員がいた場合は、その所属・氏名をサブステーションを管轄する後方支援班の連絡担当者に報告する。
- 万が一、防疫作業中に事故・傷病等の発生があった場合には、緊急的な手当て等の処置を行うとともに、医療機関の受診が必要な場合には、予め把握している救急病院等への搬送や救急車の出動を要請する。
- 集合場所から欠員状況の報告を受けた場合、防疫指導班に報告し動員計画の変更を依頼する。

また、発生が続発し、防疫活動従事者の増加又は集合場所が増加した場合には、総務広報班、防疫指導班と協議の上、保健師等の動員数・配置を変更する。

キ) 畜産農家等へのメンタルケア及び地域住民等の健康相談等

健康福祉政策課を通じて管轄関係機関に下記の業務を要請する。

- ・畜産農家や発生農場周辺住民等の精神的ストレスや不安等を解消するため、地域における専門機関の紹介
- ・消毒のため散布する消石灰への健康不安について、各健康福祉センターにおける、健康への影響に対する相談対応や医療機関の受診勧奨

ク) 野生動物対策

a 野生動物（いのしし）の対処方法等についての広報

国の患畜決定連絡をもって、以下の内容の広報資料を作成し、自然保護課と調整の上、県内の市町村有害鳥獣捕獲担当部署及び千葉県猟友会に対して

配布し、捕獲従事者及び全会員に周知するよう依頼する。

- ・豚熱に関する正確な知識
- ・死亡もしくは異状を呈したいのしし個体発見時の対処方法、通報方法
- ・いのしし個体の解体・埋却時の衛生対策
- ・搬出制限区域内（半径10km）から区域外へのいのしし個体等の持ち出し自粛

- b 搬出制限区域内（半径10km）から区域外へのいのしし個体等の持ち出し自粛

狩猟期間（11月15日から2月15日まで）中の狩猟及び有害鳥獣捕獲における搬出制限区域内（半径10km）から区域外へのいのしし個体等の持ち出しについて、自然保護課と調整の上、狩猟者及び捕獲従事者に対して、広報資料及び県ホームページ等を活用して自粛するよう呼び掛ける。

- c 移動制限区域内（半径3km）での野生動物（いのしし）の対策

安全対策班は、自然保護課と調整の上、必要に応じて市町村や猟友会等に対して協力を依頼し、野生動物（いのしし）の捕獲、経口ワクチンの散布等の対策に取り組む。

キ 流通指導班

ア) 家畜・畜産物流通対策生乳の集荷団体・業者、飼料流通業者等に対する協力要請・指導等（制限・ルート変更等要請）関係団体・業者への協力要請等動衛研へ検体が搬入された時点で、関係団体リスト担当者に、緊急連絡網で下記の事項を連絡する。

- ・発生農場市町村名と検査結果判明時間
- ・結果判明時間までの待機要請
- ・消毒ポイントの連絡形態（FAX、メール、電話）の確認
- ・飼料配送車、家畜診療車、薬品販売車等のルートの確認を要請

イ) 消費者・生産者等の相談対策

- a 相談窓口の設置と対応

国の患畜決定連絡をもって、下記の事項を実施する。

Q&A及び広報資料を下記の機関にメール送付し、広報（窓口張り出し等）及び電話対応を依頼する。

- ・市町村
- ・地域振興事務所
- ・関係各課（団体指導課、経営支援課等）

農業事務所に、Q&A（相談マニュアル）をメールにて配布するとともに、相談窓口の設置を依頼し、電話番号を確認する。

農業事務所、健康福祉センター、家保の相談窓口の電話番号を再確認する。

- b 県ホームページ掲載等の広報

下記事項のホームページ掲載の事務を行う。

- ・プレスリリース資料
- ・広報資料（①豚熱とは、②異常を発見した時の対応、③留意点）
 - * 県民、畜産農家、畜産関係車両、一般車両、ペットショップ、動物園等、狩猟者向けにそれぞれ作成
- ・移動制限地域、搬出制限地域、消毒ポイントの位置
- ・Q&A（県民向け、農家向け）（随時、追加・変更）

- ・ 防疫措置（殺処分、消毒、埋却状況一覧表）（各週）
- ・ 総務班、安全対策班が作成した広報資料等
- ・ 風評被害調査の結果、経営支援対策とその進捗状況

相談窓口設置部署等には、「相談対応報告」にて原則毎日、午後5時までに報告するよう依頼し、内容を取りまとめ、内容を検討し、Q & Aを追加作成する。

相談対応報告の内容を随時把握し、「豚熱の食品に対する安全」「人への感染についての安全性」について、広報資料を随時作成し、「総務広報班」の広報業務を支援する

県対策本部の相談窓口の総括として対応するが、専門的な知識を必要とする場合には、関係課に回答を依頼する。

ウ) 経営等支援

a 生産者への経営支援策の周知・実施及び被害対策調査

農家の経営的な被害状況など情報収集のため、農業事務所に農家一覧表と農家状況調査票を送付し、下記の調査項目などの情報収集を依頼する。

- ・ 出荷適期頭数及びその月齢（遅延期間）（子豚、肉豚他）
- ・ 出荷遅延に伴う飼育施設の要望等
- ・ 農場のたい肥の滞留状況
- ・ 制限区域内農家へ飼料作物を供給している農家名

国からの支援対策等の情報を得た場合、速やかに解説版リーフレットを作成し、農家に郵送するとともに、団体指導課等に迅速な執行について協力依頼する。

清浄性確認検査が開始された時点で被害状況を取りまとめる。（現地対策本部と連携）

被害状況、国の経営支援対策を検討し、補完的な対策を関係課と検討し、必要に応じて予算措置を依頼する。なお、初動の支援対策として制限区域内の農家に対して消毒薬の配布を行う。

b 食肉等販売・加工業者経営支援策の周知・実施及び風評被害調査

食肉等販売業者・加工業者一覧表により、発生後1週間後から電話で風評被害等の状況の調査票を作成しその際、下記の事項を依頼する。

- ・ 窓口担当者の決定と連絡先
- ・ 1週間おきの聞き取り調査への協力依頼

1週間おきに電話調査を実施し、取りまとめる。また、被害状況、国の経営支援対策を検討し、補完的な対策を関係課と検討し、必要に応じて予算措置を依頼する。（県単独の対策の場合は、県対策本部会議の決定を得る。）

食品製造業、食肉小売業全般について、経営的な被害状況など情報収集のため、経営支援課に下記の情報収集を依頼する。

＊調査項目は以下のとおり

- ・ 対象業種：食料品製造、飲食料卸売、食肉小売業、飲食店、飼料製造
- ・ 調査事項：前年同期比での売上減少率、融資相談件数等

国からの支援対策等の情報を得た場合、速やかに解説版リーフレットを作製し、県ホームページに掲載、経営支援課に迅速な事務執行について協力依頼する。

初発生から続発がなく、清浄性確認検査が開始された時点で被害状況を取りまとめる。

被害状況、国の経営支援対策を考慮し、補完的な対策を関係課と協議・検討

し、必要に応じて予算措置を依頼する。（県単独の対策の場合は、県対策本部会議の決定を得る）

（２）県対策本部会議開催後

畜産課内体制から県対策本部体制に移行する。

畜産課内体制		県対策本部体制
総務広報班	→	総務広報班
調整班		
後方支援班		
防疫指導班	→	防疫指導班
埋却班	→	埋却班
流通指導班	→	流通指導班
安全対策班	→	安全対策班

なお、総務広報班は、県対策本部会議終了後の知事記者会見準備を行い、プレスリリースを配布する。記者会見後は、市町村、県関係機関、関係団体へ資料を送付し情報提供を行う。以後、定期的に県対策本部会議を開催し、必要に応じて知事記者会見を行う。

プレスリリースは、防疫措置の進捗状況について、毎日定時に行う。

防疫指導班は、全家保へ防疫措置開始を指示する。

以後、各班の行動は、防疫措置マニュアルを参照する。

（３）知事

県対策本部会議終了後、知事記者会見を行う。

（４）現地家保

現地家保は、現地対策本部を立ち上げ、現地対策本部会議を開催し、現地防疫対策及び周辺対策を開始する。

ア 現地対策本部の立ち上げ

現地家保は、検査陽性判定により、本病の発生が確定したら、千葉県急性悪性家畜伝染病対策本部設置マニュアルに基づき、現地対策本部会議を招集し、同本部の設置を行う。

イ 現地対策本部体制

ア）現地対策本部の立ち上げ

現地対策本部は、豚熱の初動防疫及びまん延防止を円滑に行うために設置する。動衛研に検体を搬入した時点で立ち上げの準備を開始し、国の患畜決定連絡を受けたら、すみやかに同本部を設置する。

現地対策本部は、農林水産部次長(技)を本部長とし、現地家保所長を副本部長として配置する。周辺家保所長と協力して発生現地および周辺の防疫活動を行う。

イ）現地対策本部

a 現地対策本部長

現地対策本部長は県対策本部会議の決定を受け家畜防疫員に必要な指示を出す。

b 総務班（防疫措置マニュアル p.29 参照）

総務班は、関係機関と連絡調整のうえ、防疫作業に必要な人員、資機材の必要数を県対策本部に報告する。

移動制限区域及び搬出制限区域を設定し、制限区域内のすべての豚等飼養農場に対して、市町村、関係団体と連携して、豚熱発生に伴い制限区域内となったこと、

発生の概要、今後の防疫措置、制限内容等について伝達する。

また、使用済みの防疫服等を処分するための焼却施設等の選定を進める。

c 発生農場対策班

発生農場対策班は、発生農場に対し、豚熱の患畜または疑似患畜と決定された事を連絡し、と殺指示書を交付するとともに、農場関係者の待機を指示する。併せて埋却候補地を決定し、発生農場に出動、防疫措置を開始する。

d 後方支援班

後方支援班は、サブステーションの設置及び運営を開始し、防疫活動従事者の管理及び資機材供給等始める。

e 周辺対策班

周辺対策班は、市町村、警察等と連絡調整のうえ、消毒ポイントの設置及び運営を開始する。

周辺対策拠点の設置及び運営を開始し、疫学関連調査、周辺確認調査等始める。

ウ) 活動拠点

現地対策本部は、原則として現地家保に設置するが、発生農場及びサブステーションの状況を掌握して的確な指揮がとれ、かつ県対策本部との連絡がとりやすいところに設置するものとし、本部長が決定する（現地家保外の本部設置場所としては、サブステーション内、現地市町村内、現地農業事務所内等）。

なお、周辺対策班は周辺家保内に活動拠点を置く。

第5 後方支援班の初動対応

1 サブステーション（ＳＳ）の設営準備

待機家保は、ＳＳ設営場所が決まり次第、直ちに初動対応メンバーを招集し、設営準備を開始する。

設営準備はＳＳ設営場所が決定次第開始する。設営計画策定のための構成員は待機家保３名（ＳＳ運営責任者、プランナー、連絡員）と、現地市町村２名の計５名とする。

資材受入のための構成員は、待機家保３名、現地農業事務所１名、畜総研４名の計８名とする。

初動対応メンバー

待機家保（３）	ＳＳ運営責任者	ＳＳ初動対応の統括（次長）
	プランナー	ＳＳ設営計画者
	連絡員	現地対策本部・疑い農場との連絡調整
現地市町村（２）	連絡員	設置施設の調整
待機家保（１）	SS 設置補助	資材受入責任者
待機家保（２）		資材搬入補助・整理
現地農業事務所（１）		
畜総研（４）		
畜産課（１）		通信機器等の搬入

（１）必要資機材の搬入

ＳＳへ搬入する資材は、後から容易に判別・管理できるよう、「在庫管理表」様式 18 を添付する等、外側に搬入物の種類等を明記する。受け取り担当不在時の荷下ろしは、搬入元（購入元）を確認し、「資材受入・搬出簿」様式 17 に記入後、種類別に整理する。

備蓄品の他に各所から持ち込む資機材は以下のとおりとする。

【待機家保】ＳＳ設営備品（養生テープ、ゴミ袋、文房具）

手指消毒用品（消毒用エタノール、脱脂綿、タッパー、スプレー容器）

器具等消毒用品（逆性せっけん、希釈用バケツ、洗車ブラシ）

通信機器（パソコン、パソコン通信用モバイル機器）

配付資料（健康チェック票、資材リスト、スケジュール）

養生ブルーシート、三角コーン、ビブス、洗浄用品等

【現地家保】発生地情報（農家見取り図、農家位置図、農場概要、防疫計画等）

【畜産課】

通信機器（無線機、予備用ＰＣ、プリンター、印刷用紙）、

血圧計、体温計、救急箱

【現地市町村】ＳＳ施設の見取り図

（２）ＳＳレイアウトの決定

使用する部分、借り上げる付随施設や備品を確定する。動員情報（人数、時間）からＳＳ内に収容される最大人数を想定し、プランナーを中心に施設の動線を決定し、「ＳＳ施設レイアウト図」様式 25 を作成する。

（３）運営本部の設営・通信網の整備

運営本部スペースを設営し、無線機を設置する。通信施設内の固定電話やＦＡＸの使用について調整し、「ＳＳ連絡先一覧」様式 26 を作成する。

施設レイアウト図、SS連絡先一覧を各対策本部へ報告する（各対策本部が発する情報は、モバイル回線を活用したファイルによりパソコンでメール受信し、専用プリンターで印刷する）。

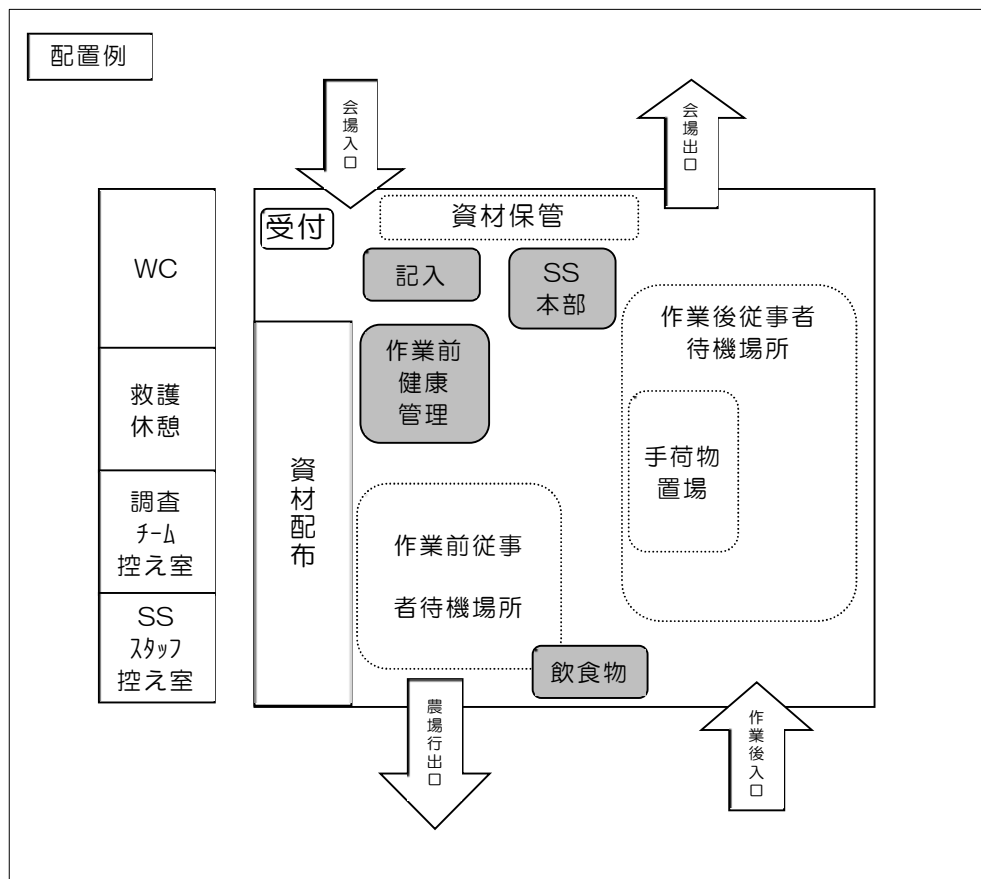
（４）資材の整理と不足備品の調達

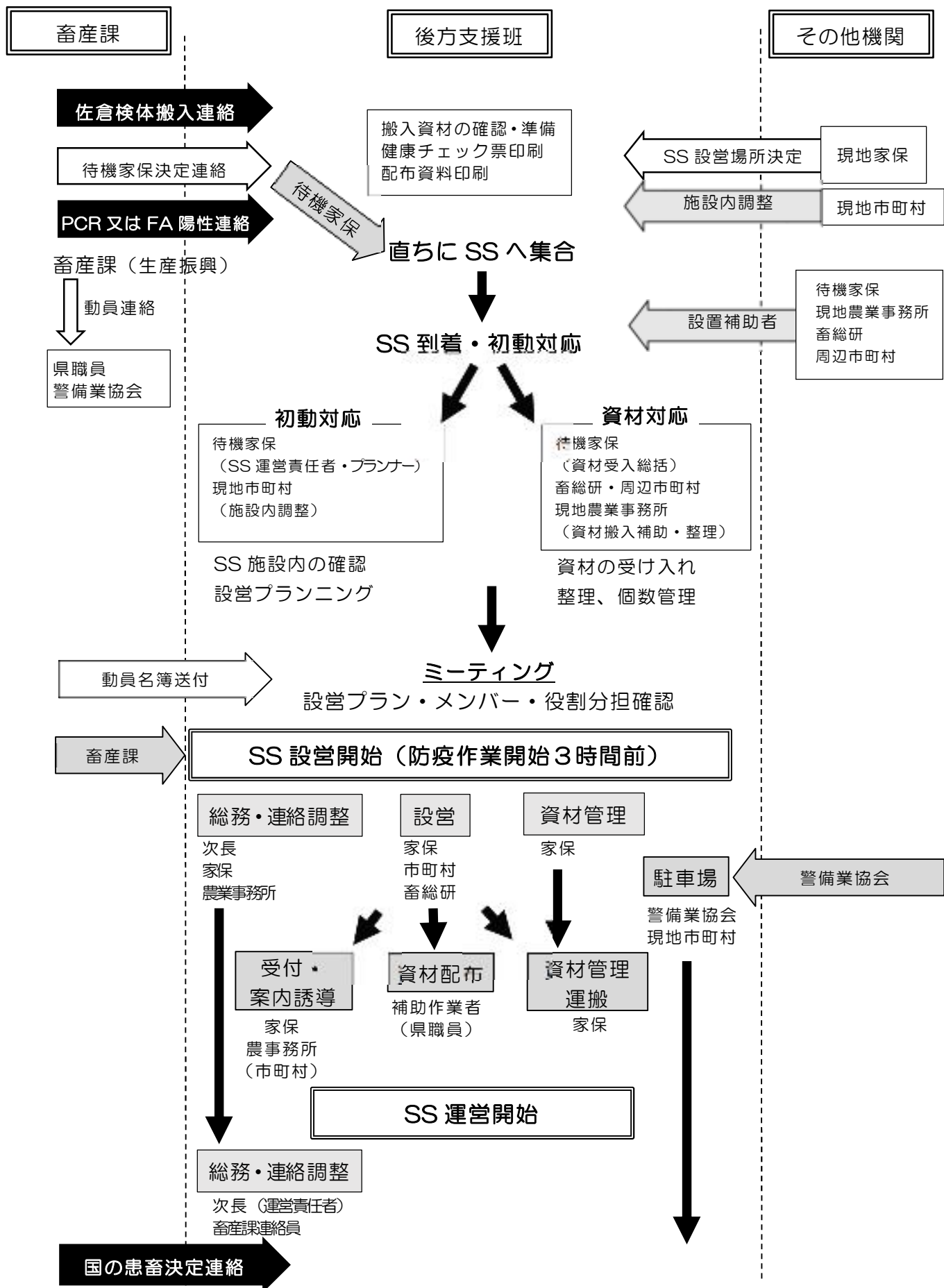
SS設営に不足する備品は、現地対策本部が各対策本部各班と調整し、搬入させる。資材受入責任者は資材受入簿を管理し、常時、資材数を把握する。

２ サブステーション（SS）の設営

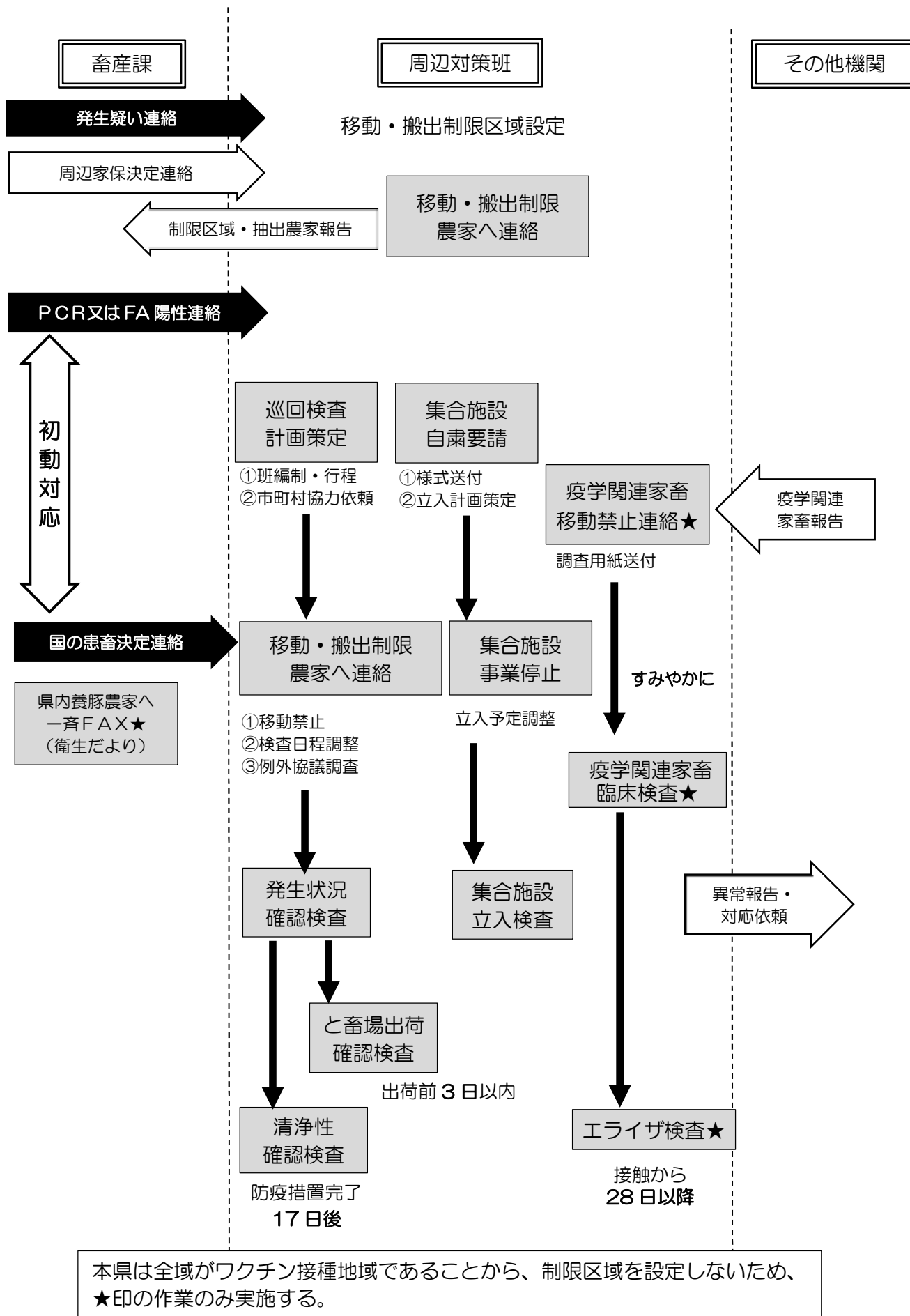
SSの設営は、遅くとも防疫作業開始３時間前から開始する。設営中の総務及び連絡調整は待機家保次長、待機家保職員（もしくは現地農業事務所）が、設営中の資材管理は待機家保職員が行う。

設営開始時にミーティングを行い、設営レイアウトと役割分担の説明、ビブスの配布を行う。警備業者は到着次第、駐車場誘導を開始する。





第6 周辺対策班の初動対応



周辺対策班は周辺家保を構成員とし、以下の業務を実施する。

なお、本県は全域がワクチン接種地域であることから、制限区域を設定しないため、下記1(1)、4及び5のみを実施する。

1 移動・搬出制限区域設定

(1) 制限区域の設定

防疫マップシステムを使用して、移動制限区域（原則半径 3km）、搬出制限区域（原則半径 10km）設定図を作成する。

(2) 農家・関連施設の抽出

移動制限区域・搬出制限区域内の養豚農家及び畜産施設を抽出し、「移動制限区域・搬出制限区域内の養豚農家及び畜産関連施設」様式 37 を作成する。

(3) 告示用字の抽出

移動・搬出制限告示用の字を抽出し、「告示用字一覧」様式 35 を作成する。

(4) (1)～(3) のファイルを畜産課（衛生）、現地家保へ送付する。

(5) 畜産課（衛生）は、家畜の集合施設の事業、開催の停止について動物衛生課と協議する。

2 移動制限・搬出制限農家への対応準備

(1) 連絡体制の整備

抽出した移動制限・搬出制限農家の連絡先一覧を作成する。他家保管内農家が含まれる場合は、特に漏れのないよう注意する。連絡方法は F A X もしくは電話とするが、F A X した農家へは、電話連絡等で不備のないことを確認する。

(2) 豚熱確定時に送付する移動制限農家・搬出制限農家あて通知文様式 42～ 様式 44 を作成する。

(3) 「確認検査採材リスト」様式 39 により、検査のための巡回日程案を作成する。

(4) 関係市町村に検査員集合場所の確保、公用車、運転手について協力を依頼する。

3 集合施設自粛要請

(1) 畜産課（衛生）と動物衛生課の協議の結果から、制限の対象となることが決定した移動制限区域内の家畜の集合施設へ連絡し、移動を自粛するよう依頼する。「と畜場の再開に当たっての確認事項」様式 40 により、再開にあたっての立入り検査時の確認事項を F A X する。

※移動制限区域内の制限の対象となる業務

食肉処理場	新たな豚の受入
家畜市場	搬入、搬出、開催（県内なし。10km 以内に県外施設なし）

(2) 立入りのための巡回日程案を作成する。

4 疫学関連家畜対応

(1) 現地家保から疫学関連家畜の情報が報告された場合、直ちに農場へ連絡し、移動を禁止する。

(2) 「疫学情報調査票」様式 6 を F A X 送付する。

(3) 農場へ立入り、臨床検査を行う。

(4) 他県の家畜防疫員等を動員した場合は「周辺対策従事者日報」様式 70 により管理を行う。

5 病性鑑定対応

農場等から異状の通報があった場合は、第2の1(2)に準じ対応する。

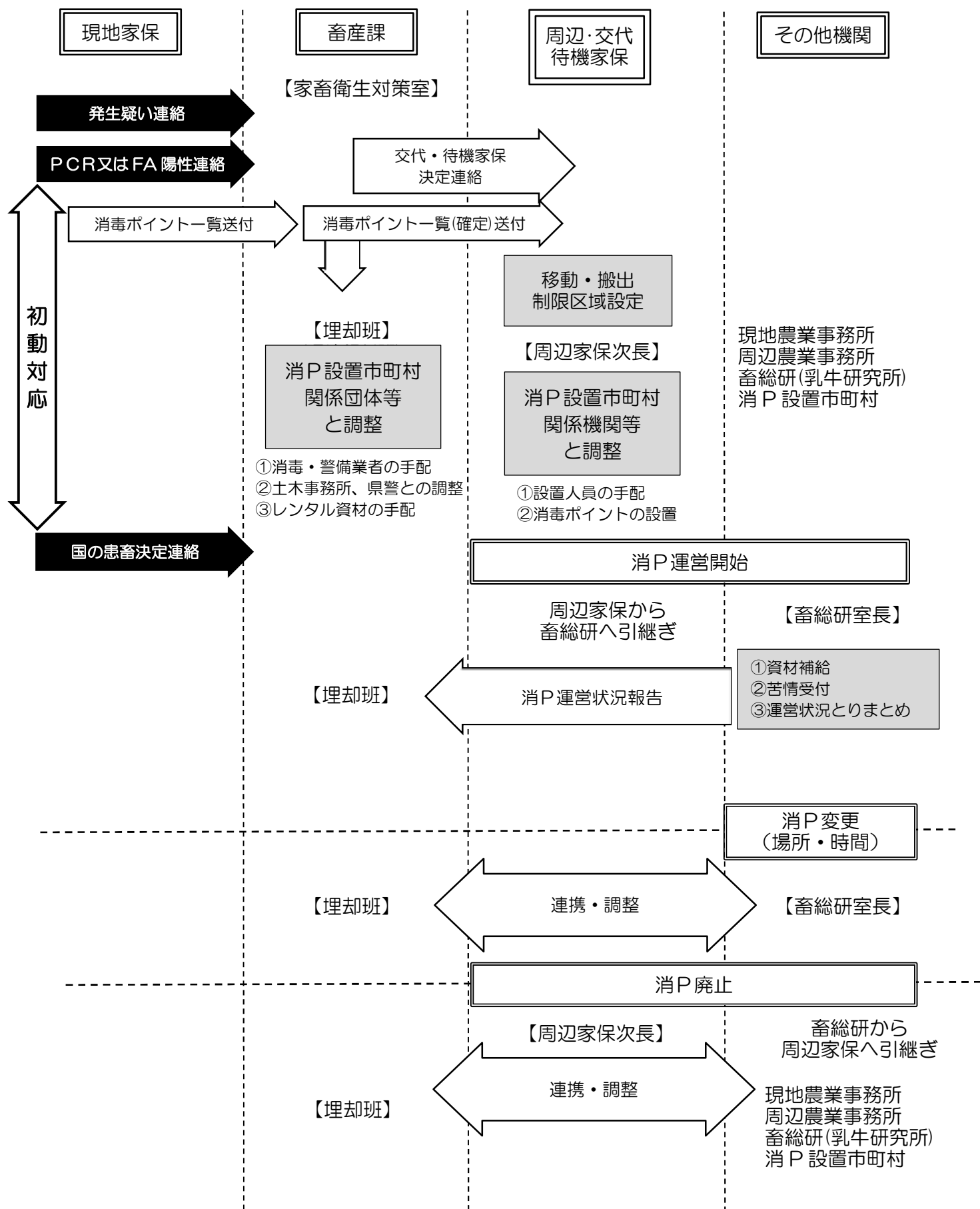
第7 消毒ポイントの初動対応

本県は全域がワクチン接種地域であることから、制限区域を設定しないため、消毒ポイントは農場近隣のみ設置する。

消毒ポイントの設置については、周辺家保の次長を責任者として下表のメンバーで行う。設置後の運営は畜総研（市原/嶺岡乳牛研究所）に引き継ぐ。（総務は畜総研室長、資材配付等は乳牛研究所が行う）

所属	役割
周辺家保（次長）	消毒ポイント設置責任者
交代家保（設置員）（2）	消毒ポイント設置
待機家保（設置員）（2）	
現地農業事務所（2）	
周辺農業事務所（2）	消毒ポイント設置補助
乳牛研究所（4）	
消毒ポイント設置市町村（4～）	

*テント設営を考慮し1カ所4名で設置。上記は4班体制想定



消P=消毒ポイント

1 設置場所の選定

現地家保は、消毒ポイント設置場所一覧を畜産課（衛生）に送付し、設置場所を確定する。

畜産課（衛生）は、周辺家保次長及び埋却班に消毒ポイント設置場所一覧を送付し、各ポイントの稼働開始時間、運営時間を指示する。

2 設置のための許可等取得、資機材の提供依頼

埋却班は、設置場所の所在市町村に連絡し、管理者および地権者の許可（市町村が担当）取得を依頼し、県で用意できない資機材の提供を依頼する。

必要に応じ、道路占用許可は国道は国道事務所、県道は管轄土木事務所、市町村同は当該市町村に、道路使用許可は所轄警察署に申請する。

3 設置のための人員配置依頼

周辺家保次長は、現地農業事務所、現地農業事務所以外で対応が可能な農業事務所（以下、周辺農業事務所）、畜総研、設置場所を管轄する市町村に対し、設置準備のための動員を依頼する。

集合場所は、現地農業事務所とする（テントを設営する場合は、最低4名必要。設営不要の場合は、効率を考慮して家畜防疫員を含め2名以上が望ましい）。

必要消毒ポイント設置数が多い場合は、重要度の高い（現地に近い、通過車両数が多いことが見込まれる）ポイントから優先的に設置する。

4 施設の確認

施設等名	無い場合の対応策
建物	・当面はテントで代用 ・レンタルコンテナ→埋却班へ依頼
水源	（必須）
トイレ	レンタル仮設トイレ→埋却班へ依頼
照明	投光器の設置
電源	発電機→市町村へ依頼

設置場所を管轄する市町村と連携して各ポイントを確認し、施設が無い場合の対応策を決める。平常時に選定した消毒ポイントが、計画どおり使用できるか確認し、不足する資材は周辺家保から埋却班へ手配を依頼する。

5 資材の確認

	資材名	準備者
1	テント	畜産課（環境）調整
2	いす・机	市町村
3	ストーブ・扇風機	畜産課（環境）調整
4	踏込消毒槽	県
5	消毒薬	県
6	看板	土木事務所
7	照明・投光器・発電機	土木事務所
8	動力噴霧器・タンク	消毒業者
9	カラーコーン	土木事務所
10	誘導棒	警備業者
11	防疫服	県
12	マスク	県
13	ゴーグル	県
14	長靴	県
15	手袋	県
16	アルコールスプレー	県
17	ペーパータオル	県
18	記入様式	県
19	筆記用具	県
20	灯油（ストーブ用）	消毒業者
21	ガソリン（発電機・投光器用）	消毒業者
22	ガソリン（動噴用）	消毒業者
23	消毒ポイント運営マニュアル	県

6 設置

ア) 周辺家保次長（消毒ポイント設置責任者）は、消毒ポイント数及び設置場所から、班割りを決定する。また、各消毒ポイントの見取図を準備する。

イ) 現地農業事務所に集合した設置メンバーは、各班に分かれ、各消毒ポイントに必要な資材を搬入し、消毒ポイントを設置する。

基本的に、各班には家保職員 1 名を割り当てる。設置場所が多い場合は疑い農場に近い消毒ポイントを優先的に設置し、続いて別の消毒ポイントを設置する。

* 疑い農場周辺の消毒ポイントは、国の遺伝子解析結果判明（防疫措置開始）までに運営できるように設置すること

7 畜総研への引き継ぎ

消毒ポイント設置後、周辺家保次長は運営について以下（１）～（３）を説明し、畜総研室長（消毒ポイント運営総務）に引き継ぐ。

（１）物資の供給計画を決める

消毒ポイント運営開始後は各ポイントを巡回し、消耗物資の補充を行う。１日何回、何時ごろまでに連絡のあったものを届けるか決定し、各ポイントへ連絡する。

(2) 消毒実施台数、作業者動員数の取りまとめと報告

毎日、各ポイントの消毒実施台数、作業者動員数を聞き取り(もしくは記録用紙を回収し)実績を取りまとめて、埋却班へ報告する。

(3) ポイントの移動、縮小の調整

ポイントの移動、縮小が生じた場合、該当するポイントへの連絡や資材の移動、撤収の連絡調整を行う。動噴・タンクなど、業者が持ち込んだ物については、埋却班へ連絡し、業者との調整を依頼する。

8 畜産課(県対策本部)の役割

消毒ポイントの設置・運営に関する業務は、埋却班と連携する。

【畜産課(環境)の担当業務】

①業者の手配

消毒業者(ペストコントロール協会、塗装工業会)、警備業協会へ各ポイントへの作業員派遣を行う。

②レンタル資材の手配

現地対策本部から手配の依頼を受けた物資について、レンタル業者への発注等の依頼を行う。

③県警との調整

消毒ポイントの警官の配備体制や巡回の調整を行う。

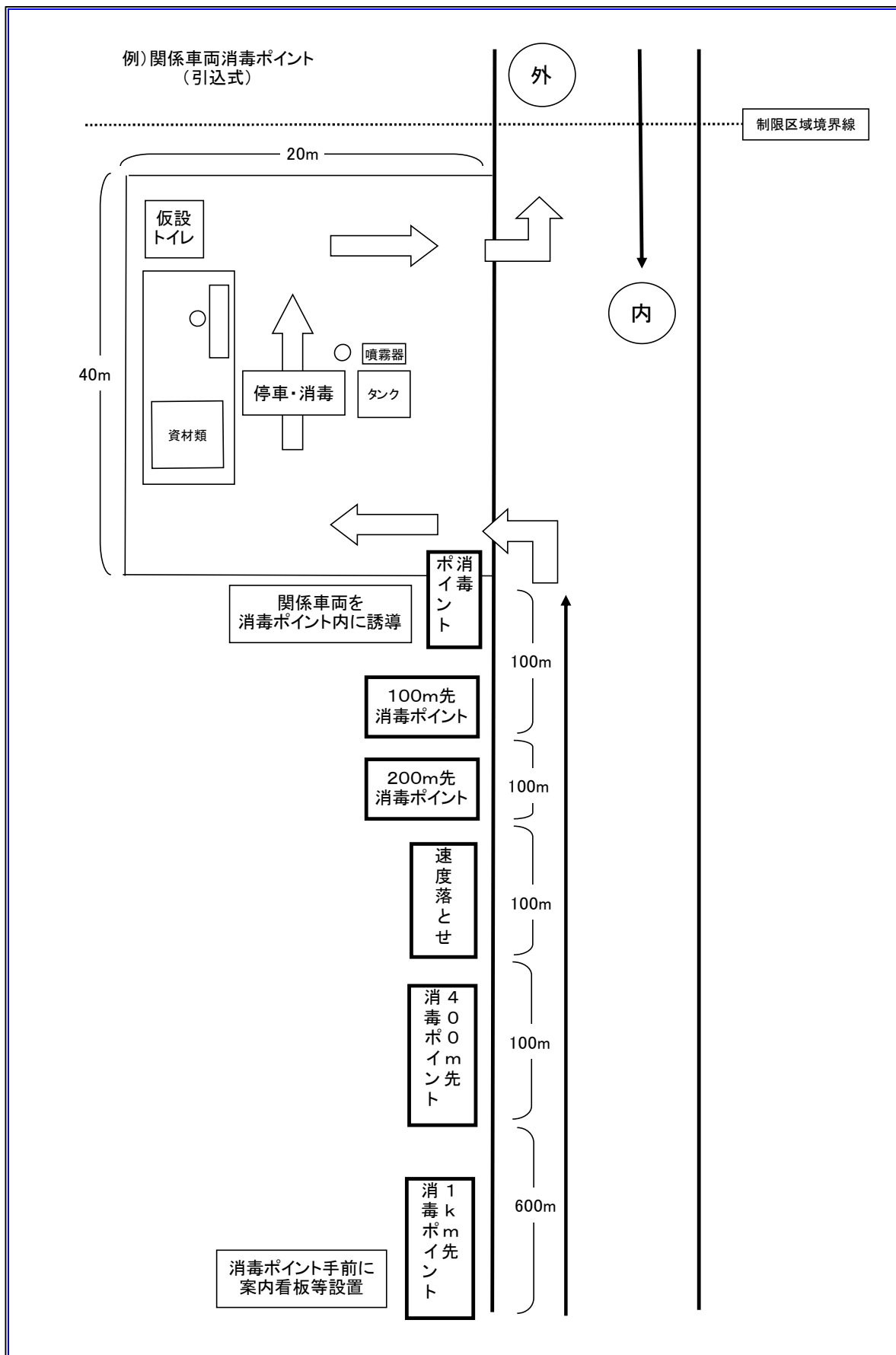
④ポイント設置の情報発信

関係機関及び団体へ、ポイント設置や変更の連絡を行う。

⑤ポイントの縮小や運営時間の決定

搬出・移動制限区域の解除やその他の理由によるポイントの変更や縮小の判断、連絡を行う。

参考) 消毒ポイント設定例



第8 対策本部関連資料等

「豚熱対策本部」
会議資料

令和〇〇年〇月〇日

農林水産部畜産課

千葉県「豚熱対策本部」会議次第

日時：令和〇〇年〇月〇日

〇時〇〇分～

場所：千葉県庁５階特別会議室

１ 開 会

２ 議 第

- （１） 豚熱「患畜」の発生について （資料１）
- （２） 防疫措置計画等について （資料２）
- （３） 本部長からの指示

３ 閉 会

千葉県「豚熱対策本部」会議次第

日時：令和〇〇年〇月〇日

〇時〇〇分～

場所：千葉県庁5階特別会議室

1 開 会 （進行：農林水産部長）

2 議 第 （進行：農林水産部長）

- | | | | |
|-----|---------------|-----------|-----|
| （1） | 豚熱「患畜」の発生について | （説明：畜産課長） | 資料1 |
| （2） | 防疫措置計画等について | （説明：畜産課長） | 資料2 |
| （3） | 本部長からの指示 | （知事） | |

3 閉 会

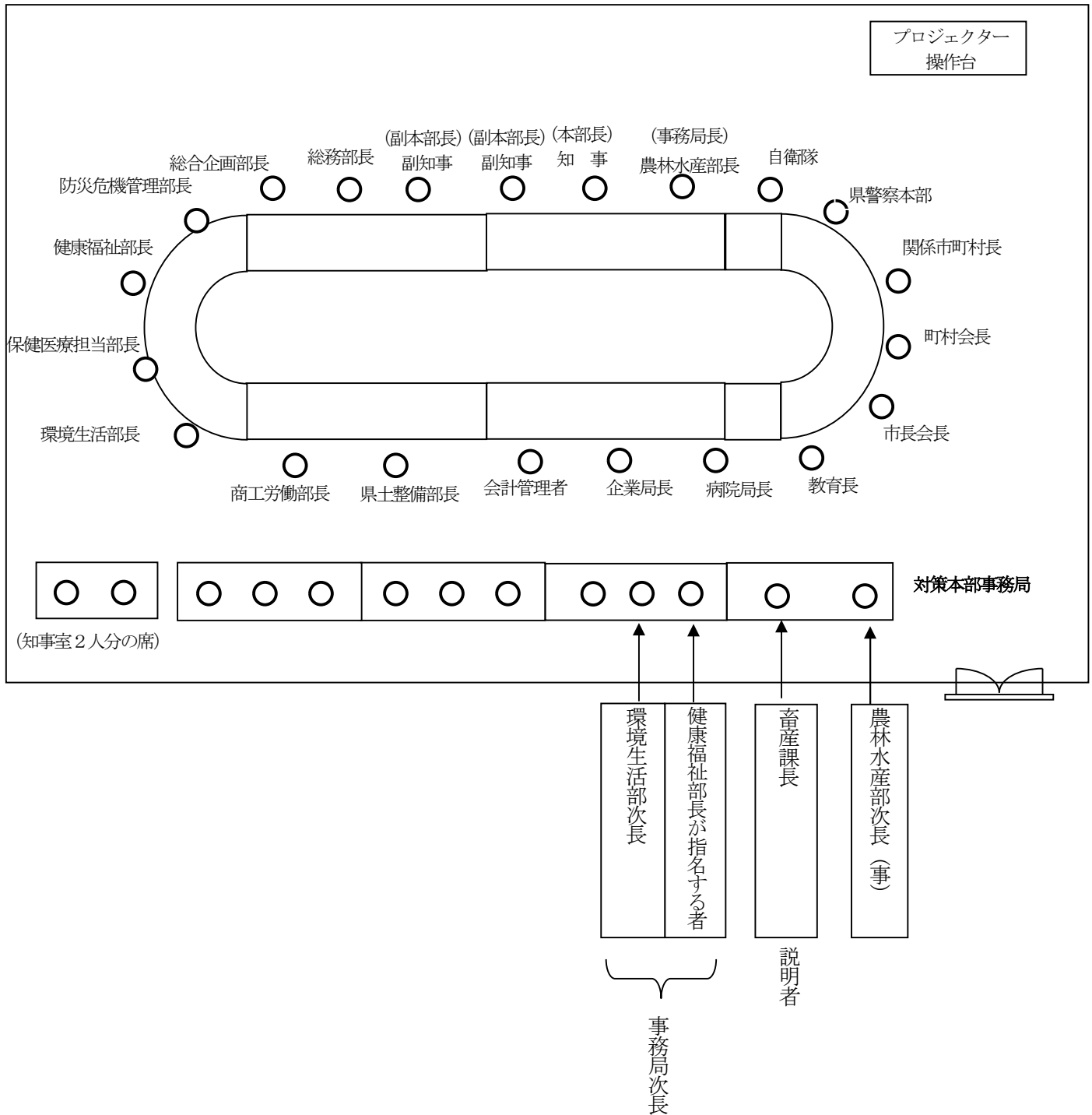
千葉県豚熱対策本部会議出席者名簿

本部長	千葉県知事	
副本部長	副知事	
	副知事	
本部員	総務部長	
	総合企画部長	
	防災危機管理部長	
	健康福祉部長	
	保健医療担当部長	
	環境生活部長	
	商工労働部長	
	農林水産部長	
	県土整備部長	
	会計管理者	
	企業局長	
	病院局長	
	教育長	
オブザーバー	千葉県市長会長	
	千葉県町村会長	
	関係市町村長	
	県警察本部長が指名する者	
	陸上自衛隊第一空挺団長が指名する者	
事務局	農林水産部 次長	
	環境生活部 次長	
	健康福祉部長が指名する者	
	農林水産部畜産課	

《座席表》

千葉県豚熱対策本部会議座席表

(5階特別会議室の例)



対策本部体制図

県 対 策 本 部

本部長：知事

副本部長：副知事，副知事

本部員	総務部長	対策本部事務局
	総合企画部長	
	防災危機管理部長	
	健康福祉部長	
	保健医療担当部長	
	環境生活部長	
	商工労働部長	
	農林水産部長	
	県土整備部長	
	会計管理者	
	企業局長	
	病院局長	
	教育長	
(オブザーバー)	千葉県市長会長	事務局長： 農林水産部長 事務局次長： 農林水産部次長(事) 環境生活部次長(事) 健康福祉部長が 指名する者
	千葉県町村会長	
	関係市町村長	
	県警察本部長が指名する者	
	防衛省陸上自衛隊習志野駐屯地第一空挺団長が指名する者	
	その他、対策本部長が必要と認めるもの	

総務広報班 9名
防疫指導班 5名
焼埋却班 6名
安全対策班 4名
流通指導班 5名

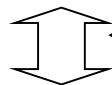


現 地 対 策 本 部

本部長：農林水産部次長（技）

副本部長：〇〇家畜保健衛生所長

現地対策本部員	地域振興事務所長
	健康福祉センター長
	食肉衛生検査所長
	農業事務所長
	畜産総合研究センター長
	家畜保健衛生所長
	土木事務所長
	市町村長
	その他、現地対策本部長が必要と認めるもの
(オブザーバー)	警察署長
	農業協同組合長
	家畜診療所長
	その他、地域関係機関の長



連絡調整会議連絡担当

連 絡 調 整 会 議

総務部	総務課長	環境生活部	廃棄物指導課長	農林水産部	畜産課長
	学事課長		くらし安全推進課長	県土整備部	県土整備政策課長
	総務ワークステーション所長		経済政策課長		道路環境課長
総合企画部	政策企画課長	商工労働部	経営支援課長	出納局	出納局長
	報道広報課長	農林水産部	農林水産政策課長	企業局	総務企画課長
防災危機管理部	危機管理政策課長		団体指導課長	教育庁教育振興部	保健体育課長
健康福祉部	健康福祉政策課長		販売輸出戦略課長	県警察本部	県警本部長が指名
	衛生指導課長		担い手支援課長		
環境生活部	環境政策課長		農地・農村振興課長		
	自然保護課長		環境農業推進課長		
	循環型社会推進課長		耕地課長		

豚熱「患畜」の発生について（第〇報）

令和〇〇年〇月〇日〇〇時発表

千葉県農林水産部畜産課

043-223-2930

令和〇〇年〇月〇日の〇時に〇市の養豚場で飼養されている豚について、豚熱の患畜であることを確認しました。

《概要》

プレスは氏名等個人情報
は公表しない

1 農場概要

所在地：〇市〇〇

農場名：〇〇農場（畜主：千葉 太郎 連絡先：〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇）

飼育状況：豚〇〇〇頭（繁殖豚〇〇頭、肥育豚〇〇頭、子豚〇〇頭）

2 異常発見の経緯

〇月〇日 複数の繁殖豚が食欲不振を示す

〇月〇日 複数の繁殖豚に高熱及びチアノーゼが認められる
家畜保健衛生所へ通報

3 検査実施状況

〇日〇〇時〇〇分 〇〇家畜保健衛生所職員が農場に立入検査

〇日〇〇時〇〇分 中央家畜保健衛生所で遺伝子検査の結果、陽性と判明

〇日〇〇時〇〇分 国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構動物衛生研究
部門へ検体を搬送

〇日〇〇時〇〇分 遺伝子解析結果野外株と一致
食料・農業・農村政策審議会家畜衛生部会牛豚等疾病小委員会にて
患畜と判断→「患畜」決定

4 県の対応

- (1) 当該養豚場の豚の殺処分等の実施（約1,000人体制）
- (2) 発生農場の半径10km区域内の豚等の移動制限及び周辺農場の異常の有無の確認
- (3) 発生農場の周辺地域で、畜産関係車両を消毒するために、消毒ポイントを8ヶ所設置

5 今後の予定

- (1) 〇日〇時に防疫措置開始
- (2) 〇日〇時に県防疫対策本部会議を開催
- (3) 防疫措置完了まで毎日〇〇時〇〇分と〇〇時〇〇分に防疫措置状況を公表
※対策本部会議を実施する可能性もあり。その場合は事前に貼り出しを行う。

【報道機関へのお願い】

- 1 農場での取材は、本病のまん延を引き起こす恐れもあることから、厳に慎むようお願いします。

- 2 今後とも、本病に関する情報提供に努めますので、生産者等の関係者や消費者が根拠のない噂などにより混乱することのないよう、ご協力をお願いします。

豚熱は豚の病気であり、人に感染することはありません。

また、感染豚の肉が市場に出回ることはありませんが、万が一、人が感染豚やいのししの肉を食べても健康に影響はありません。

《資料2》

防 疫 措 置 計 画

I 農場概要と殺処分対象豚頭数

対象農場	所在地	○市		
殺処分対象豚	豚舎番号	種類・日齢等	対象頭数	備 考
		繁殖 雄	00	
		繁殖 雌	000	
		繁殖 育成	000	
		肥育豚	0,000	
		子豚	0,000	
処分対象頭数 計			0,000	

II 移動制限区域・搬出制限区域内の養豚場数・飼養頭数（発生農場除く）

区分 (種類等)	移動制限区域※ ¹ (半径3 km内)		搬出制限区域※ ² (半径10 km内)		備 考
	農場数	飼養頭数	農場数	飼養頭数	
養 豚 場	00	00,000	00	000,000	

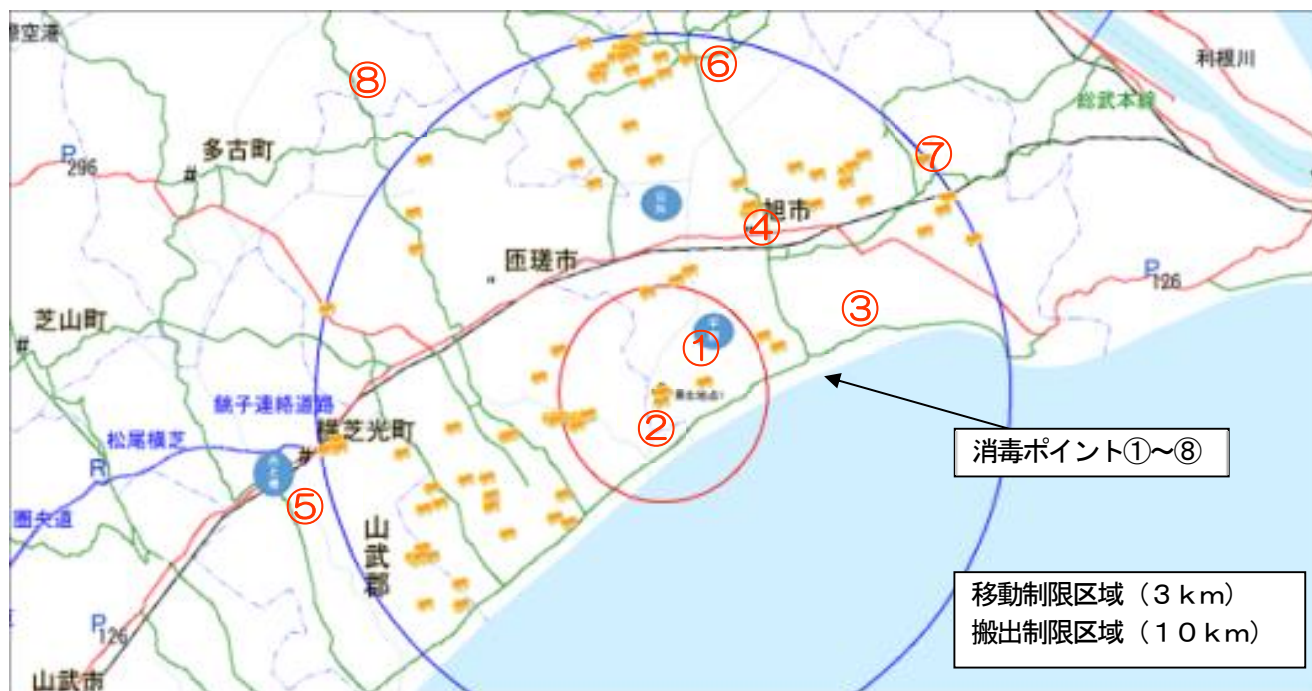
※1 移動制限区域：家畜等の移動が禁止される区域

※2 搬出制限区域：区域を越えた家畜等の移動が禁止される区域

Ⅲ 消毒ポイントの設置

消毒 ポイント番 号	消毒ポイント	住所地
①		
②		
③		
④		
⑤		
⑥		
⑦		
⑧		

【参考】



IV 防疫措置スケジュール（00農場）

日数経過		1	2	3	4	5	6	7	8	特記事項
月 日		00/11								
検査進行・対策本部会議		①通報 00：00 ①県PCR 結果（＋） 00：00	①国遺伝子解析結果 （＋） 00：00 ②患者決定 00：00 ③対策本部立上げ 00：00	対策本部会議						会議開催 対策本部立上げ 防疫措置完了時 制限区域解除時
移動制限措置等設定		告示：半径 10 k m （移動・搬出制限） 継続								農場清掃・消毒終了後 搬出制限区域の解除
農場防疫措置	準備作業	開始 00：00（豚舎内除糞等）								
	殺処分等	開始 00：00（原則 2 4 時間）								
	焼却処分	準備・市町村調整		開始 00：00 4～5 日						殺処分豚 汚染物品
	埋却処分	準備・市町村調整		2 日						汚染物品
	堆肥等 ウイルス 封じ込め					約 2 日				ウイルス死滅確認ま で搬出禁止
	農場清掃 ・消毒					約 2 日				農場消毒終了で農場 防疫措置は終了扱い
周辺農場対策	立入確認・検 査	開始 00：00 2 日間		検査判定						移動制限区域内の全 農場対象
	制限解除 特例検査	検査判定後								解除には国協議必要
消毒ポイント	関係車両消毒	設営 00：00 消毒開始 00：00 終了見込み： 月 日								防疫措置完了後、2 1 日目まで実施

V 動員計画

(1) 発生農場

所属	県職員	市町村	自衛隊	その他	合計
1日目	名	名	名	名	名
2日目	名	名	名	名	名
3日目	名	名	名	名	名
合計					名

(2) 1日の作業時間

8時間×3クール

(埋却班は1日2クール)

知 事 指 示

ただ今説明がありましたとおり、〇市で豚熱の患畜が確認されました。

豚熱がまん延した場合、本県の肉豚生産に大きな打撃を受けるのみならず、畜産に関わる地域の産業に大きな影響が生じる恐れがあることから、本病の一刻も早い終息に向けて、以下の内容についての的確に対応するよう指示します。

- 1 迅速な初動対応により、確実にウイルスを封じ込めるため、地元市（町村）などと密接な連携を持ち、全庁挙げた体制で取り組み、万全を期すこと。
- 2 不安と混乱の起こらないよう、速やかに正確な情報を県民に提供すること。

以上

会議進行シナリオ（事務局持ち）

千葉県豚熱対策本部会議 進行表（案）

日 時：令和〇〇年〇月〇日（〇）

〇〇時〇〇分～

場 所：千葉県庁5階特別会議室

司会
（防災危機管理
部長）

これより、千葉県豚熱対策本部会議を開催します。
早速、次第に従い、議事を進めさせていただきます。御協力をお願いいたします。
まず、農林水産部長からお願いします。

農林水産部長

〇月〇日に異常発生 of 通報があった、〇市の豚熱を疑う事例につきましては、〇日〇〇時に（国研）農研機構動物衛生研究部門で実施した遺伝子解析の結果、陽性と確定した旨の連絡がありました。
本会議は、千葉県急性悪性家畜伝染病対策本部設置要綱 第3条に基づき、全庁的な総合対策を講ずることにより、畜産物の安全性確保を図るために招集したもので、豚熱終息に向けた取り組みへの対応をお願いいたします。なお、議題の豚熱患地区の発生及び防疫措置計画等につきましては畜産課長から報告させていただきます。

畜産課長

畜産課の〇〇です。議題の（1）及び（2）について説明させていただきます。

<<報告 資料1～2>>

以上です。

司 会
（防災危機管理
部長）

ただいまの報告につきまして、御質問等ございますでしょうか。

<<質疑応答>>

司 会
（防災危機管理
部長）
知事

最後に、対策本部長である知事より、今後の対応につきまして御指示をお願いします。

<<知事からの指示事項 読み上げ>>

司 会
（防災危機管理
部長）

ありがとうございました。
以上をもちまして、千葉県豚熱対策本部会議を閉会とさせていただきます。

本日〇〇時〇〇分、〇〇〇市の養豚農場において豚熱「患畜」の発生が確認されました。

県としては、発生農場における迅速な防疫措置の実施と周辺への感染を防止するため、先ほど「千葉県急性悪性家畜伝染病対策本部設置要綱」に基づき、私を本部長とする「対策本部」を立ち上げ、全庁挙げて、全力で取り組むことと致しました。

防疫措置が終了するまでの間は、周辺にお住まいの皆様や畜産関係の皆様には、車輛の通行制限等でご迷惑をおかけすることとなりますが、一刻も早く防疫措置が終了するよう対処してまいりますので、よろしくご協力くださいますようお願い申し上げます。

豚熱は、豚やいのししの病気であり、人に感染することはない、また、感染した豚の肉が市場に出回ることもありません。仮に豚熱に感染した豚の肉などを食べても人体に影響はありませんのでご安心ください。

また、防疫措置の進行状況等については逐次正確に情報をお伝えする所存ですので、報道各社におかれましては県民の皆様等へ冷静な対応を呼びかけていただきますよう、御協力をよろしくお願い致します。

知事記者会見想定質疑

1 今回の発生について、知事としてはどう思いますか。

(答) 発生してしまったことは、非常に残念に思います。

これ以上、病気が広がらないように防疫措置を迅速に行い、県民の皆様への対応に最善を尽くしてまいりたいと思います。

2 国内での発生を受け、発生防止対策を強化したと思うが、それは生かされなかったのか。

(答) 発生を防ぐために、養豚農家に対しては、「飼養衛生管理基準」に基づく、農場消毒、野鳥やいのししなどの侵入防止対策の徹底をお願いしてきたところですが、発生してしまったのは、非常に残念に思います。

3 感染拡大を確実に防ぐためには、自衛隊の協力も仰いで、徹底した対応を行うべきと思うがどうか。

(答) 今回の発生農場の防疫措置に必要な作業従事者の確保については、県及び市町村、関係団体等の職員で対応可能と判断しており、自衛隊の派遣要請につきましては、今のところ、考えておりません。

4 感染した豚の肉は出回らないとのことであるが、本当か。

(答) 法律（家畜伝染病予防法）により、感染した豚はすべて殺処分され、流通することはありませんので、ご安心ください。

防疫措置マニュアル

～ 県対策本部立ち上げ以降 ～

≪県対策本部事務局・現地対策本部の行動≫

《防疫措置マニュアル》

第1	県対策本部	1
1	県対策本部の設置	1
2	県対策本部事務局班別業務内容	7
3	県対策本部事務局行動マニュアル	8
(1)	総務広報班	8
(2)	防疫指導班	16
(3)	焼埋却班	19
(4)	安全対策班	21
(5)	流通指導班	25
第2	現地対策本部	27
1	現地対策本部の設置	27
2	各班の活動内容	28
3	連携及び応援について	28
4	総務班の運営について	29
5	発生農場対策班の運営について	30
6	後方支援班の運営について	35
7	周辺対策班の運営について	40
8	消毒ポイント班の運営について	47

＊本県はワクチン接種地域であることから、豚熱発生に伴う制限区域の設定を行わないため、制限区域に伴う消毒ポイント設置や周辺対策（以降「☆」で標記する項目）は原則実施しない。

第1 県対策本部

1 県対策本部の設置

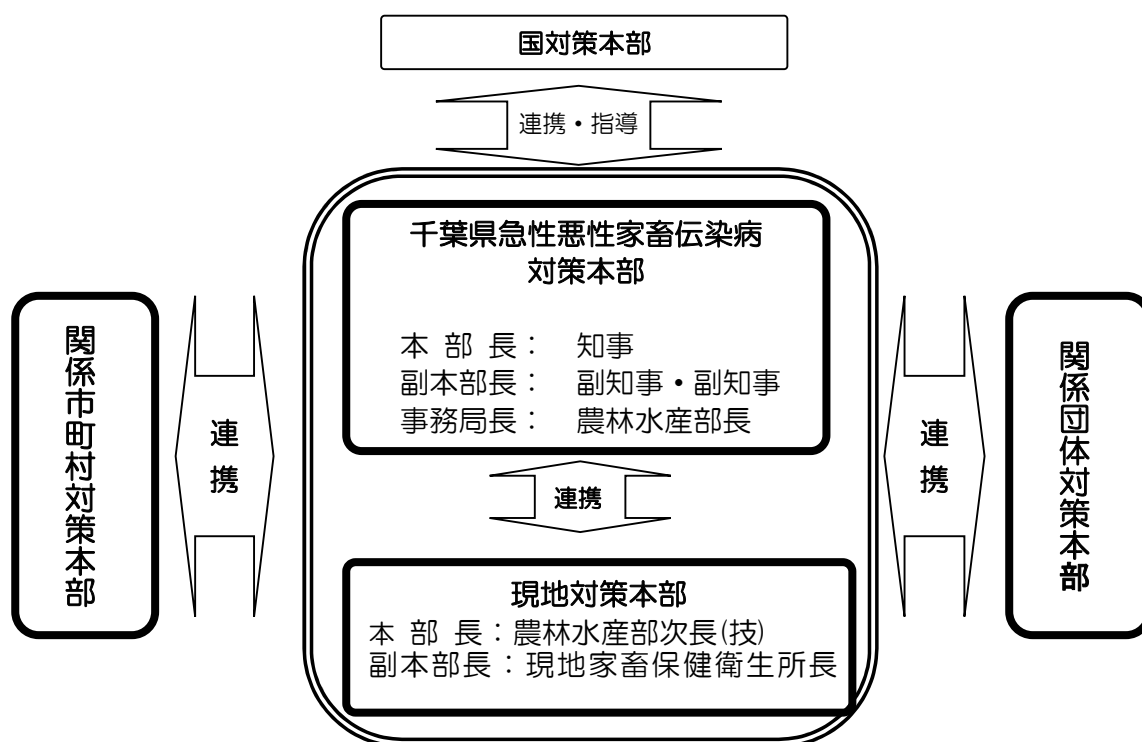
(1) 目的

県内又は隣接県で豚熱が発生した場合、その発生が及ぼす甚大な経済的影響や県民生活への影響を踏まえ、県と市町村、関係機関、関係団体が連携し、適切かつ迅速な防疫措置を図ることを目的として、千葉県急性悪性家畜伝染病対策本部（以下、県対策本部）を設置する。

(2) 組織体制

豚熱が発生した場合、図1に示すとおり県対策本部は国対策本部との連携・指導のもと防疫対策を行う。また、県対策本部及び現地対策本部は、発生地の子町村や関係団体に設置される対策本部と連携を取りながら防疫対応を行う。

図1 全体組織図



ア 県対策本部

県対策本部は、知事を本部長、副知事を副本部長、農林水産部長を事務局長とし、現地対策本部は、農林水産部次長を本部長、現地家保所長を副本部長とし、組織を円滑に機能させるため監視・指示する。

本部員は、図2に示すとおり関係部局の長で構成し、県対策本部のオブザーバーとして千葉県市長会、町村会長、関係市町村長、また県警本部長、防衛省陸上自衛隊習志野駐屯地第一空挺団長が指名する者、その他対策本部長が必要と認める者で構成する。

図2 県対策本部の組織及び構成

県対策本部

本部長：知事

副本部長：副知事，副知事

本部員	総務部長
	総合企画部長
	防災危機管理部長
	健康福祉部長
	保健医療担当部長
	環境生活部長
	商工労働部長
	農林水産部長
	県土整備部長
	会計管理者
	企業局長
	病院局長
	教育長
(オブザーバー)	千葉県市長会長
	千葉県町村会長
	関係市町村長
	県警察本部長が指名する者
	防衛省陸上自衛隊習志野駐屯地第一空挺団長が指名する者
	その他、対策本部長が必要と認める者

事務局
事務局長：農林水産部長 事務局次長：農林水産部次長（事） 環境生活部次長（事） 健康福祉部長が指名する者
<事務局員>
総務広報班 9名
防疫指導班 6名
焼埋却班 5名
安全対策班 4名(6名※)
流通指導班 5名
※ 畜産課職員が事務局員を補佐する。

< 連絡調整会議 >

総務部	総務課長	環境生活部	廃棄物指導課長	農林水産部	畜産課長
	学事課長		くらし安全推進課長		県土整備政策課長
	総務ワークステーション所長		経済政策課長		道路環境課長
総合企画部	政策企画課長	商工労働部	経営支援課長	出納局	出納局長
	報道広報課長		農林水産政策課長	企業局	総務企画課長
防災危機管理部	危機管理政策課長	農林水産部	団体指導課長	教育庁教育振興部	保健体育課長
健康福祉部	健康福祉政策課長		販売輸出戦略課長	県警察本部	県警本部長が指名
	衛生指導課長		担い手支援課長		
環境生活部	環境政策課長		農地・農村振興課長		
	自然保護課長		環境農業推進課長		
	循環型社会推進課長		耕地課長		

イ 県対策本部事務局

県対策本部の事務を遂行するため農林水産部長を事務局長、農林水産部次長、環境生活部次長、健康福祉部長が指名する者を事務局次長とし、関係課から配属された者で構成する対策本部事務局を置く。

県対策本部事務局は、総括・広報・連絡調整を司る総務広報班、現地対策本部の防疫活動に関する事務を司る防疫指導班、焼埋却班、安全対策班、流通指導班の5班体制で構成する。

表1 事務局員

所 属		人数	班 名				
			総務広報	防疫指導	焼埋却	安全対策	流通指導
総務部	総務ワークステーション	1	1				
防災危機管理部	危機管理政策課	1	1				
健康福祉部	健康福祉政策課	1	1				
	衛生指導課	1				1	
環境生活部	循環型社会推進課	1			1		
	廃棄物指導課	1			1		
	自然保護課	1				1	
商工労働部	経営支援課	1					1
農林水産部	農林水産政策課	1	1				
	団体指導課	1					1
	販売輸出戦略課	1					1
	農地・農村振興課	1			1		
	環境農業推進課	1					1
	耕地課	1			1		
	畜産課 ※1	11	4	5	1	1 ※2	
県土整備部	県土整備政策課	1	1				
	道路環境課	1		1			
教育庁教育振興部	保健体育課	1				1	
計		28※2	9	6	5	4	5※2

※1 畜産課事務局員：総務広報班（副課長(技)、企画経営室、生産振興班）、防疫指導班（家畜衛生対策室）、
焼埋却班（環境飼料班）、安全対策班及び流通指導班（企画経営室）

※2 安全対策班の班長は流通指導班の班長が兼務する

表2 関係機関の役割

所 属		役 割
農林水産部	農林水産政策課	1 部長室及び部内各課との調整 2 庁内関係各部局との調整（各部局主管課への動員等協力要請） 3 課員の動員（本部事務局・防疫活動従事者） 4 予算の確保（財政課等との調整）
	団体指導課	1 食肉等の流通・販売業者に対し必要な支援策 2 移動制限区域内の畜産農家及び風評被害により一時的に経営継続が困難となる畜産農家及び加工販売等の業者に対し必要な支援措置 3 主管課からの要請による課員の動員（防疫活動従事者）
	販売輸出戦略課	1 風評被害等による支援策の相談対応 2 主管課からの要請による課員の動員（防疫活動従事者）
	農地・農村振興課	1 処分家畜、汚染物品（生産物、飼料等）の焼埋却処分への対応 2 主管課からの要請による課員の動員（防疫活動従事者）
	環境農業推進課	1 風評被害等による支援策の相談対応 2 主管課からの要請による課員の動員（防疫活動従事者）
	耕地課	埋却処理に係る諸手続
	畜産課	1 国との連絡調整・協議 2 家畜保健衛生所の防疫対応支援・指導 3 関係機関・団体等との連絡調整・協力要請 4 県対策本部の立ち上げ準備及び本部事務局運営体制整備準備 5 移動制限・搬出制限区域の設定 6 制限区域内の農場及び畜産関連施設の把握 7 防疫措置計画の決定 8 防疫措置要員動員計画作成 9 重機・資機材等の調達準備 10 防疫作業現場の作業環境管理と作業管理
総務部	総務ワークステーション	防疫活動従事者等の安全管理・健康管理
健康福祉部	健康福祉政策課	1 部内の連絡調整 2 部内各課への動員要請（畜産課からの要請を受け）
	衛生指導課	1 食肉処理場対策 2 主管課からの要請による課員の動員（防疫活動従事者） 3 動物取扱業に関すること
環境生活部	環境政策課	1 部内の連絡調整 2 処分豚、汚染物品（生産物、飼料等）の焼埋却処分への対応（資源循環推進課、廃棄物指導課との調整） 3 部内各課への動員要請（畜産課からの要請を受け）

	廃棄物指導課	1 処分家畜、汚染物品（生産物、飼料等）の焼埋却処分への対応 2 主管課からの要請による課員の動員（防疫活動従事者）
	循環型社会推進課	1 処分家畜、汚染物品（生産物、飼料等）の焼埋却処分への対応 2 主管課からの要請による課員の動員（防疫活動従事者）
	くらし安全推進課	1 主管課からの要請による課員の動員（防疫活動従事者）
	自然保護課	1 野生動物に関する問い合わせ対応 2 主管課からの要請による課員の動員（防疫活動従事者）
県土整備部	県土整備政策課	1 部内の連絡調整 2 部内各課への動員要請（畜産課からの要請を受け）
	道路環境課	1 消毒ポイント設置に係る許可申請対応（関係機関との調整） 2 消毒ポイント設置に必要な資機材の手配（土木事務所と調整）
防災 危機管理部	危機管理政策課	1 部内の連絡調整 2 自衛隊要請に関すること
商工労働部	経営支援課	消費者・生産者等からの相談に関すること
教育庁	教育振興部	1 学校に対する広報、指導に関すること
	保健体育課	2 学校等の飼育動物、動物取扱い業務に関すること
県警本部		道路使用許可等への対応

ウ 連絡調整会議

県対策本部設置後は、本部会議の円滑な執行を補助するため、庁内関係課長等で構成する連絡調整会議を開催する。その構成員は、表3に示す課長等となる。また、県対策本部との連絡調整のため、それぞれの課に連絡員を配置する。

表3 関係機関の役割

部	構成員	業務内容
総務部	総務課長	部内連絡調整
	学事課長	私立学校等への情報提供、対応相談等
	総務ワークステーション	防疫活動従事者等の健康管理
総合企画部	政策企画課長	部内連絡調整
	報道広報課長	広報・広聴、報道機関対応
防災危機管理部	危機管理政策課長	危機管理対応
健康福祉部	健康福祉政策課長	部内連絡調整
	衛生指導課長	と畜場・食肉処理場対策、食肉に関する相談対応
環境生活部	環境政策課長	部内連絡調整
	自然保護課長	野生鳥獣等の相談対応
	循環型社会推進課長	汚染物品等の焼埋却等支援
	廃棄物指導課長	汚染物品等の焼埋却等支援
	くらし安全推進課長	消費者からの相談対応
商工労働部	経済政策課長	部内連絡調整
	経営支援課長	経済支援策
農林水産部	農林水産政策課長	部内連絡調整
	団体指導課長	経済支援対策
	販売輸出戦略課長	畜産物の風評被害対策
	担い手支援課長	生産現場への指導対策
	農地・農村振興課長	埋却処理に係る諸手続等
	環境農業推進課長	畜産物の風評被害対策
	耕地課長	埋却処理の積算に係る業務等
	畜産課長	防疫措置全般に関すること
県土整備部	県土整備政策課長	部内連絡調整
	道路環境課長	消毒ポイントを設置する道路に係る関係機関の調整
出納局	出納局長	局内連絡調整
企業局	総務企画課長	局内連絡調整
教育庁教育振興部	保健体育課長	庁内連絡調整、公立学校等への情報提供、対応相談等
県警察本部	県警本部長が指定する者	道路使用許可等への対応

2 県対策本部事務局班別業務内容

班名	班長	担当課	業務内容
総務広報班	畜産課副課長 技	畜産課	1 活動従事者（動員含む）の人事管理及び人件費に関する事。 2 予算の確保及び執行事務に関する事。 3 防疫活動従事者の宿泊施設の確保に関する事。 4 防疫活動従事者の確保及び健康管理に関する事。 5 防疫措置用資材・器材の調達に関する事。 6 報道広報課との調整に関する事。 7 取材対応に関する事。 8 議会・議員対応に関する事。 9 関係機関・団体等の広報活動要請と広報内容の助言・指導に関する事。 10 知事記者会見・プレスリリース・記者ブリーフィング用原稿に関する事。 11 県ホームページ原稿作成と掲載に関する事。
	畜産課企画経営室主幹	農林水産政策課 県土整備政策課 危機管理政策課 畜産課	1 県対策本部の設置・本部員会議の開催に関する事。（会議の招集及び会議資料の調整・編集等） 2 関係各課連絡員との調整に関する事。 3 市町村、関係機関・団体との調整に関する事。（緊急連絡窓口、連絡員会議の招集） 4 県警察本部及び自衛隊との連絡調整に関する事。 5 現場連絡担当として現地对策本部へ派遣 6 現場連絡担当としてサブステーションへ派遣 7 市町村、現場連絡担当者との連絡窓口
	生産振興班長	総務ワークステーション 健康福祉政策課 畜産課	1 サブステーションの施設確保に関する事。 2 防疫活動従事者の確保及び健康管理に関する事。 3 防疫活動従事者の輸送に関する事。 4 防疫活動従事者の食糧等手配に関する事。 5 防疫資材・機材等物資の調達に関する事。
防疫指導班	家畜衛生対策室主幹	畜産課 （家畜衛生対策室） 道路環境課	1 国（動物衛生課・動物衛生研究部門）との連絡調整に関する事。（病性鑑定、検査材料送付、殺処分・焼埋却処理等防疫措置方針、国調査チーム・支援チーム・連絡員受け入れ） 2 他県との連絡調整に関する事。 3 現地对策本部の防疫対策に対する助言・指導に関する事。（防疫措置・疫学調査、消毒ポイント設置等） 4 家保の動員体制に関する事。 5 防疫措置用資材・機材の調達に関する事。 6 移動・搬出制限区域の設定、縮小、解除に関する事。☆ 7 告示に関する事。 8 情報収集及び整理等に関する事。
焼埋却班	環境飼料班長	循環型社会推進課 廃棄物指導課 農地・農村振興課 耕地課 畜産課	1 焼却施設の調整・確保に関する事。 2 埋却用地の調整・確保に関する事。 3 埋却作業用大型重機（掘削機、運搬用車両等）の手配に関する事。 4 焼埋却要員の確保と管理に関する事。（重機オペレーター含む） 5 焼埋却数量の確認に関する事。 6 消毒ポイントの設置及び運営に関する事。
安全対策班	企画経営室長	衛生指導課 自然保護課 保健体育課 畜産課	1 県民等からの問い合わせへの対応に関する事。 2 食肉処理場等の対策に関する事。 3 学校及び動物取扱業者等に対する情報提供と協力要請に関する事。 4 野生動物対策に関する事。 5 食肉等の安全性に関する事。 6 飼育動物についての相談に関する事。 7 人からの健康相談等に関する事。
流通指導班	企画経営室長	販売輸出戦略課 環境農業推進課 経営支援課 団体指導課 （畜産課）	1 食肉等の生産・流通・販売業者に対する支援に関する事 2 県民からの流通販売に係る相談に関する事。 3 風評被害に係る相談に関する事。 4 県ホームページ掲載等の広報に関する事

3 県対策本部事務局行動マニュアル

(1) 総務広報班

ア 総括・連絡調整

業 務	作業内容	備 考
県対策本部会議 の開催	- 会場の確保・設営 - 本庁舎5階特別会議室 - 管財課庁舎管理室と調整する。 - 会場の設営（ネームプレート、案内板、机、椅子） - 本部会議資料の作成 - 会議資料（知事レク資料から抜粋し作成） - 会議進行表 - 会議の進行 - 司会：農林水産部次長（事） - 座長：知事 - 説明：農林水産部長又は畜産課長 - 時間外開催の場合 - 管財課庁舎管理室、守衛本部（内4600）と事前に調整し、外部人員リストを提出し裏口入り口で出迎える。 20時以降は電気室（内4666）にエレベーターの運行を依頼する。	初動時対応マニュアル第8 対策本部 関連資料等を参考に作成。
連絡調整会議の 開催	- 連絡調整会議は、県対策本部会議で新たな防疫対策が決定した場合に発生情報の共有化と具体的な対策を関係部局に依頼するため開催するが、合同開催となる場合もある。 - 会場の確保・設営 - 本庁舎5階大会議室 - 管財課庁舎管理室と調整する。 - 会場の設営（ネームプレート、案内板、机、椅子） - 会議資料の作成 - 発生状況と防疫措置状況 - 今後の防疫対策について - 各部局への依頼事項について - 会議の進行 - 司会：農林水産部次長（事） - 座長：農林水産部長	

業 務	作業内容	備 考
連絡員との調整	1 連絡員名簿は、事務局担当から入手する。 2 会議通知の送付 3 発生状況・防疫措置状況などをとりまとめ、随時メールにて資料を配付し、情報の共有化をする。	
市町村、 関係機関、 団体との調整	1 市町村との調整 ・発生状況・防疫措置状況などをとりまとめ、随時情報提供する。 ・質問等に対応する。 ・市町村の対応は、発生地在市町村、消毒ポイント等が設置される市町村は現地対策本部が対応し、それ以外の市町村について対応する。 2 関係機関、団体との調整 ・発生状況・防疫措置状況などをとりまとめ、随時情報提供する。 ・質問等に対応する。 ・必要に応じて、県域団体連絡会議を開催し、状況を周知する。	
現場連絡担当の 派遣	1 現場連絡担当は、農場からの定時報告をとりまとめ、総務・広報班へ報告する。 2 現地対策本部、サブステーションにそれぞれ1名派遣する。報告の流れは、農場からの報告をサブステーションの現場連絡担当が受け、現地対策本部の現場連絡担当へ連絡する。現地対策本部の現場連絡担当が総務・広報班へ報告する。 3 定時報告は、防疫活動従事者（以下、従事者）の数、処理頭数、自衛隊の活動状況及び従事者の健康状態等。 4 従事する時間 ・現地対策本部では、農場での作業開始から終了まで、交代時間は担当者で調整する。 ・サブステーションでは、サブステーション集合時間から農場での作業終了まで。 5 交通手段の確保 緊急時の公用車使用について管財課と調整する。 6 傷病者が出た場合の対応補助及び報告 ・サブステーションでは、救急車の手配や医療機関の受診等の対応を補助し、畜産課に報告する。	【様式 15】 殺処分豚集計表 【様式 20】 埋却・レンダリング処理委計数野帳 【様式 22】 問題発生記録 【様式 32】 発生農場対策従事者日報

イ 広報・広聴

業 務	作業内容	備 考
報道広報課との調整	1 プレスリリース 2 対策本部会議 ・席次表 ・配付資料 3 記者会見 ・記者会見席次表内容 ・知事コメント内容 ・記者会見場所の準備・対応をお願いする。 4 報道機関への対応	
県対策本部会議	1 県対策本部会議通知を報道機関へ2時間前（最短期間でも1時間半前）までに行う。 2 県対策本部会議の冒頭に報道機関を入れる。	
記者会見	1 県対策本部会議終了後の記者会見では、「プレスリリース」、「記者会見席次表」、「知事コメント」を配布する。 2 出席者は、事務局次長、畜産課長、家畜衛生対策室長と調整して決める。 3 深夜・休日の報道機関への資料提供は、報道室から記者クラブ幹事社へ連絡後、畜産課又は事務局から報道室設置FAXを用いて各報道機関に送付する。 4 記者会見で発表する内容 ・初発時の患畜発生 ・清浄性確認検査で陰性☆ ・移動制限区域の解除☆ ・全ての防疫措置が終了 ・自衛隊を要請 ・その他必要な事項	
秘書課との調整	1 県対策本部会議の知事出席 2 記者会見の知事対応 3 知事コメント内容	
プレスリリース	1 第1報は、（疑似）患畜決定後、国と同時に実施。 2 発生状況確認検査、清浄性確認検査☆ 3 消毒ポイント及び規制情報 4 2例目以降の発生情報（経過、発生頭数等） 5 その他状況に応じて作成する。	関連様式等を参考に作成

業 務	作業内容	備 考
県ホームページへの掲載	1 プレスリリースと同時に県ホームページに掲載する。 2 報道広報課と掲載の日時等を決めておく。 3 県民向け、畜産農家・関係者向けの広報ホームページも併せて準備する。 4 情報提供は、プレスリリース、Q&A、県対策本部会議資料等可能な限り県ホームページに掲載する。 5 県ホームページへの掲載手続きは、流通指導班が行う。	
取材対応	1 報道関係からの取材電話対応は、原則、取材対応職員（管理職）とし、取材対応職員以外でも答えられる内容（プレス発表した事項）については、総務広報班担当者で対応する。 2 取材対応職員が不在の場合は、質問事項をまとめておき、後に回答する。 3 取材電話を受けたら取材電話記録票に記載する。 4 マスコミ等から個別取材の要請があった場合は、取材対応職員及び報道広報課と調整する。	
議会・議員対応	1 事前に連絡する県議会議員のリストを部議担と調整の上作成しておく。 2 県議会議員リストを元にプレスリリース資料を事務局からFAXで送付する。FAX送信の際には、誤送信がないように2名で確認して行うこと。 3 必要に応じてプレスリリース以外の資料を作成し、FAXで送付する。 4 議員からの問い合わせは、取材対応職員が回答する。	【様式7】 取材報告・取材電話記録票
関係機関・団体対応	1 事前に連絡する関係機関・団体リストを作成しておく。 2 プレスリリース資料等をFAXで関係機関・団体に送付する。 3 広報用資料を作成し、関係機関・団体から広報するよう依頼する。	

ウ 資機材等の調達支援

業 務	作業内容	備 考
資機材の調達	1 現地対策本部からの報告により不足する資機材の調達を行う。 2 動員計画に対応した防護服、ゴーグル、マスク、手袋、長靴の在庫確認と手配。 3 消毒薬、消石灰、消毒用マット及び破棄物回収・保管用袋（フレコンバック）の在庫確認と手配。 4 農場、サブステーション及び消毒ポイントで使用する暖房器具の手配。 5 現地農場、消毒ポイントで使用するテント、テーブル、椅子、仮設トイレ等の手配。 6 発注先リストを参考に必要な物品を調達する。 7 ホームセンターで扱う用品については、協定締結したNPO法人コメリ災害対策センターを利用することも可能。 8 重機作業については、協定締結した県建設業協会に依頼する。重機が不足する場合は、レンタル業者から調達する。 9 資機材の納品は、サブステーションとなる。必ずサブステーションでの担当者又は責任者が確認、検品し、その結果を報告させる（受領書写し送付）。	
食糧の調達	1 動員計画に対応した食糧、飲物の配給計画を作成する。 ・昼食、夕食の弁当、飲物 ・農場作業での水分補給のため飲物を確保 ・農場作業者に配慮した食材の選択 2 給食業者、食料品業者の選択、仮予約。 3 現地対策本部、サブステーション、消毒ポイントへの配達方法の確認、手配。	
経費の支払い	1 資機材費、レンタル費、食料費等の支払い業務。 2 経費については、現地対策本部と調整すること。	
サブステーションの施設確保	1 現地対策本部から報告のあったサブステーションの候補施設について現地対策本部が調整する。 2 駐車場の確保 3 更衣室の確保	

エ 県警察本部及び自衛隊との連絡調整

業 務	作業内容	備 考
県警察本部への対応	1 消毒ポイント、通行遮断の調整 ・消毒ポイント・通行遮断箇所の情報提供 ・県警察本部からの助言 ・管轄警察署への連絡を要請 2 警察官の派遣要請 ・消毒ポイント、通行遮断箇所におけるパトロール及び広報等。 3 許可関係（管轄警察署） ・道路使用許可（消毒ポイントが道路の場合） ・通行遮断許可（通行遮断が 72 時間を超える場合） ・警察が実施している車両通行規制箇所を通行する場合は通行許可 4 県対策本部会議への出席依頼 ・オブザーバーとして出席。	
自衛隊への対応	1 派遣要請 自衛隊への要請は、大規模農場での発生の場合又は感染が拡大しており加速度的に発生が増加する場合に行う。 例）発生規模による自衛隊への動員要請例 母豚 400 頭以上の農場 2 自衛隊派遣要請の手続きは、事前に農林水産省から防衛省への調整が必要であるため、知事、副知事、農林水産部長に説明後、農林水産部長から農林水産省動物衛生課長あて、状況説明と派遣要請方針を連絡する。その後、県対策本部会議を開催して、自衛隊派遣要請を決定する。 3 自衛隊派遣要請は、防災危機管理部危機管理課を通じて行う。 4 県 PCR 検査の結果、陽性（疑い事例）となった時点で、自衛隊から連絡幹部が県対策本部に派遣される。以後、自衛隊への連絡は連絡幹部を通じて行うこととし、現地作業の進捗等情報交換を行う。 5 自衛隊の活動基地として体育館等の施設を確保する。 6 自衛隊員の食糧は、自衛隊で対応することとなっているが、確認すること。	【様式 8】 自衛隊の災害派遣について(要請) 【様式 9】 自衛隊の災害派遣部隊の撤収について(要請)

オ 防疫活動従事者の管理

業 務	作業内容	備 考
動員要請	1 従事者 防疫措置計画に沿って現地従事者の動員計画を立て、農林水産部各課の連絡責任者へ動員要請を行う。農林水産部局だけでは従事者が不足する場合は、その他の部局職員の動員要請を検討する。 また、市町村職員及び畜産関係者が必要な場合は関係機関へ動員要請する。 発生農場への動員は、発生市町村及びその隣接市町村の居住者を優先し、一旦動員した人員は、原則として周辺対策班には動員しない。 2 獣医師 (1) 県職員 防疫措置計画に基づき獣医師の動員計画を立て、農林水産部局の獣医師を要請する。不足する場合は、全庁から獣医師を要請する。 (2) 団体獣医師及び民間獣医師 動員計画で、獣医師が不足する場合は、千葉県農業共済組合及び千葉県獣医師会に獣医師の派遣を要請する。 (3) 他県職員獣医師及び国職員獣医師 動員計画で、獣医師が不足する場合は、現地対策本部と協議し、県対策本部会議の決定により、農林水産省動物衛生課に他県職員獣医師及び国職員獣医師の派遣を要請する。 3 その他 人員確保ができれば、各班別の人員補充名簿を作成し、現地対策本部に連絡する。	【様式5】 人数計算表 【様式12】 現地防疫活動従事者派遣名簿
健康管理	1 従事者の選定 - 事前に提出された県庁内各部局の従事者名簿（1,000人名簿）について、「豚熱防疫作業職員の選定基準」により総務ワークステーションは、健康に問題のある職員を除外する。 - 県職員でない者を動員する場合は、相手先に防疫作業職員の選定基準を示して健康に問題のない者を	【資料】 豚熱防疫作業職員の選定基準

(2) 防疫指導班

ア 連絡調整

業 務	作業内容	備 考
農林水産省 動物衛生課との 調整	1 防疫指導班は、国との協議の窓口となる。 2 国が決定した防疫方針に従い、防疫措置が円滑に進むよう検討する。 3 農林水産省から派遣された職員と連携を密にして防疫対策にあたる。	
他県との調整	1 県 PCR 検査陽性の時点で、隣接都県の家畜衛生担当者に情報提供を行う。 情報提供の内容は、①症状、②死亡頭数、③発生疑い農場の概要（住所、家畜の種類、飼養形態）、④国遺伝子解析結果判明予定時間とする。 2 発生後は、随時連絡調整を行い、連携して防疫措置にあたる。	
関係団体等との 調整	1 各協定団体本部へ協力依頼	
現地対策本部との調整	1 国の防疫方針、県対策本部の決定事項について、速やかに指示するとともに、防疫措置計画の変更が必要な場合は、現地対策本部と協議の上進める。 2 防疫作業に必要な資機材の不足については、総務・広報班等と調整して手配にあたる。 資機材の調達先、納品時間・場所を現地対策本部に連絡する。 3 防疫作業に必要な物品については、原則、現地対策本部でとりまとめ、家畜保健衛生所で支出事務を行い、畜産課は予算を令達する。見積書、請求書、納品書を整理しておくよう指導する。	

イ 防疫対策

業 務	作業内容	備 考
家畜伝染病予防法	1 現地対策本部から制限区域の報告を受け、政策法務課と調整の上、移動制限区域及び搬出制限区域を設定し、県報登載事務を行う。☆ 2 殺処分豚の評価事務。 3 防疫措置に係った経費の申請事務。	
防疫措置計画	1 防疫措置計画に変更が必要な場合は、現地対策本部と調整し、動物衛生課と協議の上、県対策本部で計画変更を決定する。 2 消毒ポイントの運営において、問題が生じた場合は、焼埋却班と連携して解決にあたる。 道路許可関係で説明が必要な場合は防疫指導班が説明を行う。	
資料作成	1 会議資料、プレスリリース、広報資料作成に協力する。	

ウ 防疫措置要員の確保

業 務	作業内容	備 考
従事者	1 従事者の動員は、総務広報班が主体として行うが、現地対策本部の防疫措置計画への助言、動員報告を検討して必要人数を決定する。 2 現地への従事者等の動員の考え方 ・発生農場対策班に関しては、家畜防疫員を班長とリーダーとして配置し、農業事務所などの畜産経験のある従事者をサブリーダーとして据える。 ・獣医師以外の動員の優先順位は、県職員（農林水産部、次にその他の部局）、農協等、関係団体職員等とする。 ・発生地への動員は、発生市町村及びその隣接市町村の居住者を優先し、一旦動員した人員は、原則として周辺対策班には動員しない。 ・サブステーションまでの交通手段を考慮して、作業終了時間で帰宅が困難にならないように作業班構成を配慮する。 3 動員の手順 ・現地対策本部から報告のあった動員計画に基づき従事者を各班選定する。 ・現地対策本部と調整の上、過不足が生じた場合は現地対策本部と調整の上県対策本部派遣元に連絡する。 ・従事者名簿より各班の不足人員を選定する。それでも不足する場合は、関係部局、関係団体の優先順位により選定する。 ・各班別の人員補充名簿を作成し、現地対策本部に連絡する。 ・従事者は、「豚熱防疫作業職員の選定基準」により、各種疾患治療中の者、妊娠している者、高血圧の者等については従事者の候補から除外するよう配慮する。	

(3) 焼埋却班

ア レンダリング処理、焼却

業 務	作業内容	備 考
焼却施設の選定と調整	現地対策本部から指定のあった焼却施設又は発生地に近い市町村等一般廃棄物処理施設等及び民間焼却施設の利用に向けて(一社)千葉県産業資源循環協会と調整を行う。 - 市町村等との協議 - 施設利用に関する調整 - 搬入計画の調整(焼却内容、焼却量、運搬ルート) - 必要な文書事務 - 現地対策本部より、近隣住民の説明会の協力要請があった場合は、資料作成を行い、説明会に出席する。 (一社)千葉県産業資源循環協会との調整 - 重機等の使用 (一社)千葉県建設業協会への協力依頼	ごみ処理施設一覧
資材・機材の調達及び配備	焼却作業に必要な資材・機材について、現地対策本部から要請があれば、総務・広報班と連携して調達・配備にあたる。	
報告事項	- 作業計画等について、現地対策本部から報告を受ける。 - 作業計画、作業者名簿、資材・機材の種類・数量及び保管場所 - 重機の配置、搬入の動線 - 作業の安全確保上の留意事項 - まん延防止に関する留意事項 - 緊急時の連絡先と事故等が起きた際の対応 - 詳細な天気予報 - 現地対策本部から毎日作業報告を受ける。 - レンダリング・焼却数量 - 作業者数 - 使用した重機数 - その他必要な事項	【様式 20】 埋却・レンダリング処理委計数野帳

イ 埋却

業 務	作業内容	備 考
埋却要件の確認	埋却用地として農場が用意した土地又は公用地について、以下の確認をする。 1 地理的、地形的要件 ・周辺の民家、道路、鉄道等との距離。 ・河川、湖、池等との距離。（諸外国では、30～100m離れていることが選定条件） ・井戸に近い場所、飲用水源の上流域、地下水位の高い場所は避ける。（諸外国では、30～150m離れていることが選定条件） ・文化財が埋蔵されていない。 ・土砂崩れや浸食が起きにくい場所。 ・岩や砂利を多く含んでいると掘削が難しい。 ・掘削に限度がある場合は盛土による埋却を検討 2 作業・管理要件 ・人や豚あるいは野生動物が近づかない場所。 ・飼養頭数に見合った面積。 ・作業動線の確認。 ・3年後の埋却地の用途。 3 市町村と連携して周辺住民等に対する説明会	
資材・機材の調達及び配備	1 埋却作業に必要な資材・機材について、現地対策本部から要請があれば、総務広報班と連携して調達・配備にあたる。	
報告事項	1 作業計画等について、現地対策本部から報告を受ける。 ・作業計画、作業者名簿（SSと連携する）、資材・機材の種類・数量及び保管場所 ・埋却溝の掘削位置、重機配置、殺処分豚搬入の動線 ・作業の安全確保上の留意事項 ・まん延防止に関する留意事項 ・緊急時の連絡先と事故等が起きた際の対応 ・詳細な天気予報 2 現地対策本部から毎日作業報告を受ける。 ・埋却数量 ・作業者数 ・使用した重機数 ・その他必要な事項 3 報告書のとりまとめ、集計、報告	

ウ 消毒ポイント

業 務	作業内容	備 考
確認事項	1 管轄警察署へ道路使用許可申請と協力要請の確認。 2 道路占用許可申請と協力要請の確認。(国道：国道事務所、県道：管轄土木事務所、市町村道：当該市町村)	【様式 63, 64】 道路使用許可申請書 道路占用許可協議書
報告事項	1 消毒ポイント班運営責任者から毎日作業報告を受ける。 ・消毒車両数 ・作業者数 ・その他必要な事項	【様式 68-71】 消毒 P 実績報告書 消毒 P 連絡事項 記録用紙 周辺対策従事者日報 動員実績
消毒ポイントの追加・変更について	消毒ポイントの設置・変更等があったら、すみやかに周知する。	【様式 72】 関係機関・団体向け 協力要請用資料

(4) 安全対策班

ア 食品の安全性確保・風評被害防止対策

業 務	作業内容	備 考
食品の安全性に関する相談窓口の設置・相談対応等 風評被害防止のための広報活動	1 患畜決定（国の患畜判定連絡）が判明した時点で、消費者センター、衛生指導課、各健康福祉センターあて、Q&A（相談マニュアル）をメールにて配布するとともに、相談窓口の設置及び電話対応を依頼する。 2 各相談窓口の電話番号を再確認するとともに、一覧表を作成し、流通指導班に報告する。 （ホームページ掲載） 3 相談窓口設置機関には、相談対応報告にて、原則毎日、午後5時までに報告するよう依頼し、内容を取りまとめて流通指導班に報告する。 4 原則として、事務局で相談対応とするが、専門的な知識を必要とする場合には、関係課の対応とする。 相談対応報告の内容を随時把握し、「豚熱の食品に対する安全」、「人へ感染についての安全性」について広報資料を随時作成し、総務広報班の広報業務、流通指導班のホームページ掲載事務を支援する。	【資料】 Q&A(相談マニュアル)

イ と畜場対策等

業 務	作業内容	備 考
と畜場での発生 の場合の防疫指 導、協力要請	1 管轄家畜保健衛生所及び管轄食肉衛生検査所に対し、以下について指示する。 ①直ちにと畜場の閉鎖を行い、豚の搬入の禁止、係留中の獣畜のと殺及び移動を禁止し、消毒が終わるまで人の出入りを禁止すること。 ②と畜場内及び周辺の消毒を行うこと。 ③と畜場内からの畜産物等の物品搬出制限を指示、確認すること。 ※ただし、発生前に処理したものについては、原則として、出荷可能。 ④と畜場からの排水の停止を確認すること。 以上の防疫措置について、随時、実施状況を確認し防疫指導班に報告する。 2 と畜場の再開にあたっては、上記の【再開の要件】に加えて、場内の消毒が完了している必要がある。	本県は県全域がワクチン接種地域であるため、制限区域が設定されないことから、疑い発見場所がと畜場である場合を除いて、と畜場の閉鎖は行わない。
【参考】 移動制限区域内 にと畜場がある 場合の防疫指導、 協力要請	患畜決定（国の患畜判定連絡）が判明した時点で、以下の事項について連絡を行う。 1 と畜場、管轄家畜保健衛生所及び管轄食肉衛生検査所に対し、「と畜場については、一旦は閉鎖するが、下記の要件を満たせば、動物衛生課と協議のうえ、再開できる。」旨の連絡をする。 【再開の要件】 ①車輛消毒設備が整備されていること。 ②生体受入施設は、施設の他の場所と明確に区別されていること。 ③定期的に清掃・消毒をしていること。 ④衛生管理マニュアルが適切に定められており、かつ、実際に従業員が該当マニュアルに従って業務を行っていること。 ⑤防疫指針に定められた「再開後の遵守事項」を遵守する体制が整備されていること。 2 管轄家畜保健衛生所及び管轄食肉衛生検査所に対し、以下について指示する。 ①出入りする全車両、畜産関係者に対して出入り口で消毒を実施させ、場内についても消毒を実施させること。 ②豚の搬入については、動物衛生課と協議のうえ、「防疫指針」第10の3の（1）に記載された対応を行う。 ③生体検査を厳重に実施するため、搬入時間等必要に応じて制限すること。	
搬出制限区域内 にと畜場がある 場合の防疫指導、 協力要請	患畜決定（国の患畜判定連絡）が判明した時点で、以下の事項について連絡を行う。 1 と畜場、管轄家畜保健衛生所及び管轄食肉衛生検査所に対し、と畜場の閉鎖はなく、開場できる旨の連絡をする。また家畜保健衛生所及び食肉衛生検査所と情報共有を行う。 2 管轄家畜保健衛生所及び管轄食肉衛生検査所に対し、以下について指示する。 ①出入りする全車両、畜産関係者に対して出入り口で消毒を実施させ、場内についても消毒を実施させること。 ②移動制限区域内からの獣畜の搬入がないよう周知徹底し、確認を行うこと。	

	③生体検査を嚴重に実施するため、搬入時間等必要に応じて制限すること。	
--	------------------------------------	--

ウ 動物取扱業者に対する指導・協力要請

業 務	作業内容	備 考
動物取扱業者への情報提供と風評被害防止に対する協力要請	1 患畜決定（国の患畜判定連絡）が判明した時点より、県内の動物取扱業者に対し、①豚熱に関する正確な知識、②異常の発見時の対処方法、通報方法について、周知を図る広報資料を作成する。 2 県内全域の豚等を飼養する動物取扱業者に対する広報資料を可能な限り配布するよう、衛生指導課を通じて健康福祉センターに依頼する。 また、千葉市は経済農政局農政部農政課へ、船橋市及び柏市については担当部署に直接依頼する。	【資料】 広報資料

エ 学校に対する広報・指導・協力要請

業 務	作業内容	備 考
飼育畜の観察徹底と異常の早期通報、異常動物の取扱方法等についての指導・協力要請	1 患畜決定（国の患畜判定連絡）が判明した時点より、県内の学校に対し、①豚熱に関する正確な知識②異常の発見時の対処方法、通報方法について、周知を図る広報資料を作成する。 2 広報資料について、関係部署を通じて県内全ての学校に対し配付するよう依頼する。 ・公立の高校、中学校、小学校、幼稚園 →教育庁保健体育課 ・私立の高校、中学校、小学校、幼稚園 →総務部学事課	【資料】 広報資料
豚等を飼育している学校への情報提供と防疫対策の指導	3 学校関係者からの問合せは、原則的に安全対策班で対応し、県ホームページにQ & Aを掲載していることを併せて周知する。	

オ 健康相談等

業 務	作業内容	備 考
畜産農家及び地域住民へのメンタルケア及び健康相談等	1 畜産農家や発生農場周辺住民等の精神的ストレスや不安等を解消するため、地域における専門機関の紹介 2 消毒のため散布する消石灰への健康不安について、各健康福祉センターにおける、健康影響に対する相談対応や医療機関の受診勧奨	救急医療対応病院のリスト

カ 野生いのしし対策

業 務	作業内容	備 考
死亡いのしし等の対処方法等についての広報	1 患畜決定（国の患畜判定連絡）が判明した時点より、 （１）豚熱に関する正確な知識 （２）死亡もしくは異常を呈したいのしし個体発見時の対処方法、通報方法 （３）いのしし個体の解体・埋却時の衛生対策 （４）搬出制限区域内（半径１０km）から区域外へのいのしし個体等の持ち出し自粛について、周知を図る広報資料を作成する。 2 広報資料を、自然保護課と調整の上、県内の市町村有害鳥獣捕獲担当部署及び千葉県猟友会に対して配布し、捕獲従事者及び全会員に周知するよう依頼する。	市町村担当部署一覧 広報資料 協力要請文書 【参考】 千葉県野生イノシシの捕獲等に関する防疫措置マニュアル
搬出制限区域内（半径１０km）での野生動物（いのしし）の対策	1 狩猟期間（１１月１５日から２月１５日まで）中の狩猟及び有害鳥獣捕獲における搬出制限区域内（半径１０km）から区域外へのいのしし個体等の持ち出しについて、自然保護課と調整の上、狩猟者及び捕獲従事者に対して、広報資料及び県ホームページ等を活用して自粛するよう呼び掛ける。 1 安全対策班は、自然保護課と調整の上、必要に応じて市町村や猟友会等に対して協力を依頼し、野生動物（いのしし）の捕獲、経口ワクチンの散布等の対策に取り組む。	本県はワクチン接種地域であるため制限区域は設定しないが半径１０kmにおける野生動物対策は実施する。

キ 飼育動物への対応

業 務	作業内容	備 考
飼育動物への対応について	原則として、県民からの相談については、相談を受けた市町村、県の機関がそれぞれ対応する。	

(5) 流通指導班

ア 家畜・畜産物流通対策

業 務	作業内容	備 考
飼料流通業者等に対する協力要請・指導等（制限・ルート変更等要請）関係団体・業者への協力要請等	1 患畜決定（国の患畜判定連絡）連絡を受け、下記の事項を担当者に連絡する。 （1）発生農場の位置と配送ルートの変更を依頼（発生地付近の通過中止と変更依頼） （2）消毒ポイントの位置と車両消毒の要請（発生地） （3）発生地3km 以内の移動制限区域内の豚の移動の禁止と半径10kmの搬出制限区域から区域外への搬出禁止の確認☆ 2 その後、上記の対応状況を緊急連絡網において確認して防疫指導班に連絡する。 3 発生毎に上記の連絡を行う。	関係団体リスト 担当者一覧

イ 消費者・生産者等の相談対策

業 務	作業内容	備 考
相談窓口の設置と対応	患畜決定（国の患畜判定連絡）が判明した時点より、下記の事項を実施。 1 Q & A 及び広報資料を下記の機関にメール送付し、広報（窓口張り出し等）及び電話対応を依頼する。 ①市町村、②地域振興事務所、③関係各課（団体指導課、経営支援課等） 2 農業事務所に、Q & A（相談マニュアル）をメールにて配布するとともに、相談窓口の設置を依頼し、電話番号を確認する。 3 農業事務所、健康福祉センター、家畜保健衛生所の相談窓口の電話番号を再確認する。	相談窓口一覧
県ホームページ掲載等の広報	1 下記事項のホームページ掲載の事務を行う。 （1）プレスリリース資料 （2）広報資料（①豚熱とは、②異常を発見した時の対応、③留意点） ＊県民、畜産農家、畜産関係車両、ペットショップ、動物園等向けにそれぞれ作成する。 （3）移動・搬出制限区域☆、消毒ポイントの位置 （4）Q & A（県民向け、農家向け）（随時、追加・変更） （5）防疫措置（殺処分、消毒、焼却状況一覧表）（各週） （6）総務班、安全対策班が作成した広報資料等 （7）風評被害調査結果、経営支援対策とその進捗状況 2 相談窓口設置部署には、「相談対応報告」にて原則毎日、午後5時までに報告するよう依頼し受け取り、内容を取りまとめ、内容を検討し、Q & Aを追加作成する。 3 相談対応報告の内容を随時把握し、「豚熱の食品に対する安全」「人への感染についての安全性」について、広報資料を随時作成し、「総務広報班」の広報業務を支援する。 4 県対策本部の相談窓口の総括として対応するが、専門的な知識を必要とする場合には、関係課に回答を依頼する。	ホームページ掲載例

ウ 経営等支援

業 務	作業内容	備 考
生産者への経営支援策の周知・実施及び被害対策調査	1 患畜決定（国の患畜判定連絡）が判明後、直ちに既存の対策をホームページ掲載する。 2 発生農場とその制限区域内☆の農家情報を整理し、一覧表を作成する。 3 移動制限措置等により生じた農家の経営的な被害状況などを情報収集するため、農業事務所に農家一覧表と農家状況調査票を送付し、下記の調査項目などの情報収集を依頼する。 （１）豚（売上げの減少、出荷予定豚保管費、飼料費の増加、輸送費、焼埋却費用等） （２）上記以外の損害状況 4 国からの支援対策等の情報を得た場合、速やかに解説版リーフレットを作成し、農家に連絡するとともに、団体指導課等に迅速な執行について協力依頼する。 5 移動制限が解除された時点で被害状況を取りまとめる。（現地対策本部と連携） 6 被害状況、国の経営支援対策を検討し、補完的な対策を関係課と検討し、必要に応じて予算措置を依頼する。なお、初動の支援対策として制限区域内☆（半径10km）の農家に対して消毒薬の配布を行う。	既存経営支援策
食肉等販売・加工業者経営支援策の周知・実施及び風評被害調査	1 豚肉等販売業者一覧表により、発生後1週間後から電話で風評被害等の状況の調査票を作成しその際、下記の事項を依頼する。 ①窓口担当者の決定と連絡先 ②1週間おきの聞き取り調査への協力依頼 2 1週間おきに電話調査を実施し、とりまとめる。また、被害状況、国の経営支援対策を検討し、補完的な対策を関係課と検討し、必要に応じて予算措置を依頼する。（県単独の対策の場合は、県対策本部会議の決定を得る。） 3 食品製造業、豚肉小売業全般について、経営的な被害状況など情報収集のため、経営支援課に下記の情報収集を依頼する。 （調査項目） 対象業種：食料品製造、飲食料卸売、豚肉小売業、飲食店、飼料製造 調査事項：前年同期比での売上減少率、融資相談件数等 4 国からの支援対策等の情報を得た場合、速やかに解説版リーフレットを作成し、県ホームページに掲載、経営支援課に迅速な事務執行について協力依頼する。 5 初発生から続発がなく、清浄性確認検査が開始された時点で被害状況を取りまとめる。 6 被害状況、国の経営支援対策を考慮し、補完的な対策を関係課と協議・検討し、必要に応じて支援措置を依頼する。（県単独の対策の場合は、県対策本部会議の決定を得る。）	調査とりまとめ表

第2 現地対策本部

1 現地対策本部の設置

(1) 目的及び立ち上げ

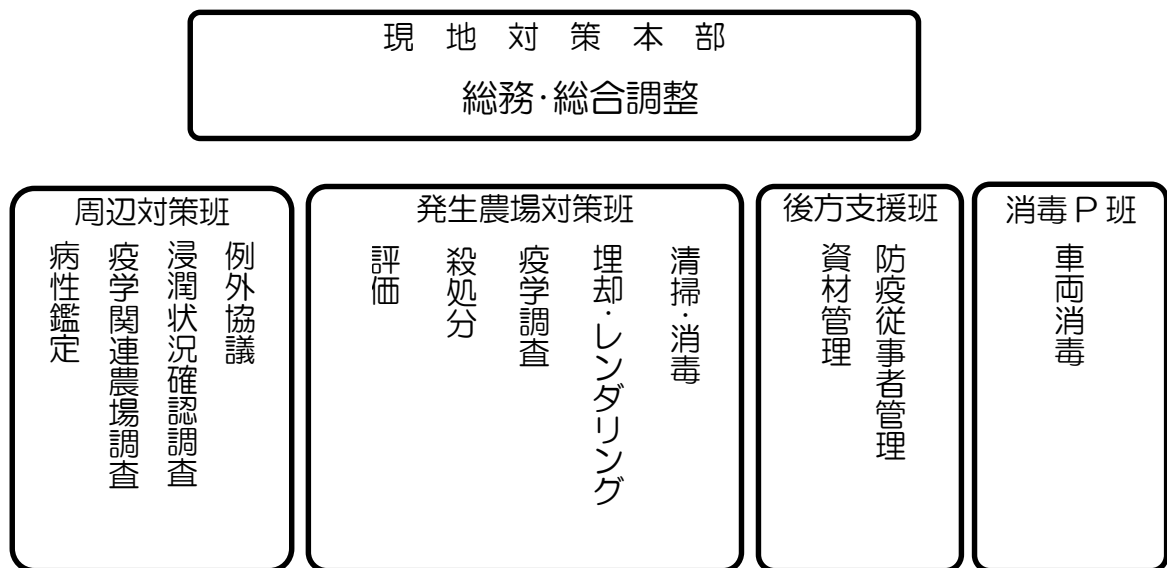
現地対策本部は、豚熱の初動防疫及びまん延防止を円滑に行うために現地家保を中心に設置する。農研機構・動物衛生研究部門に検体を搬入した時点で立ち上げの準備を開始し、遺伝子解析結果の報告を受けたら、すみやかに同本部を設置する。

(2) 組織

現地対策本部は、農林水産部次長（技）を本部長とし、現地家保所長を副本部長として配置する。周辺対策を担当する家畜保健衛生所長（以下、周辺家保所長）と協力して発生現地および周辺の防疫活動を行う。

(3) 役割分担

現地対策本部は、①総務班、②発生農場対策班、③後方支援班、④周辺対策班、⑤消毒ポイント班の5班に分かれて活動する。発生農場対策班は現地家保、交代家保及び待機家保、後方支援班は待機家保、周辺対策班は周辺家保が担当する。（初動時対応マニュアル p.15 参照）また、初動時消毒ポイントの設置は現地家保以外が連携して実施し、設置後の運営は畜総研（市原/嶺岡乳牛研究所）が担当する。



(4) 活動拠点

現地対策本部は、原則として現地家保に設置するが、発生農場及びサブステーションの状況を掌握して的確な指揮がとれ、かつ県対策本部との連絡がとりやすいところに設置するものとし、本部長が決定する（現地家保外の本部設置場所としては、サブステーション内、現地市町村内、現地農業事務所内等）。

なお、周辺対策班は周辺家保内に活動拠点を置く。

2 各班の活動内容

(1) 総務班

責任者は現地家保の次長とする。畜産課、発生農場、サブステーション、発生市町村等との連絡調整を行い、防疫計画や動員の立案、協議、修正、初動動員の班編成、資機材の調整等を行う。

(2) 発生農場対策班

責任者は現地家保防疫主幹（課長）とする。発生農場において防疫作業準備～殺処分～埋却（レンダリング・焼却）～防疫措置完了までの一連の作業を統括する。

(3) 後方支援班

責任者は待機家保次長とする。サブステーションの設置・運営・管理を総務ワークステーション（以下、総務WS）、現地農業事務所、健康福祉センター、畜総研、市町村等と協力して行う。

(4) 周辺対策班

責任者は周辺家保の所長とし、以下ア～ウを担当する。

ア 発生状況・清浄性確認検査及び疫学関連調査

イ 病性鑑定（※清浄性確認検査と重なる場合は、中央家保佐倉が対応）

ウ 例外協議

(5) 消毒ポイント班

消毒ポイントの設置・運営・撤去を担当する。

消毒ポイントの設置・撤去は周辺家保次長が、運営の総括は畜総研究室長が実施する。

3 連携及び応援について

現地家保、周辺家保、現地農業事務所及び発生市町村は各班の作業が迅速かつ円滑に進むように情報の共有を図り、相互に連携を図る。

また、畜産課は必要に応じて周辺農業事務所や周辺市町村等にも応援を要請する。

4 総務班の運営について

総務班

現地対策本部長 (農林水産部次長(技))		現地対策本部の総括
副本部長(現地家保所長)		本部長の補佐、市町村及び関係機関・団体との調整
連絡調整担当(現地家保次長)		現地対策本部内の連絡調整、資材管理
焼埋却担当(交代家保次長)		焼埋却に係る連絡調整
現地家保	家畜防疫員	現地対策本部会議関係資料作成、資材管理

(1) 現地対策本部会議の開催

総務班は、県対策本部会議開催にあわせ現地対策本部会議を速やかに開催する。開催場所は原則、現地家保とするが、利便性を考え、現地対策本部長が決定する。

県対策本部総務広報班に県対策本部会議資料一式を送付するよう依頼し、資料は原則として県対策本部会議と同一のものを使用する。

会議で発生状況や消毒ポイント等について説明し、各役割担当部署に協力を依頼する。

*管内養豚農場への連絡は、制限区域内農場も含めすべて周辺対策家保に一任する。

(2) 関係者間の情報共有

総務班は、現地対策本部長、現地対策副本部長、周辺家保所長に加え、業務に密接な関係のある現地農業事務所長や畜総研センター長に対し、作業の進捗状況を報告するとともに、問題点があれば改善するための打ち合わせを行う。

(3) 総務班の業務

総務班は、発生農場やサブステーションの状況を把握し、報告を取りまとめ、また、証拠書類等を保管する。

防疫措置進捗状況から県対策本部に対し動員依頼、不足資機材の手配を行うとともに、関係機関・市町村・関係団体との調整を行う。

ア 防疫措置進捗状況の管理

発生農場からの定時報告を取りまとめ、県対策本部へ報告する。円滑な業務遂行の支障となる事項があれば、県対策本部と協議を行い、発生農場対策班を支援する。

イ 動員状況の管理と県対策本部への動員依頼

サブステーションからの報告を取りまとめ、発生農場からの報告と照会し、動員者の作業動向を把握する。

ウ 資材管理

発生農場及びサブステーションの資材状況を把握し、不足資材があれば手配する。現地で手配できない場合は、県対策本部へ手配を依頼する。

エ 埋却・レンダリング(焼却)に係る調整

埋却処分で公有地等農場所有地以外に埋却する場合、市町村等と調整し、処分計画を作成する。レンダリングの場合、市町村と設置場所・焼却場所を調整する。

処分計画作成後は、発生農場等で埋却・レンダリングに係る指示を行う。

オ 通行遮断の調整

通行遮断をする場合は所管警察署長への通報及び協議を行う。

5 発生農場対策班の運営について

(1) 発生農場対策班の役割

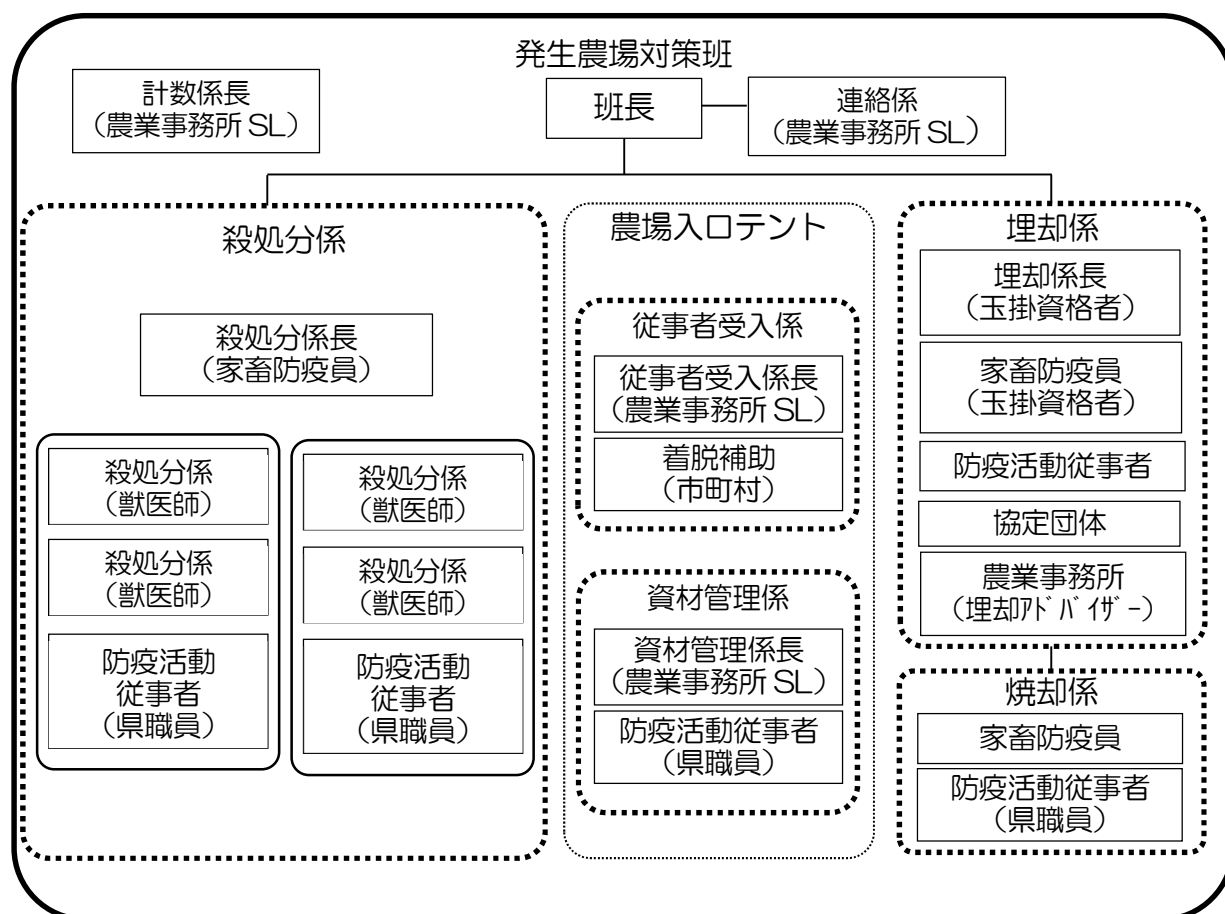
発生農場対策班は、現地対策本部の指示を受け、後方支援班の支援のもとに発生農場における一連の防疫作業、および発生農場の疫学調査、評価等、農場内の実務を行う。

- ア 病性鑑定
- イ 防疫計画内容の確認、準備
- ウ 事前評価
- エ 殺処分
- オ 埋却・レンダリング
- カ 殺処分後評価
- キ 国の疫学調査対応
- ク 消毒
- ケ 防疫作業統括

※発生農場の防疫措置に従事した者は、原則として少なくとも7日を経過してから清浄地域の各作業にあたること

(2) 体制図

発生農場対策班の体制は以下のとおりとする。



(3) 病性決定後の対応（患畜決定～）

発生農場対策班

現地家保	班長（１）※１	全体統括	第１クール開始後 ８～１２時間交代
	殺処分係長（１）	農場内統括	
	埋却係長（１）	責任者、豚や汚染物品の埋却	
獣医師	殺処分係（班数分×２）	作業統括、殺処分、自衛隊対応	
農業事務所	ＳＬ ※２	連絡係（１）	
		連絡責任者、報告書作成	
		従事者受入係長（１）	
		従事者受入責任者	
市町村	着脱補助（１）	資材管理係長（１）	
		資材管理責任者	
畜産課	計数係長（１）	計数責任者	
市町村	着脱補助（１）	防疫服等着脱支援	
	疫学調査担当（１）※３	国の疫学調査チーム対応	
畜産課	写真・記録担当（１）	写真・ビデオ撮影	

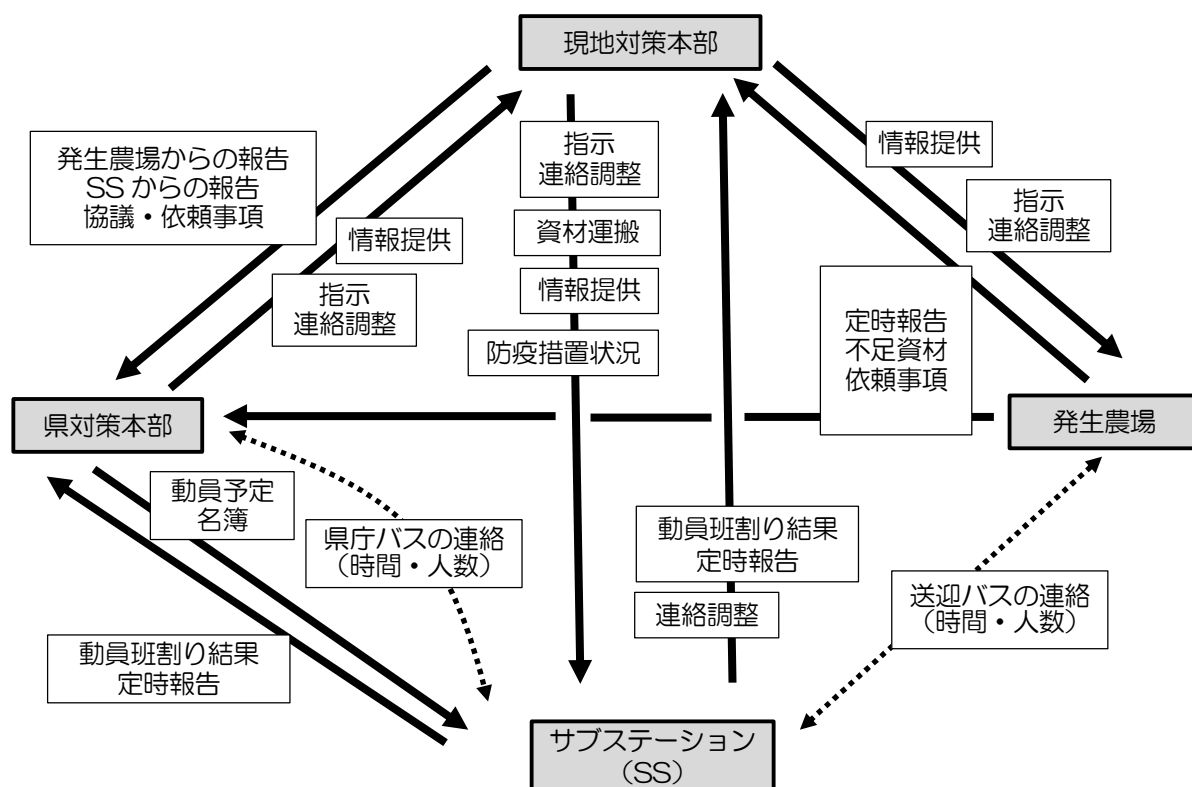
※１ 初動対応時に招集されたその他家保の先遣隊員は、次クールの交代要員となるため、防疫作業開始後は一旦退出する。

※２ ＳＬは豚熱では殺処分作業は行わないので、連絡係、従事者受入係長、資材管理係長、計数係長として各作業専任とする。

※３ 畜産課疫学調査担当は、国の調査チームが帰庁した後は写真・記録担当となる。

ア 連絡体制

連絡体制は以下のとおりとし、連絡係および従事者受入係長・資材管理係長・写真記録担当が行う。基本的に、報告は県及び現地対策本部にメールで一斉送信、連絡調整・指示は県対策本部と現地対策本部間、現地対策本部と発生農場間で電話やメールにより実施するものとする。



イ 防疫作業対応

殺処分、清掃・消毒、埋却、レンダリング・焼却作業の詳細は各手順書のとおりとする。発生農場対策班全体の流れは、1クール8時間（作業3時間×2、移動・休憩時間1時間）として以下のとおりとする。

（ア）防疫措置の最初のクールにおいて農場に入る場合

防疫措置開始時点から作業に従事する防疫活動従事者（以下、従事者）は、サブステーション（SS）責任者の指示に従い、SSで防疫服に着替えてから、着替えやゴーグルなどの荷物を持って農場行きのバスに乗車する。

従事者は、農場到着後、発生農場対策班長の指示に従い、一部は防疫措置を始めるにあたり必要な準備作業（テントの組み立て等）を行い、残りは殺処分作業に着手する。

従事者受入係は「各班別管理表（発生農場用）」様式 13 を用いて、農場到着時間や防疫従事者・補助作業者等の人数を記録し、連絡係に報告する。

着脱補助にあたる市町村職員は、従事者受入から着脱補助や消毒作業について指示を受けると共に、資材の配置や整理など着脱補助に必要な体制を整備し、休憩時や発生農場入退出時等に従事者の着脱を補助する。

（イ）先遣隊

先遣隊の家畜防疫員のうち現地家保以外の2名は、第1クールの従事者が発生農場に到着後、農場から退出する。退出に用いた公用車等は必ず発生農場近くの消毒ポイントを通過し、職員はいったんSSに戻ってから帰庁すること。ただし、先遣隊の業務が早く終わり、患畜確定までに相当の時間がある場合は全員一旦帰庁する。

（ウ）防疫作業従事者の受け入れ

テント内にいる従事者受入係長は、従事者の予定到着時刻・人数について、SSのバス連絡担当から聞き取り、「各班別管理表（発生農場用）」様式 13 に記入し、連絡係に報告する。

従事者到着時にはSSに連絡し、実際の時刻・人数を記録する。

連絡係は常に時間を把握し、各防疫作業クール作業開始及び終了時間を管理する。

各係長は、各クールの防疫作業を開始する前に、ミーティングを行い、従事者に対して以下の事項を伝達する。

- ☐ 予定作業内容
- ☐ 作業の進捗状況
- ☐ 殺処分の方法、作業の流れ
- ☐ 作業の危険性
- ☐ 体調不良時、トイレ等の対応
- ☐ 不明点の質疑応答

（エ）防疫措置の実施

各作業手順書に従い、防疫措置を実施する。

（オ）作業の記録・報告

各係長は各クールの作業開始・終了時間ならびに殺処分、埋却（レンダリング等）、消毒作業の開始終了時間を県及び現地対策本部に報告する。

作業の記録は各担当が以下のとおり行う。

- ☐ 作業の写真・動画撮影・記録（畜産課写真記録担当）
- ☐ 発生農場人員受入簿（従事者受入係長）

- 受入資材受払簿（資材管理係長）
- 殺処分数、汚染物品処理数（計数係長）
- 各クールの作業内容記録（連絡係）
- 事故等の記録（連絡係・畜産課写真記録担当）

記録は写真撮影し、畜産課写真記録担当が県及び現地対策本部へ一括メール送信する。

※各報告は、作業開始から概ね2時間ごとに行う。

（力）必要資材の手配

資材管理係長は「在庫管理表」様式 18により、概ね2時間ごとを目処に在庫調査を行い、消耗資材の1クール当たり的大まかな使用量を把握するとともに、不足を予測して早めに県もしくは現地対策本部並びにサブステーションに連絡係を介して発注を依頼する。

（キ）従事者の休憩

作業開始から3時間経過したところで殺処分班長の指示に従い休憩をとる。豚熱は人獣共通感染症でないことから、従事者は農場入口テント内で休憩をとる。テントには防護服等を脱衣してから入り、作業に戻る際は新しい防護服等を身に着ける。

（ク）従事者退出

連絡係はSSへ従事者の退出予定時間を連絡するとともに、輸送バス（またはSS駐車中の公用車）の手配を依頼する。各クールの作業終了後、殺処分係長は殺処分作業班ごとの防疫資材の残量を確認し、農場入口テント（班長、連絡係、資材管理係長、従事者受入係長）へ報告、スタッフミーティングで、必要に応じ作業の見直しを図る。

（ケ）発生農場対策班の人員交代

SLは、従事者入替え時に発生農場へ入り、ミーティングに参加する。発生農場への立ち入りは必ずSSを経由して健康チェックを受診し、出発時間や交通手段の報告を行うこと。

次クール従事者受入時のミーティングは前クールの家畜防疫員、SLが行う。前クールのスタッフは、発生農場対策班長の指示に従い、次クールの作業を開始してから農場を退出する。退出する交通手段はSSと調整し、必ずSSを経由してから帰宅すること。

（コ）各係責任者、SL等従事者以外の休憩

各クールの入れ替え時を中心に適宜休憩をとり、適宜給水する。朝食、昼食、夕食時間にクールの入れ替えが当たらない場合は、SSから食料を運搬する。連絡係が休憩時間を調整し、交代で食事する。

ウ 評価

殺処分された豚をカウントし、記録することで、最終的な殺処分数を確定する。

（ア）殺処分数のカウント

殺処分時された豚はフレコンバックに入れる。各作業班の記録担当者は、フレコンバックに決められた色で番号をスプレーし、「殺処分計数野帳」様式 14に記録する。

（イ）各時間の殺処分頭数確認

計数係長は休憩前に各作業班の殺処分頭数を取りまとめ、殺処分係長に報告する。

殺処分係長は殺処分頭数を「殺処分豚集計表」様式 15 に記録し、発生農場対策班長に報告する。確定した数値を畜産課写真記録担当が、県対策本部、現地対策本部へ報告する。

(ウ) 評価人による頭数確定

評価人（初動マニュアル p.26 参照）は報告数値をとりまとめ、殺処分終了時に畜主に内容を確認し、頭数を確定する。

エ 発生農場内の連絡体制

発生農場対策班の各係長は全員無線機を所持し、連絡を取り合う。発生農場エリア外への報告・連絡は連絡係が携帯電話またはパソコン通信により行う。ただし班長は、各対策本部等と独自に携帯電話で交信可能とする。また、SS－発生農場場間のバス等、人員・資材輸送については、従事者受入係長が直接 SS と携帯電話で連絡を取る。

オ 疫学調査

畜産課疫学調査担当者は、国の調査チームに同行し、発生農場の現地調査を実施する。発生農場への立ち入りは、SS を経由して行うこと。

カ 記録

写真・ビデオ撮影は発生農場に派遣された畜産課疫学調査担当者が農場に残り、写真記録担当者となって担当する。

記録担当は予め発生農場に準備した通信機器で通信可能かを確認する。通信できない場合は、データを指定する SS の補助作業員（県職員）に農場入口テントで渡し、SS の畜産課連絡員まで届けるものとする。

レンタル通信機器の手配が整うまでの間、SS の畜産課連絡員は一時的な通信機器の使用について、最寄りの関係機関の機器を借りて送信するものとする。通信機器の借用については、県対策本部防疫指導班（総務広報班）に調整を依頼する。

6 後方支援班の運営について

(1) サブステーション（SS）とは

SSは、防疫作業に必要な人および物品の中間集合施設であり、発生農場での防疫作業で必要となる物品の搬入・搬出・管理を行う。従事者は、SSに集合してから農場に入る。

(2) SS における従事者の動き

受付

- ・SSに到着したら、従事者は靴を脱いでビニール袋に入れ、配布された軍足に履き替える。
- ・受付で所属と氏名を伝え、班割りを確認する。
- ・「従事者 作業前チェック票（以下、チェック票）」を持参しなかった場合、チェック票を受け取り、記入スペースで体温測定（血圧測定）と調査票の記入を行う。

健康管理

- ・記入したチェック票を健康管理エリアで提出し、総務WS担当者の問診を受ける。
- ・総務WS担当者は、記載されたチェック票の内容を口頭で確認し、振り分けチャートに従って作業可否を決める。
- ・「作業可」の従事者は防疫資材配布エリアへ行く。「軽作業のみ可」の従事者は受付へ行き、作業内容の指示を受ける。「作業不可」の従事者は、受付にその旨を伝えて帰宅する。

防疫資材配布

- ・従事者は防疫資材リストを見ながら防疫資材を選び取る（防護服、グローブ等の防疫資材の名称、サイズは明記して陳列されている）。
- ・配布された袋に防疫資材を入れた後、班毎に作業前待機場所に集合し、リストと資材が合っているか確認する。

農場へ向かう

- ・従事者は防護服と帽子を装着した後、作業前待機場所から退出し、ビニール袋にまとめた荷物を手荷物置き場に保管する。
- ・移動用サンダルを履き、バスで農場へ移動する（バス乗車時にサンダルを脱ぎ、裸足で乗車。農場で農場内用のサンダルに履き替える）

農場作業後

- ・従事者は農場テントで移動用の防護服に着替え、バスで帰還する。
- ・作業後入口で移動用防護服とサンダルを脱いでSSに入り、作業後待機場所に移動する。

解散

- ・帰宅後の注意事項説明を受けた後、解散となる。
- ・作業後出口から退出、帰宅。

(3) SS の運営

SS 役割分担		所属	担当内容
後方支援班長		待機家保次長・課長（１）	総務：SS 運営責任者
班長補佐（連絡員）		畜産課（１）	総務：連絡調整・記録・報告、農場撮影画像の送信・保管
運営 （１６）	従事者 管理係 （７）	待機家保（１）	従事者管理係長 総括・連絡調整、バス運行計画作成・運行管理
		現地農業事務所（１）	従事者名簿管理・班割り、公用車管理
		現地市町村（２）	従事者名簿管理・班割り、バス運行計画作成・運行管理
		周辺市町村（２）	受付・案内
		総務 WS	健康管理
	資材管理係 （５～）	待機家保（１）	資材管理係長 総括・連絡調整
		補助作業者（４～）	資材受入・管理・運搬、資材配布、 農場・SS 間の資材・人員搬送補助、調達補助（購入・運搬）
駐車場（２）		警備業協会（２）	駐車場誘導・整理

ア 連絡体制

連絡体制は p.33 のとおりとし、基本的に報告や連絡調整は現地対策本部と行う。ただし県庁－SS 間の輸送バス、資材の発注については県対策本部と、SS－発生農場間の輸送バスについては、発生農場と連絡を取り合う。県及び現地対策本部との連絡は総務が行うが、発生農場との送迎バス連絡及び資材搬入については SS 従事者管理係と発生農場対策班の従事者受入係間で行う。

また、従事者については、県対策本部から送付された名簿により SS で班分けを行い、従事者の出欠確認結果とともに班分け結果を県及び現地対策本部へ報告する。

イ SS の各担当作業

（ア）総務

- ・待機家保次長は、後方支援班長（SS 運営責任者）として、県及び現地対策本部、総務 WS 担当者との連絡調整を行う。

- ・運営を始める前に次の項目について県及び現地対策本部に確認する。

農場作業予定

自衛隊出動の有無・人数・作業班体制・SS－発生農場間輸送バス利用の有無

畜産課内の役割と担当者の一覧

発生農場対策班長、殺処分係長、埋却係長、SL（連絡係、資材管理係長、従事者受入係長、計数係長）名簿

防疫活動従事者名簿（県対策本部総務広報班から送付される）

協定団体等県職員以外の名簿作成

県庁からの従事者輸送バスの台数・到着時間と人数

SS－農場間輸送バスの台数

- ・運営を始める前に次の項目について総務WSとの調整を行う。

SS運営予定（配置図、動員状況等）を説明

作業内容、必要資機材の確認

総務WSのシフト予定、責任者、メンバーを確認、受付

（総務WS派遣の人員に対しても受付を行うこと）

- 県対策本部から各クールの予定動員数や班数、1班当たりの予定人数（原則20人）の連絡を受けて、「各班別管理表（SS用）」様式30により受付へ各作業班への振り分け方法を指示する。
- 畜産課連絡員は、班分け後の「防疫活動従事者名簿」様式28と「動員者以外受付名簿」様式29を県及び現地対策本部へ送付する。
- 畜産課連絡員は、県対策本部からの県庁－SS間輸送バス運行予定連絡を受けて、「バス運行予定表（県庁－SS）」様式33に記録し、従事者管理係に指示する（帰庁予定連絡のため、表は掲示する）。
- 資材管理係から報告を受けた不足資機材について、県もしくは現地対策本部と調整する。
- 事故等トラブル発生時には「問題発生記録」様式22を作成し、現地対策本部に報告する。
- 農場作業進捗状況を現地対策本部に確認し、随時掲示する。
- 畜産課連絡員は、県及び現地対策本部へSSの状況を報告する。

（イ）従事者管理

従事者管理係は防疫作業従事者の受付（集合時間の2時間前～）及び班割・管理を行う。

a 受付

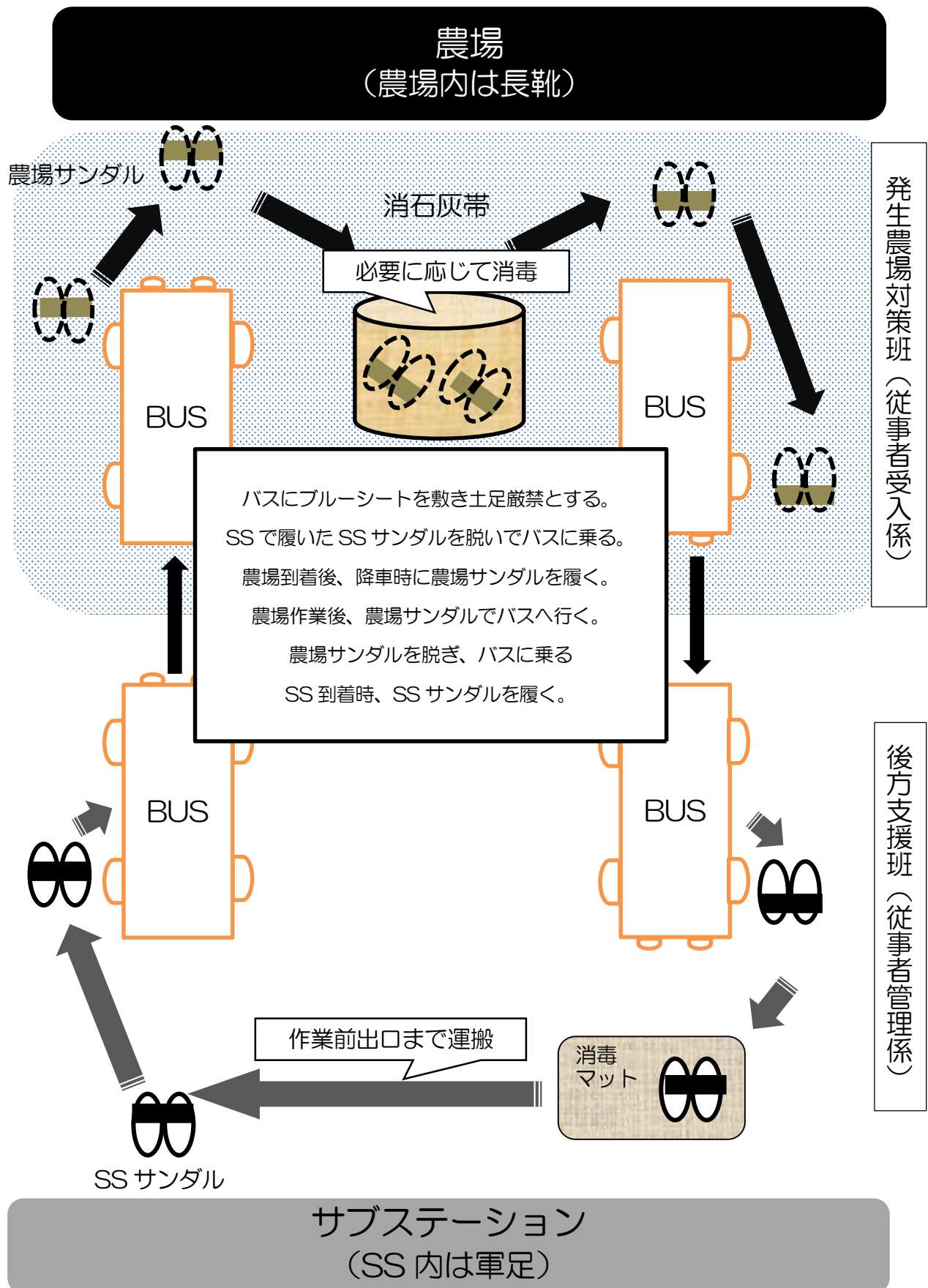
- （a）従事者管理係は、総務から「各班別管理表（SS用）」様式30を受け取り、クールごとに各作業班に振り分ける人数を確認する。県対策本部から送付された「防疫活動従事者名簿」様式28により、受付を行う。
原則として、来場の先着順に班を割り振ることとする。公用車同乗等、交通機関の都合があれば優先するが、その他の私的な割り振り希望は混乱の元になるので受け付けない。名簿に割り振った班を「防疫活動従事者名簿」様式28に記載する。
- （b）従事者管理係は、従事者が「従事者作業前チェック票」様式24を持参しなかった場合、受付で配布する。
- （c）従事者管理係は、従事者以外の来場者（家保職員やSS応援の市町村職員等）について「動員者以外受付名簿」様式29に記載する。
- （d）総務WSは「従事者作業前チェック票」様式24を用い健康状態を確認し、作業不可となった者は速やかに帰宅させるものとし、軽作業が可能なのは補助作業者ととして「防疫作業従事者名簿」様式28の特記事項に記入する。
- （e）従事者管理係は、補助作業者となった者を資材管理係等に割り振りする。
- （f）従事者管理係は、使用可能な公用車の台数と運転者を確認し、資材や家畜防疫員やSSLなどの搬送を補助作業者等に指示する。
- （g）従事者管理係は、受付終了後、「受付状況取りまとめ」様式31に整理し、「防疫作業従事者名簿」様式28とともに総務へ報告する。
- （h）従事者管理係は、一日の作業最終クールの受付終了後、総務に確認の上、当日の「発生農場対策従事者日報」様式32を作成する。「防疫作業従事者名簿」様式28と「受付状況とりまとめ」様式31は集計の都度、「発生農場対策従事者日報」様式32は最終クールの受付終了後に、総務から県及び現地対策本部へ毎日報告する。

b バス運行管理

- （a）従事者管理係は、農場－SS間輸送バスの運行計画を作成し、SS内の従事者に案内する。
- （b）従事者管理係は、総務に、県庁－SS間輸送バスの発着予定時間を確認し、SS内の従事者に案内する。

- (c) 従事者管理係は、県庁－SS 間輸送送迎バス、発生農場－SS 間輸送バス発着時に立ち会う。各バスの出発時には出発時刻と乗員人数をそれぞれの連絡担当（県対策本部総務広報班、発生農場従事者受入係長）に連絡する。また、各バスが到着時に、県対策本部総務広報班および発生農場の連絡担当に連絡する。「バス運行予定表」様式 33、「農場バス等運行表」様式 34 に、発着時刻、人数等を記入する。
- (d) 従事者管理係長は SS－発生農場輸送バス以外に発生農場－SS 間を移動する公用車等を確認し、「農場バス等運行表」様式 34 に記載し、各運行実績を総務に報告する。
- c 農場へのお発時及び発生農場からの帰着時の対応
- (a) 従事者管理係は、従事者がバスに乗り込む際、脱いだサンダルを回収する。
- (b) 従事者管理係は、発生農場から従事者が戻る前に、洗浄、消毒用品を補充する。（逆性せっけん液を作り、消毒マットへ補充する。うがい薬を補充する。）
- (c) 従事者管理係は、帰着時にバスから降りる従事者にサンダルを配布し、移動時に着用した防護服を回収する。
- (ウ) 資材管理
- 資材管理係は常時、搬入・搬出資材個数を管理する。動員された県職員のうち早めに到着した人を補助作業員として選定し、資材配付係とする。
- a 資材管理係は、SS に搬入される防疫資材や飲食物等を受け入れ、「資材受入・搬出簿」様式 17 に記載して出納を管理し、不足する物がある場合は総務へ報告する。
- b 資材管理係は、防疫資材配布エリアにおいて、従事者に資材を配布する。不足しないよう、各クール配布終了後、「在庫管理表」様式 18 により在庫状況を確認する。1 名はゴーグルの曇り止め、アウター防護服への氏名記載を補助する。
- c 資材管理係は、総務の指示により、SS 及び発生農場の不足資機材や飲食物を調達し、運搬する。
- d 資材管理係は、SS－発生農場間輸送バス以外の移動者（家畜防疫員・SL・軽度傷病者等）の不定期輸送を行う。
- (エ) 駐車場整理
- a 警備業協会に委託するが、人員が不足する場合は市町村担当者等に協力を頼み、車で SS に到着した従事者等を整理、誘導する。
- b 県庁－SS 間や SS－発生農場間の各輸送バスについて、整理、誘導する。

農場—SS 間のサンダルについて（例）



7 周辺対策班の運営について

本県は全地域がワクチン接種地域であることから、制限区域を設定しないため（3）ア、エ及びオのみ実施する。

（1）周辺対策班の役割

周辺対策班の構成員は、周辺家保とし、清浄エリアでの作業を行う（指針第9～第12）。

ア 移動制限区域及び搬出制限区域の設定と、制限対象外の対応

イ 家畜集合施設の開催等の制限と、制限対象外の対応

ウ ウイルスの浸潤状況の確認（疫学調査、発生状況確認検査、清浄性確認検査）

※発生農場の防疫措置に従事した者は、原則として少なくとも7日間を経過してから発生農場以外の豚等に接触する各作業にあたること（防疫指針留意事項④⑧）

※各検査で豚熱を疑う異常があった場合は、陰性が確認されるまで、周辺対策班の作業にあたらないこと

（2）制限の対象

移動制限及び搬出制限の対象は次に掲げるものとする。

ア 生きた豚等

イ 移動制限区域内で採取された精液及び受精卵（病性等判定日から遡って21日目の日より前に採材され、区分管理されていたものを除く）

ウ 豚等の死体

エ 豚等の排せつ物等

オ 敷料、飼料及び家畜飼養器具

○生きた豚等の移動について

出荷元	移動先		
	移動制限 区域内の と畜場	搬出制限 区域内の と畜場	制限区域外の と畜場
移動制限区域	△	×	×
搬出制限区域	△	○	△
制限区域外	△	○	○

○：条件なしで移動可能
△：国と協議後、
条件つきで移動可能
×：移動不可

（3）患畜決定後の作業

ア 衛生だよりの送付

患畜決定後、県対策本部防疫指導班はすみやかに「家畜衛生だより」様式62を各家保へメール送付する。各家保は管内の豚飼養者へFAXまたはメール送信する。FAXまたはメール送信できない場合、電話等で連絡する。

※衛生だより等、県内同一内容連絡書類の送付部署について

患畜発生、消毒ポイントの変更、終息については県内一律の内容とし、畜産課が作成・決裁した原稿を各家保から送信する。

イ 移動制限区域内農家の対応

（ア）移動禁止の連絡

制限関係書類一覧を参考に移動制限区域内豚飼養者へ関係書類をFAXで送付する。FAXがない飼養者へは電話により連絡・説明し、関係書類を郵送する（メールがある豚飼養者へは様式をメール送信する）。

続いて、発生状況確認検査実施の日程調整を行う。

送付する文書

- ☐家畜伝染病予防法第52条の規定による報告徴求命令に対する報告様式41
- ☐（移動制限区域用）豚熱患畜（患畜）の発生について様式42
- ☐特定移動制限等に係る助成措置について様式46

（イ）発生状況確認検査

発生状況確認検査は患畜決定後、豚等を6頭以上飼養する農場について、原則として24時間以内に実施する。なお、移動制限区域内の豚等のと畜場へ3日以内に出荷する予定がある農場は、出荷のための検査を同時に実施する。検査方法の詳細は発生状況確認検査及び清浄性確認検査手順書による。

またこの時、発生農場から半径1km以内の農場に石灰袋を配布し、特定指針第7の1（3）に替える。

a 市町村と立入り手順の打合せ

初動対応で協力依頼した関係市町村に集合時間、集合場所、巡回行程を確認する。

b 制限の対象外とするための調査

検査のための立入り時に、移動制限の対象外とする協議資料作成のための調査表を配布し、聞き取りを行う。

c 検査の実施

集合場所から市町村公用車で各農場へ向かい、検査を実施する。原則1農場につき家畜防疫員2名で対応する。対象農場数が多い場合は、いったん帰庁して入浴し着替えてから2件目へ向かう。採材数、検体番号は事前に作成した「確認検査採材リスト」様式39を参考にする。採材後は市町村公用車で集合場所へ戻る。

※豚舎内で異常豚を発見した場合は、直ちに周辺家保へ連絡し、指示を仰ぐ。

※検査のための立入り時に、移動制限の対象外とする協議資料作成のための調査表を配布し、聞き取りを行う。

d 中央家保佐倉への搬入

各検体は、回収者がまとめて中央家保佐倉へ搬入する。

（ウ）制限の対象外とするための協議資料作成

発生状況確認検査立入り時に、と畜場出荷（移動制限区域内にと畜場がある場合に限る）、死体や排せつ物等の移動について、調査を行う。

調査に使用する文書

- ☐生きた豚等の移動制限区域内のと畜場へのお荷について様式47
- ☐と畜場出荷のための調査表様式48
- ☐豚等の死体等の処分のための移動について様式56
- ☐死体等の移動のための調査表様式57

（エ）報告および制限の対象外とするための協議

周辺家保は協議内容と検査結果をもとに「例外協議農場リスト」様式38を作成する。移動経路および通過消毒ポイントを記した図面を添付し、県対策本部防疫指導班へ提出する。

県対策本部防疫指導班は例外協議農場リスト・添付資料をもって、制限の対象外について、動物衛生課と協議する。

（オ）協議終了の報告

制限の対象外となった場合、周辺対策班はすみやかに対象農家へ協議終了について連絡するとともに、必要な措置について説明し、移動時に必要な書類一式を送付する。

と畜場出荷の必要書類一式

- ☐と畜場へのお荷のための協議終了について様式 54
- ☐と畜場出荷許可申請書様式 50
- ☐出荷に係る農場全体の健康観察表様式 51
- ☐移動予定豚の健康観察表様式 52
- ☐検査証明書様式 53

死体等移動の必要書類一式

- ☐豚等の死体等の処分のための移動の協議終了について様式 58
- ☐制限除外証明書様式 59

(カ) 移動時の健康確認・検査と書類作成

移動時には事前の血液検査や健康確認のための書類確認が必要となる。周辺家保は移動予定一覧を作成し、計画的に検査・書類確認を実施すること。

a 移動制限区域内のと畜場へ出荷する場合

○出荷する農場

- ・出荷予定日から遡って8日前から1週間、農場全体の豚の死亡頭数及び健康状態を観察し、「出荷に係る農場全体の健康観察表」様式 51に毎日記録する。
- ・出荷前日朝に出荷豚の健康状態の確認、体温測定し「移動予定豚の健康確認表」様式 52を作成する。「と畜場出荷許可申請書」様式 50及び「移動予定豚の健康確認表」様式 52を家保へ提出し、許可を受ける。必要に応じて「と畜場出荷許可書」様式 55を作成し、発行する。
- ・出荷当日、出荷予定の豚房の豚の健康観察を行い記録、保管する。

○周辺家保

- ・出荷日から遡って3日以内に、出荷豚から25頭（25頭に満たない場合は全頭）を抽出してPCR検査を実施する（農場が同時に採血し、民間機関で検査を実施することも可能。その場合、検査の実施にあたっては「豚熱の診断マニュアル」を参照すること）。
- ・出荷前日に出荷する農場から提出される健康観察表様式 51・様式 52とPCR検査結果を確認する。「移動予定豚の健康観察表」様式 52に許可内容を記載し、「と畜場出荷許可書」様式 55と搬入ルートとともに出荷する農場へ返送する。記載済みの移動予定豚の健康観察表は、出荷先のと畜場へFAX送信する。

b 制限区域内の豚等の死体等を移動する場合（搬出制限区域も同様）

○周辺家保

- ・制限対象物を移動する農場から移動前に連絡を受ける。
- ・当該農場の52条の報告内容から異状が無いことを確認し、移動を許可する旨を連絡する。

○移動する農場

- ・移動前に家保へ連絡し、移動の許可を得る。
- ・移動時には制限除外証明書裏面に移動経過を記録する。

* 周辺農場対策のために県外等から派遣された獣医師等については「周辺対策従事者日報」様式 70により周辺家保次長が管理する。

(キ) 清浄性確認検査

移動制限区域内における清浄性を確認するため、移動制限区域内の全ての発生農場の防疫措置完了後 17 日が経過した後に（イ）と同様の検査を行う。

発生状況確認検査・清浄性確認検査を実施する検査員の遵守事項

- ・発生農場の防疫措置に従事した日から 7 日を経過していない者は農場に立ち入らないこと（退場時のバイオセキュリティ措置が適切に実施されていることが確認される場合には、3 日まで短縮できる）
- ・立ち入った農場の豚等について、検査で異状又は陽性が確認された場合には、豚熱 陰性が確認されるまで他の農場に立ち入らないこと

(ク) 移動制限区域の解除

清浄性確認検査の結果、全ての農場が陰性であり、かつ移動制限区域内の全ての発生農場の防疫措置完了後 28 日が経過した場合、国と協議の上、制限区域を解除する。

移動制限解除について、制限区域内豚飼養者へ F A X 送付する。F A X がない飼養者へは電話により連絡する。

ウ 搬出制限区域内農場への対応

(ア) 搬出禁止の連絡

制限関係書類一覧を参考に移動制限区域内豚飼養者へ関係書類を F A X で送付する。F A X がない飼養者へは電話により連絡・説明し、関係書類を郵送する（メールがある豚飼養者へは様式をメール送信する）。

送付する文書

- ☐ 家畜伝染病予防法第 52 条の規定による報告徴求命令に対する報告様式 41
- ☐ （搬出制限区域用）豚熱 患畜（疑似患畜）の発生について様式 43
- ☐ 特定移動制限等に係る助成措置について様式 46
- ☐ （搬出制限区域用）と畜場出荷のための調査表様式 49
- ☐ 豚等の死体等の処分のための移動について様式 56
- ☐ 死体等の移動のための調査表様式 57

(イ) 報告および制限の対象外とするための協議

周辺家保は協議内容をもとに例外協議農場リスト様式 38 を作成する。移動経路および通過消毒ポイントを記した図面を添付し、県対策本部防疫指導班へ提出する。

県対策本部防疫指導班は例外協議農場リスト・添付資料をもって、制限の対象外について、動物衛生課と協議する。

(ウ) 協議終了の報告

制限の対象外となった場合、周辺対策班はすみやかに対象農家へ協議終了について連絡するとともに、必要な措置について説明し、移動時に必要な書類一式を送付する。

と畜場出荷の必要書類一式

- ☐ と畜場へのお荷のための協議終了について様式 54
- ☐ と畜場出荷許可申請書様式 50
- ☐ 出荷に係る農場全体の健康観察表様式 51
- ☐ 移動予定豚の健康観察表様式 52
- ☐ 検査証明書様式 53

死体等移動の必要書類一式

☐ 豚等の死体等の処分のための移動の協議終了について様式 58

☐ 制限除外証明書様式 59

(エ) 搬出時の健康確認・検査と書類作成

移動制限区域の対応と同様に実施する。

(オ) 搬出制限区域の解除

移動制限区域の清浄性確認検査の結果、全ての農場が陰性の場合、国と協議の上、制限区域を解除する。

搬出制限解除について、制限区域内豚飼養者へ F A X 送付する。F A X がいない飼養者へは電話により連絡する。

工 病性鑑定対応

周辺家保が県内の農場からの異状豚通報に対応する。所在地が遠方の場合、待機家保・交代家保で防疫措置に従事していない人員には応援を依頼できるが、防疫措置に従事した人員は交差汚染防止のため、病性鑑定には従事させない。

異常豚所在農場に立ち入った人員は、陰性が確認されるまで、清浄性確認検査等には従事しないこと

オ 疫学調査対応

(ア) 疫学関連農場の連絡

移動制限区域外に疫学関連家畜がいる場合は、速やかに立入り又は聞き取りにより特定症状の有無等の異状について確認する。また、以下の書類を送付し、必要な措置を説明する。

☐ 家畜伝染病予防法第 52 条の規定による報告徴求命令に対する報告様式 41

☐ (疫学関連農場用) 豚熱 患畜 (疑似患畜) 発生に伴う疫学関連家畜について様式 44

☐ 特定移動制限等に係る助成措置について様式 46

☐ (疫学関連農場用) と畜場出荷のための調査表様式 49

☐ 豚等の死体等の処分のための移動について様式 56

☐ 他農場へ生体を移動するための調査表様式 60

(イ) 報告および制限の対象外とするための協議

周辺家保は協議内容をもとに移動経路および通過消毒ポイントを記した図面を添付し、県対策本部防疫指導班へ提出する。

県対策本部防疫指導班は制限の対象外について、動物衛生課と協議する。

(ウ) 協議終了の報告

制限の対象外となった場合、周辺対策班はすみやかに対象農家へ協議終了について連絡するとともに、必要な措置について説明し、移動時に必要な書類一式を送付する。

と畜場出荷の必要書類一式

☐ と畜場へのお荷のための協議終了について様式 54

☐ と畜場出荷許可申請書様式 50

☐ 出荷に係る農場全体の健康観察表様式 51

☐ 移動予定豚の健康観察表様式 52

死体等移動の必要書類一式

☐ 豚等の死体等の処分のための移動の協議終了について様式 58

☐ 制限除外証明書様式 59

生きた豚等の移動の必要書類

☐ 生きた豚等の移動のための協議終了について様式 61

(工) 移動時の健康確認・検査と書類作成

と畜場出荷や移動時には事前の血液検査や健康確認のための書類確認が必要となる。周辺家保は移動予定一覧を作成し、計画的に検査・書類確認を実施する。

a と畜場へ出荷する場合

○出荷する農場

- ・管理獣医師または農場主が出荷予定日から遡って8日前から1週間、農場全体の豚の死亡頭数及び健康状態を観察し、「出荷に係る農場全体の健康観察表」様式51に毎日記録する。
- ・出荷前日朝に出荷豚の健康状態の確認、体温測定し「移動予定豚の健康確認表」様式52を作成する。「と畜場出荷許可申請書」様式50及び「移動予定豚の健康確認表」様式52を家保へ提出し、許可を受ける。必要に応じて「と畜場出荷許可書」様式55を作成し、発行する。
- ・出荷当日、出荷予定の豚房の豚の健康観察を行い記録、保管する。

○周辺家保

- ・出荷先のと畜場での消毒状況等のウイルス侵入防止、まん延防止対策が適切に行われていることを確認する。
- ・出荷前日に出荷する農場から提出される健康観察表様式51・様式52を確認する。「移動予定豚の健康観察表」様式52に許可内容を記載し、「と畜場出荷許可書」様式55と搬入ルートとともに出荷する農場へ返送する。記載済みの移動予定豚の健康観察表は、出荷先のと畜場へFAX送信する。

b 制限区域内の豚等の死体等を移動する場合（搬出制限区域も同様）

○周辺家保

- ・制限対象物を移動する農場から移動前に連絡を受ける。
- ・当該農場の52条の報告内容から異状が無いことを確認し、移動を許可する旨を連絡する。

○移動する農場

- ・移動前に家畜保健衛生所へ連絡し、移動の許可を得る。
- ・移動時には制限除外証明書裏面に移動経過を記録する。

c 他農場へ生体を移動する場合

○移動させる農場

- ・管理獣医師または農場主が出荷予定日から遡って8日前から1週間、農場全体の豚の死亡頭数及び健康状態を観察し、「出荷に係る農場全体の健康観察表」様式51に毎日記録する。
- ・出荷前日朝に出荷豚の健康状態の確認、体温測定し「移動予定豚の健康確認表」様式52を作成する。「と畜場出荷許可申請書」様式50及び「移動予定豚の健康確認表」様式52を家畜保健衛生所へ提出し、許可を受ける。必要に応じて「と畜場出荷許可書」様式55を作成し、発行する。
- ・出荷当日、出荷予定の豚房の豚の健康観察を行い記録、保管する。

○周辺家保

- ・移動計画を把握し、移動先が県外である場合は受入県に連絡する。
- ・移動豚全頭についてPCR検査を実施する（農場が同時に採血し、民間機関で検査を実施することも可能。その場合、検査の実施にあたっては「豚熱の診断マニュアル」を参照すること）。
- ・出荷前日に出荷する農場から提出される健康観察表様式51・様式52を確認する。「移動予定豚の健康観察表」様式52に許可内容を記載し、農場へ返送する。

(オ) 疫学関連家畜飼養農場における移動制限解除のための検査

患畜または疑似患畜との最終接触日から少なくとも 28 日間経過した後に立入検査を行い、特定症状の有無の確認と、体温測定、白血球測定、血清抗体検査を実施する。

(4) 集合施設への対応

ア 移動制限区域内の集合施設へ連絡

疑いの時点で自粛を依頼していたと畜場、家畜市場へ、事業停止を連絡する。

イ と畜場の再開のための協議

前日搬入された豚を処理後、場内消毒を実施する。周辺家保は「と畜場の再開に当たっての確認事項」様式 40 をもとにと畜場へ立入り、現地確認する。

現地確認後、立入り検査結果と写真を県対策本部防疫指導班へ送付する。畜産課は国と再開について協議し、協議結果を周辺家保へ連絡する。

ウ 再開の連絡

協議の結果、再開可能となった場合は、その旨を集合施設へ連絡するとともに「と畜場の再開に当たっての確認事項」様式 40 の写しを渡し、再開後も遵守事項を徹底するよう指導する。

8 消毒ポイント班の運営について

本県は全地域がワクチン接種地域であるため制限区域を設定しないことから、消毒ポイントは原則発生農場近隣のみ設置する。

(1) 消毒ポイントの運営

・役割分担は以下の通りとする。

総務係 (畜総研内)	運営総括	畜総研室長	畜産課（環境）との連絡調整
	調達	乳牛研究所職員 (市原／額岡)	各ポイントとの連絡調整 物品調達・補充・管理 日報の回収と畜産課へ報告
運営係 (各消毒P)	車両消毒	消毒業者（2）	消毒車両の確認、証明書発行、報告 車両の消毒作業、消毒器材の準備・管理
	誘導	警備業者（2）	車両の誘導、警備
—	運営補助	市町村	管内の消毒ポイント管理 (1日1回程度巡回)

・初動時に、周辺家保次長が中心となり消毒ポイントを設置。設置後は畜総研が消毒ポイントの運営を引き継ぐ。

ア 総務係の役割

(ア) 乳牛研究所は、各消毒ポイントからの要請に応じて不足する消耗資材の補充を速やかに実施する。

防護服や消毒薬等の資材、証明書類は、ポイント設置段階で一定数量各ポイントに配布してあるが、不足する分は乳牛研究所に一時保管することとし、必要に応じて各ポイントに供給する。

(イ) 周辺住民から苦情があった場合やトラブルについては、県対策本部焼埋却班に報告する。県対策本部焼埋却班は周辺家保に連絡し、周辺家保は管轄市町村と調整して対応に当たる。

(ウ) 消毒ポイントの設置や閉鎖、設置場所の変更の場合は、県対策本部焼埋却班の指示に従い、消毒ポイントの作業人員と共に対応する。動噴・タンクなど、業者が持ち込んだ物については、県対策本部焼埋却班へ連絡し、業者との調整を依頼する。

イ 運営係の役割

(ア) 各消毒ポイントの消毒業者や警備業者担当者の連絡先を「消毒ポイント担当者報告書」様式 65 に記載し、畜総研に電話で報告する。

(イ) 以下の手順で消毒作業を行う。

※報告書は畜総研が巡回時に回収する。

【消毒作業】

① 警備業者が対象車両を消毒場所まで誘導する（混雑している場合は待機させ、順番に消毒場所まで案内する）。消毒ポイントでは、原則として運転手等を降車させないこと。

② 連絡責任者が車両の運転手に消毒内容を説明し、「車両消毒実施確認書」様式 66 の記載を依頼する。また、アルコールスプレー、ペーパータオルを渡し車内消毒を依頼する。

※車外消毒説明…タイヤ、ホイールハウス、車体底部を中心に、計器等への直撃は避けて車両全体の消毒を実施する。どうしても避けて欲しい部位は申し出るよう説明。

※車内消毒説明…手指、手の触れるハンドルやシフトノブ等と靴の触れるペダルやドアノ

- ブ下部等を運転手にスプレーとペーパータオルで消毒してもらうよう説明。
- ③ 運転手への説明終了後、車両消毒担当が動力噴霧器で車外消毒を開始する。
 - ④ 車内消毒終了後、連絡責任者は、運転手が既に発行された「車両消毒済証明書」様式 67 を持っている場合は日付、時間、消毒ポイントの番号を記載させてから（なければ新規証明書用紙に記載させてから）受け取り、日付印を押して証明書を渡す準備をする。
 - ⑤ 車両消毒と記載の終了後、運転手に運転席から両足と足元マットを出してもらう。
 - ⑥ 両足の靴裏を連絡責任者がアルコールスプレーで、足元マットを車両消毒担当者が動噴で消毒する。
 - ⑦ 消毒終了後、連絡責任者が最終的に泥や糞がしっかり落ちていることを確認する。
 - ⑧ 連絡責任者は記入済みの「車両消毒実施確認書」様式 66 を受け取り、「車両消毒済証明書」様式 67 を運転手に渡す。
 - ⑨ 警備業者が消毒済み車両を出口へ誘導する。
 - （ウ）運営係は、1 クールの終了時に「消毒ポイント実績報告書」様式 68 を作成し、畜総研に電話で報告する。
 - また、不足物品やトラブルが発生した場合は、随時畜総研に連絡する。畜総研は各ポイントからの連絡を「消毒ポイント連絡事項記録用紙」様式 69 に記録する。
 - 畜総研は各消毒ポイントからの報告をもとに「動員実績」様式 71 を作成し、県対策本部焼埋却班に毎日報告する（作業が日をまたぐ場合は、作業開始日の人数に入れる）。
 - * 報告書は乳牛研究所が巡回時に回収する。
- ウ 県対策本部防疫指導班の役割
- 消毒ポイントの設置・運営に関する業務は、県対策本部焼埋却班と連携する。
- エ 県対策本部焼埋却班の担当業務
- （ア）業者の手配

消毒業者（ペストコントロール協会、塗装工業会）、警備業協会へ各ポイントへの作業員派遣を行う。
 - （イ）レンタル資材の手配

現地対策本部から手配の依頼を受けた物資について、レンタル業者への発注等の依頼を行う。
 - （ウ）県警との調整

消毒ポイントの警官の配備体制や巡回の調整を行う。
 - （エ）ポイント設置の情報発信

関係機関及び団体へ、ポイント設置や変更の連絡を行う。
 - （オ）ポイントの縮小や運営時間の決定

搬出・移動制限区域の解除やその他の理由によるポイントの変更や縮小の判断、連絡を行う。運営時間は原則 24 時間であるが、消毒実績等勘案し、動物衛生課との協議のもと運営時間を短縮することができる。